

令和3年3月 予算特別委員会会議録

令和3年3月16日 開会

令和3年3月17日 閉会

三戸町議会

目 次

1 日目 令和3年3月16日（火）	
日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
職務のために出席した事務局職員	2
開会・開議	3
議案第21号から議案第28号まで一括上程	3
議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算（歳入、歳出1～9款）	3
2 日目 令和3年3月16日（水）	
日程	66
本日の会議に付した事件	66
出席委員	66
欠席委員	66
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	66
職務のために出席した事務局職員	67
開 議	68
議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算審議（歳出10～13款）	68
議案第22号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	85
議案第23号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算	86
議案第24号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算	88
議案第25号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	92
議案第26号 令和3年度三戸町介護保険特別会計予算	93
議案第27号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	96
議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院特別会計	98
閉 会	102
署 名	103

1日目 令和3年3月16日(火)

○日程

1. 議案第21号から議案第28号まで一括上程
 2. 議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算
(歳入は1款から8款まで、9款から20款まで一括、歳出は1款から9款まで款ごとに審議)
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員(14人)

柳 零 圭 太 君
小笠原 君 男 君
和 田 誠 君
越 後 貞 男 君
乗 上 健 夫 君
栗谷川 柳 子 君
藤 原 文 雄 君
番 屋 博 光 君
千 葉 有 子 君
久 慈 聡 君
澤 田 道 憲 君
佐々木 和 志 君
竹 原 義 人 君

○欠席委員(1人)

山 田 将 之 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

三戸町長	松 尾 和 彦 君
副町長	馬 場 浩 治 君
会計管理者(会計課長)	山 下 猛 君
税務課長	遠 山 潤 造 君
三戸中央病院事務長	馬 場 均 君
農林課長	貝 守 世 光 君
総務課長	武 士 沢 忠 正 君
まちづくり推進課長	沼 澤 修 二 君
健康推進課長	井 畑 淳 一 君
健康推進課高齢者福祉支援推進監	太 田 明 雄 君
建設課長	極 檀 浩 君
住民福祉課長	中 村 正 君
住民福祉課福祉施策推進監	齋 藤 優 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君

三戸中央病院経営改善推進監	松	崎	達	雄	君
総務課防災危機管理室長	多	賀	昭	宏	君
農業委員会会長	梅	田		晃	君
事務局長	貝	守	世	光	君
教育長	友	田	博	文	君
事務局長	櫻	井		学	君
史跡対策室長	奥	山	昇	吾	君

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	寺	牛	正	幸	君
議会事務局主幹	櫻	井	優	子	君

(午前10時00分)

○委員長（久慈 聡君）

ただいまから予算特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

次に、説明員の出席は本会議と同じであります。特に本委員会には課長級から班長級までの職員の出席を認めておりますので、ご了承願います。

委員長からお願い申し上げます。質疑を行う際には、予算書のページを述べてから関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。なお、議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて質疑及び答弁は、簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第21号から議案第28号までの予算議案8件を一括上程します。

上程しました議案の審査であります。議案第21号から順次審査をしたいと思っておりますので、ご了承願います。

議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算についてを議題とします。

歳入、1款町税から9款地方特例交付金までの説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

令和3年度一般会計予算、歳入の1款町税から9款地方特例交付金までのうち、主なものについて補足説明申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。1款町税、1項市町村民税、1目個人は、納税義務者数の減少、新型コロナウイルス感染症及び基礎控除の見直し等の影響を勘案し、前年度当初より700万円減額の2億7,100万円を計上しております。

2目法人は、法人税割の税率改正と新型コロナウイルス感染症等の影響を勘案し、前年度当初より1,500万円減額の3,510万円を見込んでおります。

1項の市町村民税全体では、前年度に比べ6.7%、2,200万円減額の3億610万円となっております。

2項固定資産税、1目固定資産税は、新年度の評価替えと新型コロナウイルス感染症の低減措置により、減収が見込まれるものの、昨年12月の補正予算で増額されました風力発電設備などにより、前年度当初から2,600万円増額の3億9,900万円を見込んでおります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、県からの通知等に基づき、前年度当初より6万8,000円増額の171万円を計上しております。

2項の固定資産税全体では、前年度に比べ7.0%、2,606万8,000円増額の4億71万円となっております。

次に、3項1目軽自動車税は、全体として台数の減少が見込まれるものの、グリーン化特例の軽減税率が適用されない車両が増加すると見込まれることなどから、前年度と同額の3,730万円を計上しております。

2目環境性能割は、従来県税でありました自動車取得税の軽自動車分に相当するもので、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月から創設されております。これまでの収入状況を勘案し、前年度当初より50万円増額の190万円を計上しております。

3項の軽自動車税全体では、前年度に比べ1.3%、50万円増額の3,920万円となつて

おります。

18ページをお願いいたします。4項市町村たばこ税は、喫煙率の低下に伴う出荷本数の減少が見込まれますが、令和3年10月から税率改正により増税となることから、前年度当初より400万円増額の8,400万円を計上しております。

以上のことから、1款町税全体では前年度に比べ1.0%、856万8,000円増額の8億3,001万円を計上しております。

次に、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は、ガソリン1キロリットル当たり5,200円が課税され、そのうちの42%が市町村に譲与されるものでございます。新型コロナウイルス感染症に関わる移動自粛等の影響により、減収が見込まれることから、前年度当初より400万円減額の1,500万円を見込んでおります。

2項自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の40.7%が市町村に譲与されるものです。過去の増減率やエコカー減税の期間延長等を勘案し、前年度と同額の5,100万円を計上しております。

次に、3項森林環境譲与税は、温室効果ガスの排出削減と災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保するため、令和元年度の税制改正で創設されております。譲与額については、国の配分方針に基づく試算により、前年度と同額の1,600万円を計上しております。

3款1項利子割交付金は、預貯金等の利子に課税された県民税の一部が市町村に交付されるものでございます。令和2年度の収入状況等を基に、前年度と同額の50万円を計上しております。

19ページの4款1項配当割交付金は、株の配当金などに課税された県民税の一部が市町村に交付されるものでございます。過去の収入実績等を基に、前年度当初より10万円増額の100万円を計上しております。

5款1項株式等譲渡所得割交付金は、株を売って得た所得に課税された県民税の一部が市町村に交付されるものでございます。過去の増減率等を基に、前年度と同額の50万円を計上しております。

6款1項法人事業税交付金は、法人市町村民税、法人税割の税率改正に伴う減収分の補填措置として、県税であります法人事業税の一部が県から市町村に交付されるものでございます。令和2年度の収入状況等を基に、前年度当初より300万円増額の400万円を見込んでおります。

7款1項地方消費税交付金は、国から県に払い込まれた地方消費税の2分の1が人口などで案分されて市町村に交付されるものです。令和3年度については、消費税率10%への反動減を見込み、一般財源分と社会保障財源化分の合計で、前年度当初より400万円減額の1億7,700万円を計上しております。このうち一般財源分については、前年度当初より700万円減額の8,400万円とし、社会保障財源化分については消費税増税に伴い、その税率が引き上げられていることから、前年度当初より300万円増額の9,300万円を計上しております。

次に、8款1項環境性能割交付金は、従来県税でありました自動車取得税の自動車分に相当するもので、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月から創設されております。県に納付された環境性能割の一部が町道の延長や面積等に応じ、各市町村に交付されるものでございます。交付額については、令和2年度の収入状況などから、前年度と同額の400万円を計上しております。

20ページをお願いいたします。9款1項地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う減収補填と、令和元年度の税制改正において創設されました自動車税及び軽自動車税減収補填分の合計額となっております。交付金額については、令和2年度におけるこ

これらの収入実績を勘案し、前年度当初より100万円増額の500万円を計上しております。

2項新型コロナウイルス感染症対策収入補填特別交付金は、感染症の影響を受けた中小事業者に対し、固定資産税の軽減措置が実施されることに伴い、その減収分が全額国費で補填されるものでございます。交付金額については、申請状況を基に600万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳入、10款地方交付税から21款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳入、10款地方交付税から21款町債まで、主なものにつきまして補足説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税は、国の地方財政計画に基づく見込額を計上しております。地方交付税26億円及び特別交付税3億円は、地方財政計画の増による試算から計上をしております。地方交付税が町の予算総額に占める割合は45%で、町の主要な財源となっております。

11款1項1目交通安全対策特別交付金107万6,000円は、交通反則金を原資とし、道路交通安全施設整備の経費に充てるため交付されるもので、カーブミラーなどの整備に充てているものであります。

21ページをお願いいたします。12款1項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金の保育所入所児童保護者負担金267万7,000円は、私立保育所の保護者が支払う保育料であります。

13款1項1目1節の総務管理使用料、コワーキングスペース利用料44万9,000円は、延べ約1,400人の利用を見込んだものであります。

4目3節の住宅使用料、町営住宅使用料1,116万円は、前年度と同額となっております。

22ページをお願いいたします。13款2項1目総務手数料は、2節の戸籍住民台帳手数料の合計額515万8,000円は、戸籍、除籍謄抄本、住民票交付手数料、印鑑証明書交付に係る手数料であります。

23ページをお願いいたします。14款1項1目1節社会福祉費負担金1億8,819万4,000円は、障害者自立支援給付費負担金が主なものであり、前年度から1,912万2,000円の増となっております。3節児童福祉費負担金の教育・保育施設型給付費負担金1億6,387万6,000円は、私立保育園と私立幼稚園に対する負担金であり、前年度より3,766万9,000円の増となっております。児童手当負担金6,845万5,000円は、前年度より120万6,000円の減となっております。

2目1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金2,871万4,000円は、ワクチン接種時における医師、看護師、事務員等の経費に係る国庫負

担金であります。

14款2項1目1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金1億1,657万8,000円は、第三次分の交付を受け、無人航空機購入事業、行政手続整備支援業務、道路台帳電子化、三戸中央病院機器購入、おまつり広場、ふれあい公園の整備などの事業を行うものであります。2節戸籍住民台帳費補助金、通知カード、個人番号カード関連事務交付金598万9,000円は、マイナンバー運営団体である地方公共団体情報システム機構への負担金に係る国庫補助金であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金1,916万7,000円は、学童保育地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業などに対する補助金であります。

24ページをお願いいたします。14款2項3目1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,981万3,000円は、ワクチン接種券及び接種会場などの経費に係る国庫補助金であります。

4目1節道路河川費補助金の防災安全交付金5,185万8,000円は、橋梁補修事業に対する交付金であります。

25ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の主なものは、国民健康保険基盤安定負担金4,427万4,000円と障害者自立支援給付費負担金7,795万6,000円であります。3節児童福祉費負担金の教育・保育施設型給付費負担金7,744万6,000円は、私立保育園と私立幼稚園に対する負担金であり、前年度から1,613万円の増を見込んでおります。

26、27ページをお願いいたします。2目民生費県補助金、3節の子ども・子育て支援事業費補助金1,916万7,000円は、学童保育地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業などに対する補助金であります。

3目衛生費県補助金の2節清掃費補助金、電源立地地域対策交付金1,140万円は、町内ごみ収集に充てる補助金であります。

4目農林水産業費県補助金、1節の中山間地域直接支払事業補助金8,231万1,000円は、農業の生産条件が不利な急傾斜地などの農業を支援していくための補助金であります。農業人材力強化総合支援事業費補助金535万円は、新規に農業を始める方に対して、年額1人150万円、夫婦の場合で225万円を補助するものであります。多面的機能支払交付金668万7,000円は、農地維持や資源向上等に取り組む協働活動に対する交付金であります。

15款3項1目総務費県委託金、4節の衆議院議員選挙委託費1,168万円は、令和3年10月21日任期満了となる衆議院議員選挙に係る事務委託金であります。

3目農林水産業費県委託金、1節の中山間地域総合整備事業委託金2,201万6,000円は、県が農道・農業集落道・農業用排水施設などを整備するもので、主に用地購入費、支障物件補償費に対する委託金であります。

28、29ページをお願いいたします。16款1項1目1節不動産貸付収入の土地貸付収入545万6,000円は、青森芝浦電子への土地貸付料355万5,000円、以下24件分であります。光ファイバー貸付収入949万2,000円は、町が整備した斗川、猿辺地区の光ファイバー網をNTTへ貸し付ける収入であります。

16款2項1目不動産売払収入、1節立木売払収入1,218万円は、貝守深山地区の町有林の整備による樹木の売却益を見込んだものであります。

17款1項1目総務費寄附金、ふるさと納税寄附金3億1,000万円は、前年度当初予算額から6,500万円の増として見込んだ額を計上しております。

18款1項1目1節繰入金では、財政調整基金取崩し繰入金1,673万2,000円、ふるさ

と三戸応援基金取崩し繰入金8,000万円としております。ふるさと三戸応援基金取崩し繰入金は、6事業に充当を予定しており、1つ目は11ぴきのねこのまちづくり、2つ目は桜の名所城山公園整備、3つ目は果樹を中心とした特産品のブランド化推進、4つ目は小中一貫教育の環境整備、5つ目は三戸中央病院の医師体制の整備充実、6つ目は子育てサポートの充実となっております。

19款1項1目1節の前年度繰越金7,000万円は、前年度から1,000万円の減を見込んでおります。

30、31ページをお願いいたします。20款3項1目1節雑入の3行目、县市町村振興協会交付金600万円は、市町村振興宝くじの収益金が分配されるものであります。町村の魅力発信事業助成金180万円は、パークゴルフ場管理費の一部へ充てるものであります。原子力施設立地振興対策事業助成金1,400万円は、三戸中央病院医師給料の一部として充てるものであります。人形劇公演入場料50万円は、令和3年11月に開催を予定している「11ぴきのねこ ふくろのなか」人形劇500名分の入場料であります。御城印販売収入30万円は、令和元年7月より販売をしている三戸城の御城印1,000枚分に係る収入であります。三戸郡福祉事務組合清算金34万1,000円は、令和2年3月31日をもって解散した同組合の清算金であります。デマンドタクシー運賃収入85万円は、1乗車500円で運行するデマンドタクシーについて、年間1,700人分の利用を見込んだものであります。

21款1項町債の主なものをご説明いたします。1目総務費債の防災行政無線更新事業債2億5,200万円は、町防災行政無線機器をアナログ方式からデジタル方式に更新するため、工事請負費等の財源とするものであります。

2目衛生費債の浄化槽設置整備事業債210万円は、下水道区域内に設置する浄化槽補助金の財源とするものであります。次の葬祭場整備事業債2,230万円は、新葬祭場建設に係る負担金の財源とするものであります。

3目農林水産業費債の中山間地域総合整備事業債2,700万円は、農道や農業用排水、農業集落道などの農村整備事業に係る負担金の財源とするものであります。

4目土木費債の町道改良事業費債2,790万円は、町道1路線の改良工事、用地購入、補償費の財源とするものであります。

次の橋梁補修事業債3,080万円は、橋梁補修工事3橋の財源とするものであります。

5目消防費債の消防団屯所整備事業債1,700万円は、三戸町消防団第14分団の屯所改築の財源とするものであります。

6目教育費債の相撲場整備事業債560万円は、農業会館を改修し、相撲場を設置するための財源とするものであります。

7目過疎地域自立促進特別事業債7,390万円は、7つの過疎ソフト事業の財源とするものであり、その内訳は人材育成事業、子ども医療費助成事業、子育てサポート祝金支給事業、インフルエンザ予防接種事業、商工振興事業、町営住宅解体事業、語学指導事業、小中一貫教育推進事業、技術棟解体事業の財源としております。

8目臨時財政対策債2億円は、国の財政状況により地方公共団体に交付する地方交付税が不足する場合、地方公共団体が起債により補うもので、翌年度以降の交付税に元金、利子の償還分が算入されるものであります。

以上で歳入、10款から21款までの補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

30ページの20款3項1目雑入のところの公舎使用料、どこの使用料なのか。

それから、その下の広報紙広告掲載料も元年、2年、本年と1万円と見っていますが、もっともっと三戸の商店の方々からも、広告を大いに利用していただきたいと、こう思っているのですが、その取組とかどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまの竹原委員の2点目のご質問にお答えいたします。

広報紙広告掲載料1万円のご質問でございます。広報紙の広告につきましては、広報さんのへの中で広報をご活用なさる方へのご案内を定期にしております現状は、町内の事業者からのご活用は、令和2年度の実績はございません。町外からの利用が多い状況になってございます。今後も町内の事業者からお使いいただけるように、広報に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

雑入の公舎使用料の57万4,000円でございますが、これは外国語指導助手、A L Tの公舎の借上料になります。その歳入となるものであります。

○竹原 義人委員

1万円の広告料をいただいているのですが、町の商店の活性化という意味からも、もう町民は分かっているのだというような考え方でなく、やっぱり商工会のほうにももっと商店の紹介、個別に行っているのもあれですが、一番町民の方々が見るわけです。毎月必ず見るといような観点からいくと、利用状況が、これは役場の関係ではないかも分かりませんが、どんどん掲載、PRするような体制というか、努力をして、今年度は1万円だ、次年度は1万5,000円だとか2万円だとか、数が増えたり減ったりするのが非常に事業をやっているなというふうな、収入を増やそうという努力をしているなというふうに見受けられますが、毎回同じような数字がどんどん上がっているということになりますと、どう取り組んでいるのかなと思いましたので、ちょっとお聞きしました。

校舎使用料のほうは、A L Tのということで、ふるさと応援とはまた別。では、その方々はどこに住んでいるのか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのふるさと応援大使というご発言でございますけれども……

（「大使でなく」と言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

協力隊。

（「ああ、ごめん、協力隊です」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、広報紙の件につきましては、歳入としては予算上1万円としておりますが、令和2年度でいいますと、実績は14万円の見込みとなっております。ただ、ご指摘のとおり、町内のご利用者がいないというあたりが今後の課題となっておりますので、それは引き続きご活用いただけるように、商工会とも情報交換しながら進めてまいりたいと考えております。

また、地域おこし協力隊の校舎ということでご質問がございました。新年度の予算につきましては、地域おこし協力隊員の当初からの任用の予定が現在のところございませんので、今回の予算には計上しておりませんでした。今年度4月または5月からの採用を見込んで募集活動を続けてまいりまして、お一人採用まで、内定まで出た方がおられました。ご辞退ということになりましたので、3年度の当初からは見送ったところでございます。今も募集を継続しておりますので、また応募があって、採用が決まりましたらば、しかるべき時期の議会にてお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

30ページ、21款1項2目衛生費債の浄化槽設置整備事業債、すみません、補足説明で聞き漏らしたのですけれども、下水道の計画区域内における浄化槽設置に対する補助ということで、確認したいのですけれども。

○建設課長（極檀 浩君）

ただいまのご質問についてでございます。

説明のとおり、下水道の区域内にありまして、まだ管がないところとか、そういうところで浄化槽で汚水処理をするという場合についての、これは町債ですので、それに対しての町の持ち出し分ということで計上しております。

○佐々木 和志委員

歳出のほうでもう一回伺うことになると思いますけれども、ちょっと確認でもう2点。過年度に関しても、町債という形で財源確保しているのですけれども、何で町債なのかということが1点と、210万円で何基分を想定しているのか、あとは過年度の実績、3点ちょっと教えていただきたいと。

○建設課長（極檀 浩君）

ただいまのご質問ですが、何で町債なのかというところで、これは浄化槽区域外であれば、国、県の交付金、補助金使えますので、そちらからで対応しますということになります。浄化槽区域内については、町からの単費という形でお金を出しますので、町債のほうで対応していきたいということです。

あと、210万円で何基分かということになります。浄化槽の210万円、町債分ですが、一応町単独で7人槽を5基分、こちらを予算的には町の方で対応したいと思っております。残りの分は、国、県の交付金を活用するというようにしております。

あと、昨年度の実績になりますが、昨年度実績については、今ちょっとデータがございません。後でお知らせしたと思っております。

○佐々木 和志委員

すみません、ちょっと聞こえなかったのですけれども、7人槽を5基で、残りは県。

○建設課長（極壇 浩君）

残りの分は、下水道区域外に設置するものということで、それについては国、県からの浄化槽の補助金がありますので、そちらを使って対応すると。町債分は5基で町のほうと。

○委員長（久慈 聡君）

3回目ですけれども、2回目の回答していました、聞こえなかったからということ。いいですよ、どうぞ。

○佐々木 和志委員

実績が今分からないということだったので、それは後からでもいいです。

7人槽5基分は町債210万円が財源だということだと思いますけれども、仮に5基を超えて申請があった場合はどうするのか、その年度内で対応するのかというところが1つと、課長の答弁、5基を超えた残りの部分は計画区域外の国、県の補助金でやるということでしたけれども、一番最初の冒頭の答弁で、計画区域内の浄化槽設置に関しては、そういう県、国の補助金は活用できないということだったので、そこがちょっと分かりづらいということ。仮に5基が毎年丸々消化されて間違いなく使われているので、210万円町債でやっているというのであれば分かるのですけれども、その実績が1年に1台とか2台の場合、年度当初の予算で210万円の町債を起こすというところがちょっとよく分からない。額が210万円であれば、一般財源、起債を起こさなくて予算に、別のところにのせてもいいのではないかなということ。4点になりますかね。

○建設課長（極壇 浩君）

まず、浄化槽の設置についての補助なのですが、基本的には下水道供用区域外でなっております。さっき説明が足りませんでした、下水道区域内でも下水道の網のかかっていない部分、まだ下水道が入っていない部分については、浄化槽を……訂正いたします。下水道区域内でも、下水道がまだ来ていない部分とかについて汚水処理をする場合に、浄化槽で対応するという場合には、町の単費というか、町の予算で補助するというふうになっております。下水道区域外で汚水処理をする、浄化槽でやる場合には、国、県からの補助を使うというふうな仕組みになっております。今7人槽については、一番使用が多いということもありまして、下水道区域内と下水道の供用区域外で浄化槽をつける場合に、7人槽で予算的には計上しているということです。

あと、7人槽設置部分の予算、これを超えた場合については、来たときには、申込みがあったりとかということで予算を超えているという場合につきましては、くっつける期間にもよりますけれども、それが対応してできる年度内とか2月、年度内に施工の完了が見込まれる場合には、また補正とか、そちらのほうでお願いすることになるかと思えます。

なぜ町債で計上しているかということになりますが、すみません、その部分はちょっと後で説明させてもらえればと思えますが。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、予算を超えた場合ということですのでけれども、先ほど建設課長も答弁いたしま

したが、歳出のほうは補正での対応とさせていただこうかなと考えております。財源となる歳入のほうについては、過疎債の起債でありますので、県への申請の時期等々が決まっておりますので、時期に間に合うのであれば過疎債で財源を確保したいと。時期がちょっとずれて、申込みに入らないというような場合にあっては、町の一般財源で財源をつくって対応したいと考えております。

あと、こちらの起債のほうに今回したということについては、今回過疎債の対象になると、過疎のソフトの事業ということでできるとということで、今回上げさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳出、1款議会費及び2款総務費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳出、1款及び2款につきまして補足説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。1款1項1目議会費であります。この目は議会運営及び議会活動に要する経費で、議員報酬、手当、共済費等、また議会事務局職員の人件費及び事務費であります。

次に、2款総務費のうち、総務課関係分について補足説明をいたします。35ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費であります。特別職と総務課、会計課の職員の人件費が主なものであります。2節給料、会計年度任用職員給料1,106万5,000円は、電話交換手、公用車運転手、会計課窓口、庁舎宿直の合計6名分の給料であります。

36、37ページをお願いいたします。10節需用費の消耗品費798万3,000円は、役場が共通で使用する消耗品、コピー機消耗品、図書、冊子などに係る経費であります。印刷製本費342万9,000円は、例規集の追録代が主なものであります。12節公共施設総合管理計画改定業務委託料537万9,000円は、平成28年度に策定した同計画の見直し、改定を国から求められているものであり、委託により実施をするものであります。37ページ、12節委託料の行政手続整備業務委託料451万円は、国が進める押印見直しに向け、関係法令の調査と町における対象業務、関係条例などの整備をするものであります。

13節使用料及び賃借料の使用料164万4,000円は、インターネットによる法令解説情報サービス及び町条例などの例規執務サポートサービスの利用が主なものであります。18節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金6,495万3,000円は、職員105名分の負担金であります。

38、39ページをお願いいたします。2目財産管理費であります。庁舎維持管理、公用車、防災無線、光ケーブル等の財産管理に要する経費であります。車両台数は、乗用車14台、貨物自動車12台、特殊自動車3台、マイクロバス3台、大型バス1台、

これに消防自動車など21台を加えまして、54台となっております。10節需用費は、燃料費470万円、電気料1,009万6,000円であり、修繕費449万5,000円の主なものは、火災による機械ケーブル修繕250万円、庁舎維持管理修繕140万円が主なものであります。12節委託料の庁舎清掃委託料358万円は、毎日清掃が1名、週1回清掃が3名、年2回の床ワックスがけ、窓ガラス清掃、年1回のじゅうたんクリーニングなどに係る経費であります。空調設備保守管理委託料466万4,000円は、庁舎空調設備の冷暖房切替えのほか、定期点検整備に係る経費であります。光ファイバー設備管理委託料531万1,000円ではありますが、町が斗川、猿辺地区に整備した光ファイバー施設に係る経費であります。P C B廃棄物収集運搬委託料22万円とP C B廃棄物処理委託料224万9,000円は、町施設から撤去したP C B廃棄物を処分事業者まで運搬し、処分を委託するものであります。施工管理委託料277万2,000円は、防災行政無線のデジタル化設備更新に係る設計業務に要する経費であります。13節使用料及び賃借料、電柱借上料467万1,000円は、光ファイバーを敷設しているN T T柱、東北電力柱の借りに上げに要する経費であります。14節工事請負費、旧仮庁舎外階段解体工事請負費126万5,000円は、二日町にある旧仮庁舎裏の階段を撤去するものであります。防災行政無線等改修工事請負費2億4,937万円は、国における無線規格の変更に伴い、機器をアナログ方式からデジタル方式のものに更新をするものであります。更新に当たっては、令和3年度から4年度の2か年を計画しており、総事業費は5億円程度を見込んでおります。

40、41ページをお願いいたします。24節積立金のふるさと三戸応援基金積立金1億5,501万9,000円は、ふるさと納税の歳入見込みから事務費等を減じた残を基金に積み立てようとするものであります。次の森林環境譲与税積立金967万5,000円は、交付予定額から林道整備等林業振興費に充てるほか、基金に積み立て、木材利用の促進、間伐などの目的に使用するものであります。3目総合行政情報システム導入費は、役場が行う行政事務などのシステム管理、運営に要する経費であります。主な事務は、住民基本台帳、町税、国民健康保険、介護保険、財務会計などであります。12節委託料のシステム保守委託料2,618万4,000円は、行政情報システムのソフトウェア及びハードウェアに係る経費であります。13節使用料及び賃借料のシステム借上料819万8,000円は、令和元年度にリースが終了した行政システムについて、後継のシステムを導入するものであります。

41ページ、18節負担金補助及び交付金の中間サーバー運営負担金416万3,000円は、マイナンバー制度の全国的運用に当たり、各自治体との情報連携をするデータセンター設備の運営経費を全国自治体の案分により負担するものであります。情報セキュリティクラウド負担金103万7,000円は、役場内部とインターネット環境との間でセキュリティを確保するため、県が運営するネットワークへ接続するための負担金であります。

4目交通安全対策費、14節工事請負費の交通安全施設設置工事請負費107万6,000円は、カーブミラー、シングルが5基、ダブルが7基の設置を予定しております。18節負担金補助及び交付金の運転免許返納者支援事業費補助金45万円は、運転免許自主返納者に対してのタクシー料金助成1人1万2,000円を55人程度見込んだものであります。令和2年度までの申請見込者数は50人となっております。令和2年の町内での交通事故状況ではありますが、発生件数は前年から令和元年から2件減の8件、死者数は1名減の1名、負傷者数は同数の8名となっております。

48ページをお願いいたします。2款1項10目諸費ではありますが、12節委託料のコミュニティバス運行委託料2,946万5,000円は、町内12路線に係る運行経費であります。

デマンドタクシー運行委託料300万円は、町内コミュニティバスの再編を行い、杉沢、蛇沼、目時、斗川、大舌、遠藤、小中島の各地区へ乗合タクシーを運行するもので、1人1乗車500円で利用した際に、通常タクシー運賃との差額を町が負担するものがあります。18節負担金補助及び交付金の路線バス減収負担金852万8,000円は、町内でバスを利用した際に、広域路線バスに乗車した場合であっても100円で利用ができるよう、コミュニティバス運賃との差額を負担するものであります。路線バス維持費補助金387万8,000円は、田子線、諏訪ノ平線などの広域路線バスの運行赤字部分に対して、路線維持のため補助をするものであります。

52、53ページをお願いいたします。2款4項1目選挙管理委員会費は、年4回の選挙人名簿登録に係る選挙管理委員会の開催に要する経費と、その事務費であります。2目衆議院議員選挙費は、令和3年10月21日に任期満了となる衆議院議員選挙に要する経費であります。

54ページをお願いいたします。2款6項1目監査委員費であります。月例監査、決算審査に要する経費で、1節の委員報酬40万4,000円が主なものであります。

以上、2款総務費での総務課関連の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

2款総務費のうち、まちづくり推進課所管分について補足説明申し上げます。

まちづくり推進課では、人口減少・移住定住対策、ふるさと納税、企画調整、まちづくり、商工観光、雇用、広報、統計、町内会、広域行政等、幅広い分野の業務を所管しております。

令和3年度の重点事業でございますが、来年度は馬場のぼる先生の没後20年に当たりますことから、11ぴきのねこのまちづくり事業のさらなる推進並びに当該事業と連動した三戸町プロモーション事業の展開、移住、定住対策の効果的な推進、対話によるまちづくりのさらなる推進を図り、みんなが集う、みんなで作るさんのへの実現に向け、着実に事業を実施してまいります。

また、寄附金額が3億円を超えましたふるさと納税事業につきましては、今後も安定的な歳入として見込めるよう体制の確立を図り、持続可能な財政運営に貢献してまいります。

それでは、42ページをお開き願います。2款1項5目地方創生推進費は、三戸町プロモーション事業、コワーキングスペース及びお試しサテライトオフィスの管理運営事業、まちづくり人材育成事業、大学連携事業に係る経費でございます。8節旅費の普通旅費131万6,000円は、三戸町プロモーション事業に係る120万5,000円が主なるものでございます。新年度は、全国に向けて三戸町の強力な発信を図るため、町長はじめまちづくり推進課及び課を越えた若手職員の参加により、3つの大きなプロモーション事業を展開することとしております。1つ目は、昨年八戸圏域連携中枢都市圏が日比谷OKUROJI内にオープンした8baseでの11ぴきのねこのまち三戸ファンミーティング事業、2つ目は8baseが入居する商業施設、日比谷OKUROJI全体を利用した三戸町プロモーションin日比谷OKUROJI事業、3つ目は大阪市の阪急うめだ本店におけるHankyupラットファームマーケット参加事業でございます。これら3つの事業をその時々状況下において効果的に展開することにより、関東、関西の中心地での町の知名度のさらなる向上を図ってまいります。

43ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の大学連携事業負担金65万円は、弘前大学と連携し、三戸町における中長期的な気候変動と作物の生育を研究

するための経費でございます。この研究により、20年後、30年後の気候変動を予測し、町の農作物の生育に与える影響について調査するとともに、三戸町における次世代農作物栽培の可能性を探りたいと考えております。6目文書広報費、7節報償費の謝金388万7,000円は、広報等の配布をお願いするための総括行政連絡員24人、行政連絡員87人の謝金でございます。10節需用費の印刷製本費757万7,000円は、広報さんのへ年間12回分の発行に要する経費でございます。12節委託料の広報等配布業務委託料49万3,000円は、行政連絡員に対し、町からの連絡物を年28回送致するために要する経費でございます。前年度比39万6,000円の減となっておりますが、今年度実施いたしました行政連絡員アンケートの結果、約7割の人が月1回または月2回の配布を希望しており、この結果を尊重いたしまして、これまで毎週お届けしていたものを隔週のお届けに変更することにより、行政連絡員業務の負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次のページをお開き願います。7目企画費は、11びきのねこのまちづくり事業、ふるさと納税事業、移住定住促進事業、広域行政等に係る経費でございます。7節報償費の記念品9,314万3,000円は、ふるさと納税寄附者へのお礼品に係る経費が主なる内容でございます。お礼品として、リンゴ、サクランボ、プラムなどの果樹をはじめ、ニンニク、リンゴジュースなどの地場産品のほか、11びきのねこ特製品を設定しており、これらの購入により大きな経済効果を発揮するとともに、お礼品の贈呈により全都道府県に満遍なく三戸町の名を周知できるものでございます。11節役務費の郵便料1,481万2,000円は、ふるさと納税返礼品の発送に係る1,457万3,000円が主なる内容でございます。同じく広告料1,005万8,000円は、ふるさと納税のリピーターの獲得及び前年度寄附者への実績報告のためのダイレクトメールの送付及び新規寄附者の獲得のための各種広告に要する経費403万円並びに11びきのねこのまちづくり事業に係るラッピングバス及びラッピングトレインの運行に係る広告に要する経費447万3,000円が主なる内容でございます。なお、現在運行中の11びきのねこラッピングバスを基に玩具メーカー、トミーテック社からミニチュア模型が7月に発売されることとなっておりますので、絶大な広告効果につながるものと考えております。

45ページをお願いいたします。同じく役務費の手数料2,768万9,000円は、ふるさと納税受入れに係るポータルサイトの利用手数料でございます。現在ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、auPAY、47CLUBふるさと納税、以上5つのサイトを利用しております。12節委託料の11びきのねこの石像めぐりバス運行委託料44万9,000円は、石像などを効率的にめぐり、聖地三戸を楽しんでいただくためのバスの特別運行3回分と、これまで絵本とお話の町づくり実行委員会主催で実施しておりました11びきのねこバスツアーを町主催で実施するための経費でございます。

次の人形劇公演業務委託料266万7,000円は、大阪市の人形劇団クラルテによる人形劇、「11びきのねこふくろのなか」の2回公演並びに小学校2、3年生を対象とする人形劇、ワークショップの開催に要する経費でございます。11びきのねこのまちづくりの推進としてのみならず、子供たちが文化芸術に触れる貴重な機会としても実施してまいります。

同じく委託料のファンミーティング進行业務委託料46万2,000円及び2行下の熱気球搭乗体験業務委託料50万円は、馬場先生の没後20年に当たり開催する特別事業に要する経費でございます。城山公園イベント広場を会場に、11びきのねこのまちさんのへファンミーティング及び11びきのねこ空の旅熱気球搭乗体験を同日開催することとしております。

同じく委託料のマンホール制作業務委託料10万7,000円は、11ぴきのねこデザインマンホール1基の制作及び設置に係る経費でございます。設置場所は、ポケットパーク内の1か所を予定しており、設置と併せマンホールカードを発行することにより、マンホールファンの取り込みにもつなげてまいりたいと考えております。なお、青森県内では5つの市がマンホールカードを発行しており、当町が6例目となる見込みでございます。

次の13節使用料及び賃借料の使用料596万4,000円は、ふるさと納税受入れに係るポータルサイト、ふるさとチョイス及びふるなびの使用料並びにふるさと納税イベントへの出展に係るブース使用料が主なるものでございます。

次の14節の街灯フラッグ取付工事請負費100万9,000円は、令和元年度において八日町から下二日町までのLED街灯に取付けしておりますフラッグと同様のものを元木平、同心町エリアに拡大するために要する経費でございます。

次のページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金1,789万8,000円は、連携中枢都市圏における連携事業であります圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、強化、圏域全体の生活関連サービスの向上のため実施する23施策80事業に係る負担金でございます。負担金の内訳は、八戸市立市民病院から三戸中央病院への医師派遣事業負担金が全体の88.3%の1,580万8,000円、次いで障害支援区分判定審査事務の共同実施が79万円、ドクターカー運行事業が52万4,000円、消費生活相談事業が36万8,000円、安全安心情報発信事業10万8,000円、その他事業の合計が30万円で、町民の医療及び福祉の向上に大きく寄与する内容となっております。同じく負担金の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金148万6,000円は、消防、介護認定事務などを処理するため設置された組合の総務費等に係る負担金でございます。補助金欄移住定住促進事業費補助金1,705万5,000円は、移住、定住を促進するため住宅の新築や中古住宅の購入、リフォームに係る費用賃貸住宅の家賃助成に係る経費でございます。本補助金は、平成28年度に新規に立ち上げ、見直しを図りながら継続し、今年度は移住者向けの補助を大きく拡充しております。当課で把握している県内市町村が行っている同様の制度では、トップクラスの補助内容となっておりますので、令和3年度も引き続き効果的なPRにより移住を促進してまいりたいと考えております。

次のふるさと納税特産品開発事業費補助金100万円は、ふるさと納税を安定的に受入れするとともに、地域の活性化や地場産品の振興につなげるため、ふるさと納税に対する返礼品として特産品を開発または改良する事業に対し、補助金を交付するもので、令和3年度からの新規事業として、4件の活用を見込んでおります。

47ページをお願いいたします。交付金欄の奨学金定住促進奨励金159万8,000円は、町の奨学金の貸付けを受けた奨学生が町に定住した場合、奨学金の返還額に相当する分を奨励金として交付するもので、8名分を見込んでおります。

2行下の移住支援金は、地方創生推進交付金の活用により、国、県と連携し、支給するものでございます。内容といたしましては、東京23区内に一定期間居住または通勤している人が三戸町に移住し、支給要件を満たす企業等に就職した場合に支援金を交付するもので、町負担分は4分の1、県負担分も4分の1、残り2分の1が地方創生推進交付金で賄われることとなっており、移住者1世帯分を見込んでおります。

54ページをお開き願います。5項1目統計調査費は、統計調査に係る経費でございます。令和3年度は、5年に1度の経済センサス活動調査が行われる年となっており、1節調査員報酬40万7,000円が主なる経費でございます。

以上で2款のうち、まちづくり推進課所管分についての補足説明を終わります。よ

ろしくお願いいたします。

○税務課長（遠山 潤造君）

2款総務費のうち、税務課に関わる項目について補足説明申し上げます。

予算書は48ページからになっております。2項徴税費、1目賦課徴収費は、職員9名分の給与をはじめとする税務課の運営に要する経費を計上しております。その主なものについてご説明いたします。1節報酬は、固定資産評価審査委員会の委員3名が会議、研修会等へ出席する際の委員報酬を計上しております。

49ページの10節需用費では、納税通知書等の印刷製本費347万円が主なものとなっております。11節役務費では、郵便料131万6,000円のほか、手数料78万1,000円には、コンビニ収納業務手数料として68万4,000円を計上しております。コンビニ利用件数は1万件を見込んでおります。12節委託料では、令和6年度評価替えのため、令和3年度から3年間をかけて行う評価時点修正業務委託料376万2,000円のほか、50ページの軽自動車税基幹税務システム改修委託料312万4,000円及び給与支払い報告書入力業務委託料51万1,000円が主なものとなっております。

初めに、49ページの評価時点修正業務では、土砂災害特別警戒区域の指定により建築規制等の利用制限を受ける土地について、その影響を適正に評価額に反映させるため、これまでの委託内容に特別警戒区域の対象筆抽出等の業務を追加して実施いたします。

次に、50ページの軽自動車税基幹税務システム改修は、全国一斉に行われます軽自動車税関係手続の電子化に向けて必要となるシステムの改修を行うものとなっております。また、給与支払い報告書入力業務は、申告相談に先立ち、毎年事業者から大量に送られてきます給与支払い報告書のデータ入力を申告開始までの短期間に終了させる必要が生じていることから、システムへの入力業務を委託するものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料のうち使用料270万円は、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム e L T A X に接続するための使用料93万7,000円と、申告支援パッケージソフト使用料171万6,000円が主なものとなっております。また、地籍図等の管理を行う土地情報システム借上料321万8,000円と申告支援システムの機器借上料として155万2,000円を計上しております。18節負担金補助及び交付金では、市町村総合事務組合、滞納整理機構の徴収業務に対する負担金100万円と地方税共同機構への負担金21万6,000円が主なものとなっております。22節償還金利子及び割引料では、修正申告等により減額補正された過年度分の町税還付に要する経費として町税等還付金300万円を計上しております。

以上で税務課関係の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○住民福祉課長（中村 正君）

総務費のうち、住民福祉課で所管しております51ページ、2款3項1目戸籍住民台帳費について補足説明申し上げます。

この目は、戸籍簿や住民基本台帳を管理し、住民票をはじめ各種証明書の発行のほか、個人番号カードの交付事務に関わる経費でございます。職員人件費のほか、12節委託料の戸籍システムの保守、13節使用料及び賃借料の戸籍システム使用料及び借上料が主なものでございます。

令和3年2月末現在、総世帯数は4,223世帯、総人口は9,651人で、昨年の同時期と比べ203人の減、3か月以上滞在する外国人中長期在留登録者数は58人でございます。マイナンバーカードの交付人数は、2月末現在でこれまでに1,956人、交付率20.3%、

今年度は昨年度の3.7倍に当たる630人に交付しております。

以上で住民福祉課関係の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

柳零委員。

○柳零 圭太委員

41ページをお願いいたします。2款1項4目14節工事請負費、交通安全施設設置工事請負費についてご質問をいたします。

先ほどシングル5基、ダブル7基の設置予定というふうにお伺いをいたしました。ではこちら1基当たりにかかる予算というのは大体お幾らになるのでしょうか。また、カーブミラーというのはステンレス、アクリル、ガラスというようなそれぞれの材質がありますが、当町ではどのような材質を使用しているのかということのをまずお答えいただきたいと思います。

次に、45ページのほう開いていただいて、同じく2款1項7目12節委託料、ファンミーティング進行業務委託料についてお尋ねをいたします。こちらの今後の事業展開について、具体的な構想を教えてくださいなと思います。例えば先ほどは、ターゲット層は11ぴきのねこだけというふうな感じではありましたが、城山での熱気球の開催ということもありましたので、城山に来るような城マニアというような方もターゲット層にしているのかということをお答えいただければなと思います。

同じページで、14節の工事請負費、街灯フラッグ取付工事請負費についてもお尋ねをいたします。工期スケジュールというのは、現時点でどのようになっておりますでしょうか、いつまでに完了予定なのか。この3点についてお尋ねをいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず最初に、カーブミラーの件で答弁をさせていただきます。

それぞれのダブルとシングルの単価を幾らで見ているかということでございますけれども、シングルは13万円、5基で想定しております。ダブルについては7基、21万3,000円で予定をしております。あと、カーブミラーの材質ということでもありますけれども、材質はステンレスでございます。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

柳零委員の2点目と3点目の質問にお答えいたします。

まず、ファンミーティング進行業務委託料についてのお尋ねでございました。このファンミーティング事業でございますが、城山公園イベント広場を会場にして、熱気球搭乗体験を同日開催するというので、説明で申し上げました。11ぴきのねこのまち三戸のファンをターゲットとするということで、11ぴきのねこのみならず、そういったまちづくりをしている三戸ファン、もちろんその中には三戸町全体のファンですとか、城山のファンももちろんお申込みいただけるというふうにご覧でございます。

また、熱気球搭乗体験につきましては、2日間開催する予定としてございまして、1日は外からいらっしゃる方をファンミーティングでお迎えしたときに熱気球搭乗体験ということで、11ぴきのねこのお話の中に登場する、お話を体現していただくということですが、ただ町民の皆様にもぜひ今回熱気球の搭乗体験をしていただきたいと

いうことで、2日目は町民の皆様を優先的にご案内したいなと思っておりました。

そういった形で、ファンミーティングを今年度は特別事業として行いますが、今後の展開といたしましては、ファンを大切に取る取組ということで、ファンを基盤とした町の価値の向上につなげていくということで、大なり小なりファンミーティング自体は次年度以降も続けていきたいと考えております。

3点目の街灯フラッグの設置スケジュールについてであります。これはやはり子供たちが7月の夏休みに入る前にぜひ完了して、状況が許せば夏休みに多くの方が三戸町にいらっしゃるだろうということで、そういった11ぴきのねこのまち三戸を存分に楽しんでいただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。夏休み、7月20日ぐらいまでには完了したいということで進めてまいります。

以上でございます。

○柳 圭太委員

41ページのほうにお戻りいただいて、交通安全施設設置工事請負費について、もう一点だけご質問をいたします。こちらのほうは、例えば交通安全のカーブミラーというのは、修繕であったりとか、老朽化すれば交換するというのも当然含まれると思うのですが、そういった修繕の費用というのもこちらには含まれているのかというのがまず1点。

お答えいただいた街灯フラッグの工事請負費についてなのですが、夏休みまでに完了する予定だというふうにおっしゃっていたのですが、では増設することによってまちづくり推進課のほうでは、今後どのような効果が期待できるかというふうなのをお話しいただければと思います。この2点を伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

カーブミラーの修繕の費用ということでございますけれども、41ページの工事請負費の上の10節の需用費がございまして、そこに修繕費という説明欄がありまして、22万5,000円となっております。カーブミラーの修繕のほうは、こちらのほうで対応を考えております。ちなみに、内訳は2基分の修繕ということで考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

お答えいたします。

街灯フラッグの設置によりまして、どのような効果を狙っているのかというお尋ねでございます。まず、11ぴきのねこのまちづくりにつきましては、外部のファンの方からも三戸町も訪れた際に、11ぴきのねこだらけでほっこりした時間を楽しみましたというような声もたくさん届いております。この声で、またさらに町全体をもっともっと11ぴきのねこだらけにして、聖地としてファンの皆様に楽しんでいただきたいと考えております。

また、町民の皆様にとりましても、11ぴきのねこのまちづくりが自慢のまちづくりだということになるように、全国でオンリーワンのまちづくりでございますので、そういった11ぴきのねこのまちづくりに理解をしていただけるように、機運の醸成につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

2点です。41ページ、2款1項4目18節の中にある運転免許返納者支援事業費補助金45万円、以前の議会において、より多くの返納者が出るように、ここをもっと増やしたほうがいいのではないかとということで、そのとき総務課長のほうからも検討する旨の答弁をいただいておりますけれども、昨年よりは若干ではありますが、増えております。しかし、まだまだ足りないのではないかとということで、その後どういう形があるのかということを検討するということをお記憶していただきましたので、それに関して答弁をいただきたいのと、46ページ、2款1項7目18節、下から2番目の移住定住促進事業費補助金、先ほどの説明で確認なのですけれども、事業内容の中に賃貸住宅の家賃補助も含まれる旨の説明がありましたけれども、であれば前年度実施した事業がそのまま同じで、しかも同じ中で去年の当初予算に比べ、ここの部分で約300万円弱の減額になっているというのはどういうことなのか、そこをお願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

佐々木委員の1点目のご質問であります。

運転免許返納者支援事業の補助金45万円ということでございます。昨年度は40万円ほどということで、3年度は5万円程度の増ということで予算を上げさせていただきました。ちなみにですけれども、令和元年度の実績は45人、令和2年度は50人であり、今回令和3年度の当初予算は、ご説明いたしましたけれども、55人と。おおむね5人程度の増ということで想定をしております。

増に向けた取組ということでございますけれども、これまでは回覧板でのチラシの配布とか、広報への掲載等々をやっております。増の取組といたしましては、このほかに手続の簡素化ということで、年度をまたいだ場合の手続というのは、申請を2回していただくような形になっていたのですけれども、そういったものの簡素化ということで、取組をしているところでございます。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

佐々木委員の2点目のご質問にお答えいたします。

移住定住促進事業補助金でございます。内容といたしましては、補足説明でご説明申し上げましたとおり、住宅の新築、中古住宅購入、リフォーム費用、賃貸住宅の家賃助成という内容となっております。ただ、賃貸住宅の家賃助成につきましては、令和3年度においては新規助成者の認定はないですが、これまで認定されてきた方の36月分の助成という交付決定を受けた方についての残存の分の交付は見ております。

昨年度予算額と比べましての減ということでありますが、これにつきましては、予算ベースで言うと、昨年度新築8件、中古住宅2件、リフォーム25件ということで見ておりましたところ、今年度、令和2年度の実績が新築8件、中古住宅2件、リフォーム20件ということでございますので、実績ベースで令和3年度のリフォームの部分で若干件数が少ないということを反映させての減額の部分と、あとは家賃助成の部分が縮小されるということでの差でございます。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

1点目の免許返納に関してなのですけれども、課長の答弁から言えば、免許返納を促進するためには、今やっているタクシーの無料乗車券の2回だったか、3回だった

かな、それだけで十分だというふうな認識でいるのかというところをもう一回お願いしたいのと、2点目の件に関しては、すみません、賃貸住宅に関しては了解しました。ただ、賃貸住宅の家賃補助、新規の部分を行わないということに関しては、私個人的には大変評価しています。

しかし、その事業費の分予算が抑えられたという、単純にリフォームの部分と家賃補助の部分で減額になったというのがちょっと違和感を感じまして、人口の減少というのは、今一番本町にとって最大の課題であるという中で、移住、定住にはもっと力を入れるべきだというふうに考えています。その考えから、家賃補助事業を行わない、これからやっていかないというのであれば、それに代わる新たな事業もしくは新築、中古、リフォームの補助枠をもっと増やして、移住、定住に力を入れるべきではないのかなというふうに考えます。予算編成する上で、過去の実績という考え方も分かりますけれども、ここはもっとボリュームを持って、移住、定住にもっと力を入れていくべきではないかなというふうに思います。仮に当初予算でこれだけの枠を持っていたにしても、これを超えるような申込みがあった際には、補正でも何でもして対応していただきたいなというふうに思います。そこを確認の上でもう一回答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、佐々木委員の1点目のご質問でございます。

現状の取組で十分であるかということでございますけれども、先ほどご紹介に漏れたものがありまして、現在運転免許証の返納をする際というのは、警察署のほうに申込みをするわけです。その際窓口である交通安全協会のほうからチラシを渡していただいて、こういう制度がありますよということで、まずそういった周知をやっているところでございます。

あと、今後の取組の案ということでございますけれども、まず広報とホームページということで、いつもの形で考えているのは当然のことなわけですけれども、まず町内会の総会とか、町内会長の連合会の総会等々あります。町内会のそうか一応際に、こういった制度がありますよということで、資料をお配りしていただくとか、あと高齢者が集まる集会とか、そういったところでの情報提供ということで、現在は考えているところであります。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

移住定住促進事業費補助金に関してお答えいたします。

この補助金につきましては、移住と定住ということで、強力に推進していくために創設した補助金でございますので、今補足説明でトップクラスの制度だと申し上げましたが、やはりそういった制度を持っていても、周知活動、そういったものを効果的に展開していかないと、利用者も伸びていかないということもございます。令和元年度の新築者6名でございましたところ、令和2年度は今8件ということで、前年度比増ということで、来年度もぜひ10、12と伸ばしていきたいところは気持ちとしてございましたけれども、一旦予算上は今年度実績ベースで組ませていただきました。今後効果的な周知活動を展開いたしまして、ぜひ移住者の取り込みに、そして定住の促進ということで進めてまいります。もし予算を上回って来る見込みとなったときは、また議会の皆様をお願いしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

2点目の移住、定住に関しては了解しました。

1点目の免許返納の件でありますけれども、免許を返納する当事者の人だけの問題でなくて、根底にあるのは地域の交通安全というところがあると思うので、それをしっかりとするために、言い方難しいのですけれども、高齢者の方に早めに免許を返納してもらおうというところが一番の目的だと思います。考え方はいろいろあるとは思いますが、もうちょっと高齢者の方々が返納しやすいような対応とか、環境づくりとかに努めてもいいのではないかなというふうに思います。希望としては、やはりタクシーを無料もしくは低額で利用できる期間、回数とかをもっと大きくできないかというところであります。もう一回答弁お願いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、運転免許の返納の件については、返納するのは高齢者の方というのは当然のことでありまして、まず高齢になられると認知の機能というのですか、あと運動機能というのが低下いたします。そういった中で、自分は自覚していないけれども、体が言うことを利かないという状況になってくるものだと思っております。そういった中で、家族が同乗しない、例えば家族の方が同乗して高齢者の方が運転するというパターンは、そうそうないと思います。高齢者の方が1人で運転するというようなケースが多々あるのかなと思っております。そういったところで事故等が発生いたしますと、事故に遭われた方、そしてその家族の方、事故を起こした方、その家族の方ということで、大変大きな影響が生じてきます。高齢者の方というのは、自分では分からないといえども、運転免許はなかなか返納しづらいという意識もあるのかなと思っております。先ほども申し上げましたけれども、高齢者の方にはまず第一に声がけをして、こういう制度がありますのでご利用してくださいというのは、これまでどおり続けていきたいと思っております。

また、併せまして家族の方に対しても、自分の親、高齢となる方の運転の状況、認知の状況とでもいうのでしょうか、そういったところの把握をしっかりとさせていただいて、運転免許返納を勧奨していただくような、そういった周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千葉 有子委員

44ページ、2款1項7目2節、会計年度任用職員給料のところから、地域おこし協力隊の募集をしていることから、この会計年度の給料の中に予算化されているのかお聞きしたいと考えていたところ、先ほど竹原委員の質問の中で、協力隊はまだ採用になっていないとお聞きしましたが、募集をされていて予算化していないことから、地域おこし協力隊のことを伺いたいと考え、質問を許可願いたく、いかがでしょうか、お願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

暫時休憩いたします。

（午前11時50分）

休 憩

(午前11時53分)

○委員長(久慈 聡君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

千葉委員、もう一度質問のほうをお願いします。

○千葉 有子委員

会計年度任用給料の中に、これまでも地域おこし協力隊の給料も入っていたと思うのです。協力隊の募集をしていることから、この予算に入っているのですかということをお聞きしたかったのです。先ほど竹原委員の質問の中で、協力隊はまだ採用になっていないということをお聞きしたのですが、募集をされていて予算化していないということから、ちょっと地域おこし協力隊のことを伺いたいと思いましたので、質問できるのかどうかお伺いしたところです。

○委員長(久慈 聡君)

質問できるのではなく、質問として話ししていただきたいです。

もう一度お願いします。

○千葉 有子委員

質問してもよろしいのでしょうか。

(何事か言う者あり)

○千葉 有子委員

分かりました。4点ほどあります。

1名となった協力隊の方が3月末で任期満了となるようです。ほのぼの館のスタッフとして専従してくれていたので、とても利用しやすく、来館者にも子供たちにも喜ばれていました。まだ決まっていないということで、4月からのほのぼの館の運営について、スタッフや運営の仕方をどのように考えていますか。

2つ目です。そのほのぼの館がワクチン接種で4か月ほど使えなくなるということが聞こえていますが、実際はどうでしょうか。

3点目、応募がまだないということなのですが、国のほうでも協力隊でもとても応援しています。当町の募集に際してのミッションは見ましたが、こちらからのアプローチはあるのですか。スカウトサービスに登録している人のスキルを見て、合致した方と交渉してみるとか、人材の掘り起こしの働きかけはあるのでしょうか。

4点目、地域おこし協力隊として任期満了を迎えた隊員のその後の定住状況については、平成31年3月末時点の調査結果では、約6割の方が活動地と同じ地域に定住していて、さらに同一市町村内に定住した方の36%が起業していることが分かったそうです。3月満了の方がその後当町にとどまる、起業するとしたら、何か応援の手だてなどあるのでしょうか。総務省の情報の文言にOB、OGから広く提案を募集して、優れたビジネスプランについてはサポートを強化する体制の整備に要する経費なども支援するとありますが、何かお考えはるか。

以上、4点についてお聞きいたします。

○委員長（久慈 聡君）

暫時休憩いたします。

（午前 11時 57分）

休 憩

（午後 零時 01分）

○委員長（久慈 聡君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

千葉委員。

○千葉 有子委員

訂正いたします。1点だけお願いいたします。

44ページ、2款1項7目2節は同じなのですが、地域おこし協力隊として任期満了を迎えた隊員、その後の定住状況については、平成31年3月末時点での調査結果では、約6割の方が活動地と同じ地域に定住していて、さらに同一市町村内に定住した方のうち36%が起業していることが分かったようで、増加しているとのこと。3月満了の方がその後当町にとどまり起業するとしたら、何か応援の手だてなどあるのでしょうか。総務省の情報の文言に、協力隊のOB、OGから広く提案を募集して、優れたビジネスプランについてはサポートを強化する体制の整備に要する経費なども支援するとありますが、町としていかがでしょうか、伺います。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

44ページ、会計年度任用職員給料180万8,000円は、まずこれはふるさと納税事業の職員の人件費でございます。

任期満了を迎えた地域おこし協力隊のサポートの件でのご質問でございました。これにつきましては、当町ではこれまで3人地域おこし協力隊を任用しておりまして、1人は現在町に残って町内の事業所に勤めていると。1人は途中で、3人のうちのもう一人は、任用途中で退職しております。最後の一人につきましては、3月末で退職予定ということで、町に残るといった話は聞いてございます。そういった意味から申し上げますと、66.6%が町に残る、3人中2人ということで、そういう数字になってまいります。起業するかどうかについては、現在のところ将来的にそのようなことを考えたいというふうな話は聞いてございますが、具体的な起業プランというのは相談が今のところはない状況でございますので、具体的なサポートというのは現段階では考えておりませんが、起業プランに応じまして、活用できるものがないかどうかというのは探ってまいりまして、必要に応じてサポートしてまいりたいというふうに考えておりました。

以上でございます。

（「分かりました」と言う者あり）

○竹原 義人委員

53ページ、2目の衆議院議員選挙費用であります。12節委託料、単純にポスター掲示設置場所は変わらないのかどうか。多いような気がしますので、変わらないのか

どうか、単純にお聞かせください。

それから、これも45ページの企画費のところですが、13節、これも単純に、先ほど聞いたらALTの公舎であるということでしたが、教育委員会のほうに出てくるのか、ここの例年の公舎借上料がなくなっておりますので、教育委員会のほうに行ったのかどうか。

それから、もう一つが46ページの18節の一番下になりますが、ふるさと納税特産品開発事業費補助金、4件分とうたっていますが、普通であれば開発するための経費に対する何%の補助とかとなるわけですが、初めから4件分、三戸製品とか三戸名物とか様々三戸にはある中で、あくまでもふるさと納税の特産品をここで開発するのか。開発するためには、様々な販売実績とか消費者のアンケートを取るとか、完成するまでには非常に年月がかかるわけでありまして。既存の製品をパワーアップするため、商品のパワーアップのため、完成度を上げるための、そういうものには使われないというふうに言って25万円というふうになると、そうなるわけでありまして、開発するためには、先ほど言ったように何割とかなれば大体分かりやすいのですが、100万円ではとてもではないけれども、新たな開発というのに取り組むとなれば取り組めない、そう思うわけでありましてけれども、4件ともうこれで決まっておりますので、その辺どうなのか聞かせてください。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

竹原委員のご質問にお答えいたします。

まず、昨年度の予算で公舎借上料があったけれども、今年度にはないというお尋ねでございます。昨年度の公舎借上料、地域おこし協力隊員が住むための校舎ということで、借上料を計上しておりました。今年度は、歳入でも申し上げましたとおり、現段階では計上を見送っているものでございますので、今回該当箇所には予算を計上していないということでございます。

2つ目のふるさと納税特産品開発事業費補助金の件でございます。補足説明では説明を割愛しておりましたが、本補助金では特産品の開発あるいは改良、現在ある商品に改良を加えていくといった部分にも充てていただけるように考えております。補助率は、補助対象経費の5分の4以内とするということで、補助限度額25万円ということでございますので、100万円ですから、満額をお使いいただく場合におおむね4件分ということでご説明申し上げましたので、こういった活用をしていただける事業者を今年度は募集してまいりたいということで、ふるさと納税のお礼品だけに使うということではなくて、通常商品として販売していただけるようなということで、ふるさと納税の制度がなくなっても、お店で通常販売できるものの開発ということで、当然そういう商品が開発されれば、ふるさと納税でも採用できるわけでございますので、そういった形で今回初めてでございますが、こういった事業費用を新たに創設いたします。

充てられる経費といたしましては、デザインですとか材料ですとか、印刷経費とか、様々考えられると思います。この小さい額で商品開発ができるかというようなご指摘もあるかと思いますが、まずはこういったものから、幾らでも町として補助をして新しい商品を開発して、自分の事業を磨き上げていただきたいなというふうな考えての新たな事業の創設でございます。

以上でございます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

予算書53ページの衆議院議員選挙費の中の12節委託料のポスター掲示設置撤去委託料163万4,000円ということでございますけれども、こちらについてはこれまで135か所に設置をしてございます。今回の選挙においても同様に135か所、同じ場所ということで予定をしてございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

ポスターに関しては、設置基準が決まっていればしようがありませんが、必要がないようなところにも、何でここにというようなところが相当数あると思っております。その辺も決まっているとしようがありませんけれども、今は情報化、大きい衆議院議員ですので、ほとんどの方が知っているといえればあれですが、報道関係でも分かるわけですので、その辺減らせればと思っておりますので聞かせていただきました。

それから、商品開発のほうですが、今あるののパワーアップのためにも使えるということになると、大変ありがたいと思います。三戸町の町民の方々には、多くの方々がそういうパワーアップでなく新しい商品、開発まではいかなくても、思っている方がたくさんいるわけでありまして。市場に出るまでとなると、これは相当なお金がかかるわけで、それらに本来もっと補助できるような体制というか、それこそ広報等でPRをしていただければ、あると思います。大きなこと言うと、サプリメントなんかもつくりたいというような意欲のある方も見受けられます。ただ、販売までとなると、相当な手続とご苦労があるわけでありまして、その辺を様々な機会を捉え、こういう制度があるのだというだけでも町としては後押しになると思っておりますので、100万円ではなく、もっとあればよかったなど。新規事業として売り出すときには、やっぱり目立つようにやっていただければと思っております。今回は100万円頑張ってもらいましょう。オーケー。

○澤田 道憲委員

私からは、47ページの総務管理費の7目の企画費の18節負担金補助及び交付金のところですが、移住支援金、先ほど休憩時間に聞いたのですけれども、これは東京都内から地方に移住する限定的なものなようですけれども、移住した場合について、1世帯当たり幾らの支援金が支払われるのかというのが1つ。それと、2年度の実績は何件ぐらいあったのか、それと3年度は100万円というのは何件見ているのか、その辺をお聞きしたいなと思っております。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

澤田委員のご質問にお答えいたします。

移住支援金のこれまでの実績でございますが、令和2年度、今年度はございません。昨年度もございませんでした。そういう状況でございます。

支援金の金額ということでございますが、2人以上の世帯の場合には最大で100万円ということで、単身の場合では60万円という上限額がございまして、1世帯分今回予算で計上しております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

45ページ、2款1項7目12節委託料の11ぴきのねこアプリ保守委託料13万2,000円なのですが、これのアプリは稼働しているのかという確認と、あとはコンテン

ツの内容なのですが、城山中心街、道の駅、ぐるっと三戸町の中を周遊したくなるようなコンテンツが盛り込まれているのでしょうか。

もう一点、46ページ、2款1項7目18節負担金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金の中の、先ほどその他の各種事業30万円という説明があったのですが、これはひょっとして第5次総合振興計画の中の観光振興の主要施策5番の八戸地域連携中枢都市圏構成市町村と連携することで、市町村の枠にとられない広い地域を周遊する観光ルートを開発し、観光のより一層の推進を図る事業になりますか。または、施策2番の奥州街道をコースの軸とし、町内をゆっくりと散策できる観光モデルコースを開発する事業ですか。または、4番のグリーンツーリズムを一般の観光客も対象とすることで交流人口を増やし、農業と観光の振興を図る事業になりますか。この30万円の具体的な事業内容、この3つに該当するものがあるのか教えてください。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

栗谷川委員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のアプリ、11ぴきのねこアプリ保守委託料13万2,000円に関してのご質問でございます。これは、正式に言いますと、11ぴきのねこのまちさんのへエンジョイアプリということで、現在鋭意開発を進めているものでございます。まだ完了前の状態でございますが、今盛んに最終の詰めを進めておりますが、城山、道の駅、そういったものも取り込んでのルート案内も、コースの一つとしてお示しする内容になるのではないかなというふうに考えております。4月本稼働ということで進めているものでございます。

また、2点目の八戸圏域連携中枢都市圏事業のその他30万円と申し上げたものでございますが、その他でお示した30万円につきましては、先ほど委員のお示しがあった事業には、具体的に予算は充て向けられておりませんで、例えば高齢者福祉合同研修会の開催のためですとか、障害者福祉合同研修会の開催のため、あと高校生地域づくり実践プロジェクトのため、あとは八戸圏域公共交通計画推進事業のためといったような細かい事業に、少ないものは5,000円から、多いものは9万9,000円ということで予算が計上されております。これ以外の負担金が発生しないものでも、先ほど例の中にありました広域観光ルートといったような、観光に関する取組ですとか、あとは教育委員会がワーキンググループに参加しております歴史の部分ですとかのマップづくりとか、そういうウェブ上でのページづくりといったような事業にも職員が参加して進めておりますので、そういったことでその他30万円ということの説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

せっかくの連携事業ですので、城山公園も核となって、観光の振興を図るチャンスである年になると思うのですけれども、頂いた表の中に様々広域観光戦略推進事業ですとか、グリーンツーリズム推進事業ですとか、あとは八戸圏域活性化支援事業、公共交通による交流促進事業ですとか、様々あるのですけれども、お尋ねしたいのは、こういったグリーンツーリズムとか奥州街道をコースとしてつなぐとか、そういった事業は当町だけでなく、これに加盟している市町村全てにとって非常にふさわしい内容だと思うので、当町からの強気の企画提案というのはできないものなのでしょうか。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、奥州街道につきましては、関わってくるところがある程度限られてくるといったようなことがございますので、圏域全体の連携事業としてふさわしいかどうかというところの議論もあるかとは思いますが、そういった形で、多くの市町村が連携できる事業については、連携中枢都市圏の事業として、三戸町からも一つの提案として意見を言うことはできると思いますので、そういった形で連携中枢都市圏事業の、来年度で5年を経過して、6年目の新しい計画ができる際に、こういった事業内容にしていくかという話合いが来年度持たれますので、そういった中でワーキンググループ、そして担当課長会議、市町村長会議という中で話し合われていくべきものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

午後1時30分再開予定をもって休憩いたします。

（午後 零時25分）

休 憩

（午後 1時30分）

○委員長（久慈 聡君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、3款民生費について説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村 正君）

3款民生費の補足説明を申し上げます。

民生費は、乳幼児から高齢者、障害者や各種福祉団体に至るまで、生活や福祉を充実させ、安心して暮らせるまちづくりのための費用でございます。

令和3年度の住民福祉課の重点事業でございますが、安心して子育てできる環境づくりに必要な各種事業を引き続き実施するとともに、4月から中央児童館において、4年生から6年生までの児童を受け入れることとし、高学年児童の放課後の居場所を確保することといたします。

55ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費は、職員の人件費と各種福祉団体に対する補助金や特別会計に対する繰出金が主なものでございます。

56ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金では、民生委員、児童委員41人の活動費補助金や町社会福祉協議会の事務局職員6人分の人件費である運営事業費補助金が主なものでございます。27節繰出金は、国保特別会計の職員人件費や出産育児一時金などに要する経費を負担するために繰り出しするものでございます。

2目国民年金事務取扱費は、日本年金機構の委託を受け、国民年金に関する保険料の減免や厚生年金への移行などの受付業務を行う職員人件費が主なものでございます。

57ページ、3目障害者福祉費は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の医療費や自立支援に要する経費でございます。2月末現在の手帳の保持者数は、身体が440人、知的障害が111人、精神が103人の計654人となっております。1節報酬は、新たに設置する三戸町自立支援協議会委員に対する10人分の委員報酬でございます。この協議会は、地域の障害福祉に関する課題を共有し、関係機関が連携し、障害者等への支援体制を協議する機関として、新年度の立ち上げを予定しています。委員には、医療関係者、障害者福祉団体、障害者福祉施設関係者等を予定しております。

58ページをお願いいたします。19節扶助費は、障害者や障害児の医療費やサービス利用に係る費用が主なもので、説明欄中段の就労継続支援給付費8,490万4,000円は、一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行うもので、昨年度より4人増の53人分を見込んでおります。下から4行目、放課後デイサービス給付費2,837万1,000円は、障害児に対する放課後や長期休業中の訓練等を継続的に提供するサービスで、昨年度より1人増の9人分を見込んでおります。

4目老人医療費は、18節負担金補助及び交付金の青森県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と27節繰出金の後期高齢者医療特別会計に対する繰出金でございます。

5目老人福祉対策費は、敬老会や老人福祉施設入所者措置費、介護保険特別会計への繰出金などの経費でございます。7節報償費の報奨金は、来年度に100歳を迎えるお二人のお祝金を見込んだものでございます。10節の食糧費は敬老会に関わるもので、数え年75歳以上の2,400人のうち580人の参加を見込んだものでございます。18節負担金補助及び交付金は、老人クラブ連合会と単位老人クラブ19団体への活動補助金と、ひとり暮らしの安全を守るための緊急通報装置管理事業費補助金となっております。19節扶助費は、養護老人ホーム入所者3名分の措置費でございます。27節繰出金は、介護保険特別会計に対する町負担分でございます。

6目老人福祉センター費と、60ページをお願いいたします、7目総合福祉センター費は、センターの維持管理に要する経費でございます。老人福祉センター費の14節工事請負費は、老人福祉センターの屋上防水工事248万9,000円を計上しております。

62ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費は、委員報酬や職員人件費、子ども医療費が主なものでございます。1節報酬は、子ども・子育て会議15人分の委員報酬のほか、病後児保育事業の会計年度任用職員の報酬でございます。

63ページ、18節負担金補助及び交付金の出産祝金ほか各祝金は、4年目を迎える子育てサポート祝金を見込んだものでございます。毎年10万円を5年間支給する出産祝金は、新規対象者を10人と見込み、2回目、3回目、4回目の受給者分も合わせ計40人分を、小学校入学祝金が10人、中学校入学祝金が12人、中学校卒業、高校入学祝金が8人分を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。19節扶助費のひとり親家庭医療費は、対象世帯110世帯、子供161人に、子ども医療費はゼロ歳から18歳までの児童生徒に対し、所得制限なく医療費の完全無料化を実施するもので、975人分になります。

2目児童措置費は、子育て支援のための委託料と補助金、扶助費が主なものでございます。12節委託料は、NPO法人子育て支援ネットゆりかごに委託して実施される

地域子育て支援拠点事業委託料1,060万3,000円が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金の保育士雇用事業費補助金は、中央保育所の閉所に伴い定員を増やして受け入れていただいた施設に対し、新規に雇用した保育士の人件費の一部を補助するもので、2人分を町単独負担として計上しております。障害児保育補助金90万円は、昨年途中入所した児童の保育環境の充実と障害児福祉の向上を図るために交付するものです。19節の扶助費では、保育園や認定こども園への給付費と児童手当が主なものでございます。教育施設型給付費は、昨年度より5人増の23人分、保育施設型給付費は昨年度より18人増の212人分の入所を見込んでおります。教育・保育施設副食費は、幼保無償化に伴い、副食費の国の免除基準を満たさない者に対し、町が単独で負担し、3歳以上児の副食費完全無料を実施するための81人分の経費でございます。児童手当9,990万円は、令和3年2月末現在、中学3年生までの支給対象児童771人分にかかるものでございます。

3目絵本とお話の町づくり事業費は、乳児への絵本プレゼントや読み聞かせ、小学校おはなし会等の実施に係る経費を見込んだものでございます。10節需用費の消耗品13万円は、主に新生児48人への絵本プレゼントの経費を見込んだものでございます。

4目斗川児童館費から、66ページをお願いいたします、5目中央児童館費までは、町立児童館の管理運営に要する経費でございます。4月からの入館状況でございますが、斗川児童館の幼児は新しく1人が入館し6人に、学童は1年生から6年生までの33人、中央児童館は新年度から高学年の受入れをスタートいたします。従来の1年生から3年生までの78人に高学年20人の受入れを見込んでおります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

柳平委員。

○柳平 圭太委員

59ページをお願いいたします。3款1項5目13節使用料及び賃借料の避難行動要支援者管理システム借上料について、お尋ねをいたします。

事業の詳細についてと、このシステムを利用している人数、またはこれについて相談をしたいとなったときの相談窓口について、教えていただけないでしょうか。

それと、64ページのほうの3款2項2目12節委託料の地域子育て支援拠点事業委託料について、事業内容についてもう少し詳細が聞きたいというのと、あと金額の内訳についてお尋ねをいたします。

もう一つがその下にある養育支援訪問事業委託料、こちらの事業についても、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

それでは、1点目の避難行動要支援者管理システムについて、回答させていただきます。

まず、事業の詳細でございますが、避難行動要支援者管理システムは、災害時の要支援者情報、例えば氏名、住所、緊急時の家族等の連絡先、あるいは治療中の病気または障害名、避難した場合に特に注意すべきこと等々でございます。こちらの情報を登録することによりまして、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、

避難することが困難な方が安全に避難することができるよう支援するために、居住地を地図上に表示するものでございます。このシステムの活用によりまして、対象者の見守り体制が構築され、平常時及び緊急時の支援活動が迅速に行われるということでございます。

次に、登録者でございますけれども、これは令和3年3月時点の状況でございますが、登録者数は31名となっております。

また、次のお尋ねの窓口ということでございますが、主には地域包括支援センターが窓口になるものかと思っておりますけれども、保健センターと一体とした建物ですので、保健センターにご相談いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○住民福祉課長（中村 正君）

ご質問にお答えいたします。

まず、子育て支援拠点事業の内容というところでございます。これは、先ほど説明にもありましたように、NPO法人ゆりかごのほうに事業委託のほうしまして、総合福祉センターふくじゅそうのほうで実施していただいているものです。この事業というのは、子育て中の親子の交流とか育児相談、あとは情報提供というのを実施しているものでございまして、子育て中の親子の方を集めて、教室とかイベント等を開催していただいて、子育てをする親御さんを応援する事業となっております。

今年度の委託費のほうが1,060万3,000円計上しておりますが、主にそちらで勤務していただいている職員の方の人的費と、教室とかイベントの経費、あと3階のほうでは放課後の居場所として放課後ほっとステーションというのを実施してございます。こちらのほうの経費も含んでございまして、全部合わせて1,060万3,000円というものになってございます。

あと、養育支援訪問事業委託料についてでございますが、これは保護者が障害等を理由にうまく子育てができない家庭をヘルパーが訪問いたしまして、家事を一緒に行いながら、育児とか家事を支援するサービスになっております。こちらのほうにつきましては、育児が十分でなかったり、虐待のおそれがあるとか疑われるような、機関連携が必要な子供たちを対象として実施しているものでございまして、現在は1世帯のほうにサービスを実施してございます。

以上でございます。

○柳 圭太委員

まず、地域子育て支援居宅事業委託料の事業内容と養育支援訪問事業委託料の、それぞれの事業については大方承知いたしました。

それでは、もう一点だけ伺いをいたします。先ほどの59ページのほうの避難行動要支援者管理システム借上料なのですが、ちょっと提案というわけではないのですが、このシステムというのは今後様々な形で、例えばケーブルテレビであったり、光ファイバーであったりとか、広い形でシステムを活用するというような方向性というのは、現時点で考えているのかというのがまず1点。要支援者だけでなく、生活に不安を抱える方の不安を取り除くために使えないかというのがまず1点。

あとは、先ほどの64ページの地域子育て支援事業の2つの事業なのですが、確認なのですが、こちらの相談窓口というのは住民福祉課でよろしいのでしょうか。この2点だけ伺います。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

まず、1点目の避難行動要支援者管理システムについてのお尋ねに回答させていただきたいと思います。

まず、限定しないで非常に大きな観点からということで、見守りのようなものはどうかというご提案だったというふうに理解しておりますけれども、現状のシステムはあくまでも災害が予見されたり、災害のときに有効に活用するシステムだと考えておりますので、現在のところは一般的な見守り用途の活用というのは、現時点では考えてございません。

また、もう一つですけれども、ケーブルとかネット環境のようなものかなと思いますけれども、現状ではこちらの名簿提供を警察、消防、民生委員、民生委員はその民生委員がお持ちの担当地区の方に限りますけれども、こちらに名簿提供のほうをさせていただいています。そうなりますと、実際に安否確認が必要な場合というのは、その方の居住地の近くで、紙とかを持って住所を確認しながらお願いするといった場面が想定されますので、現状の紙による名簿提供で、十分その意義は果たすことができるものと考えてございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（中村 正君）

相談窓口はどこかというご質問でございますけれども、これは直接やりかごのほうに、利用者のほうのお問合せだとか育児相談等があれば、直接やりかごのほうにご相談をさせていただいているところです。もちろんこちらのほうに情報提供とか、あと問合せ等があれば、紹介はいたしておりますけれども、基本的にはやりかごの事業、教室のお問合せ、相談というのは、直接受けていただいております。

以上です。

○柳 圭太委員

まず、要支援者管理システム等については承知いたしました。個人情報というものが関わってきますので、町の個人情報の保護条例であったりとか、警察、消防、民生委員との様々な情報連携というものを図って、多くの方の生活の不安を取り除くようなシステム管理であったりとか、運営に引き続きご尽力いただければと思っております。

また、子育て支援拠点事業というのも、今後多くの方が相談するような事業だとは思いますが、そういった方が相談しやすいような環境づくりというのが大変かと思っておりますので、こちらのほうも引き続きご尽力いただければと思っております。

以上です。

○千葉 有子委員

67ページ、3款2項5目1節と2節について伺います。

職員と会計年度任用職員の数と、それから任用職員の常勤、パートの数と1点。この人数で若干100名ほどの児童に対応する人的環境は整っていますか、十分と考えていますか、お聞きいたします。

○住民福祉課長（中村 正君）

2点お受けいたしました。

まずは、中央児童館の3年度の職員体制というご質問でございますけれども、中央

児童館の職員といたしましては、町の職員が1名になります。あと、会計年度任用職員は全部で8名、その内訳は常勤が4名、パートが4名の計8名でございます。3年度からは高学年の受入れということで、各学年に、1年、2年、3年、高学年、この4つのクラスに常勤の先生を1人と、あとパートの先生を1人配置するということができるかなというふうに考えてございます。ただ、休暇等あった場合には、町の職員がカバーに入ると。あと、長期休みであれば、朝から晩までの1日勤務になってしまいますので、その場合は学校のほうでお手伝いいただいておりますチューターさんにもお手伝いをいただいて、不足分がないようにというふうにも実施できるものと考えております。

ただ、今回会計年度の募集をかけて、本来であればパートをもう一人補充したいところではあったのですが、残念ながら応募がなく、あっても辞退という形もありまして、予算上の人数までは十分に確保できなかったというところがございまして、これは引き続き募集をかけて、現場の負担のほうはなるべく軽減できるように対応していきたいと考えております。

以上です。

○千葉 有子委員

分かりました。平日よりも休み中になると、また時間も子供も多くなると思っていますので、今答弁にもありましたが、現況を見て、先生方にも子供にも余裕のある対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

○竹原 義人委員

56ページの18節三戸町社会福祉協議会運営事業費補助金1,218万5,000円のところで、先ほどは事務局員の人件費6名分という説明を受けましたが、車両に関しての御礼についての補助金ではないのかということ。現在様々専用の車が使われていると思いますが、百歳体操とか、様々社会福祉協議会を会場にして行う事業等に使われていると思いますが、故障して使えないということで、小さなバスで何往復も、何回か送迎しているというふうなお話をお聞きしましたが、この補助金はその対象外なのかどうか、聞かせていただきたいと思っております。

○委員長（久慈 聡君）

暫時休憩いたします。

（午後 1時57分）

休 憩

（午後 1時59分）

○委員長（久慈 聡君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹原委員、質問のやり直しをお願いします。

○竹原 義人委員

失礼いたしました。質問のし直しをします。

この項目で、事務局員の6名分の人件費ということで説明を受けましたが、内訳等

をちょっと聞かせていただきたいと思います。車両については別な項目であるということですので、そこだけお願いします。

○住民福祉課長（中村 正君）

では、町社会福祉協議会の運営補助金の内訳についてご説明をいたします。

事務局の職員6人に対しまして、給料、あと各職員手当、法定福利費、退職手当基金の積立金等の人件費の純粋な人件費のみの補助金でございまして、ここから控除額といたしまして、社会福祉協議会の収支がございまして、そちらのほうの経費を引いた残りの分を今年度は1,518万5,000円ということで見込んでございます。

以上でございます。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳出、4款衛生費について説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

4款衛生費について補足説明申し上げます。

69ページをお開き願います。4款1項保健衛生費は、町の健康増進計画であります健康さんのへ21に基づき、町民の健康づくりに取り組むための予算を計上しております。

1目保健衛生総務費は、健康推進課における職員人件費、事務的経費等であります。7節報償費のうちの記念品には、サンカードを利用した健康ポイント事業分の54万7,000円が含まれております。対象者につきましては、健診受診者、ウォーキング事業参加者、各地区で行われております通いの場の参加者を対象として実施いたします。

70ページ、71ページをお開き願います。2目予防事業費は、予防接種等の事業に要する経費で、12節委託料では各種予防接種委託料、合計で6,694万5,000円を計上しております。令和3年度におきましては、16歳以上の全町民を対象とした新型コロナウイルスワクチン予防接種に要する費用、合わせて4,397万8,000円を新たに計上しております。

72、73ページをお開き願います。3目母子保健事業費は、母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の健康保持、増進に係る経費であります。7節報償費の謝金101万1,000円は、乳幼児健康相談等における看護師、管理栄養士、歯科衛生士などへの謝金であります。12節委託料、妊婦健康診査委託料393万2,000円は、妊婦の健康診査を医療機関へ委託して実施するものであります。

74、75ページをお開き願います。4目健康増進事業費は、がん検診等に要する経費で、主なものは12節の成人病検診委託料981万6,000円であります。成人病検診委託料は、各種がん検診や人間ドック等、延べ2,322人分を見込んでおります。

5目環境衛生費は、町内の環境保全に要する経費で、18節負担金補助及び交付金の

葬祭場負担金4,594万8,000円が主なものでございます。建設中の新葬祭場は、現在試運転を行っており、令和3年4月1日に供用を開始いたします。令和3年度負担金には、現施設の解体費、駐車場整備費、ペット炉の建設費が含まれております。27節の簡易水道特別会計繰出金は1,170万7,000円であります。

6目病院費は、27節の三戸中央病院特別会計への繰出金5億2,069万8,000円でございます。

4款2項1目塵芥処理費は、町内のごみ収集に要する経費であり、12節ごみ収集委託料4,642万8,000円は、一般家庭ごみの収集運搬に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金は、ごみ処理施設負担金1億5,892万8,000円、76ページの資源物集団回収推進事業費補助金が主なものでございます。資源物集団回収推進事業費補助金は、新規事業としてごみの減量化とリサイクルの促進を図るため、新たに集団回収を実施しようとする町内会等の団体に対し、回収ステーションの整備費用として、1団体に20万円を上限に補助しようとするものでございます。

以上で4款衛生費の補足説明を終わります。

○建設課長（極 檀 浩君）

午前中の歳入での説明で、佐々木委員よりご質問のありました浄化槽の実績、こちらについてご報告いたします。

まず、令和元年度でございます。5人槽が2つ、7人槽が10、10人槽がゼロ、計12基設置しております。うち町単独の事業で行ったものが、5人槽が1基、7人槽が2基でございます。令和2年度です。こちら事業終わりましたので、ご報告します。5人槽が6基、7人槽が7基、10人槽がゼロと、合計13基でございます。うち町単独の事業は5人槽が3基となっております。

以上でございます。

○委員長（久 慈 聡君）

質疑に入ります。

柳霽委員。

○柳霽 圭太委員

73ページをお願いいたします。4款1項3目12節委託料、母子健康包括支援センター業務委託料についてお尋ねをいたします。

こちらの事業内容、また今後の事業展開、または相談窓口、手続の方法等、これは多分昨年11月に開設されたSANぼぼのことだとは思いますが、または今後町民の方に広く使っていただくように、広く周知してもらうために検討してあることがあれば教えてください。

また、75ページのほうに移っていただきまして、4款2項1目12節委託料のごみ収集委託料についても1点お尋ねをいたします。一般家庭ごみであつたりとか、それ以外にも多くのごみを収集委託しているということですが、当町は田子町、南部町に比べて、1人当たりのごみの排出量が多いというふうに伺っております。それにごみの排出量を減らすということで、ごみダイエット大作戦1、2のさんのへ！というふうに、町長をはじめ各課の皆様もいろいろな策を講じているかとは思いますが、当町のリサイクル向上に向けて検討している事業というものが資源物回収推進事業以外にあれば、教えていただければと思います。

以上、この2点をお願いいたします。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

お答えしたいと思います。

まず、母子健康包括支援センターの委託内容ということでございますので、そちらからお答えをさせていただきたいと思います。まず、助産師が業務をしますけれども、妊娠期及び出産後の母乳ケアとか、育児支援などの産後ケアを実施してございます。また、産婦の産後健診後のフォローアップをしております。具体的にどのようなフォローアップをしているかということでございますけれども、産後鬱に対する支援ということをしてございます。また、随時の電話相談に対応するというのも業務の一つでございます。

また、将来的にどう思うかということのお尋ねですけれども、今年度センターのほうがり立ち上がりまして、専用の個室ができました。その中で相談をされている方もかなりお見受けしますので、今までにはない個室によって、時間をゆったり取って相談していただける環境ということで、悩みとかもいろいろ出てきているのだと思いますので、そちらの悩みに対応していけるように、またニーズに沿ったように、これから進むべき方向ということを考えてまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、手続ということでしたけれども、まずセンター内での相談については、母子包括のほうにお電話をいただければと思います。時間のほう調整させていただきたいと思います。また、家庭訪問というものがありますけれども、家庭訪問については手続というのは必要ございませんで、こちらから電話なりを差し上げて、日程を調整させていただいて伺うということになっております。また、相談につきましては、ネットによる相談、アドレスを持っていますので、そちらのほうも活用させていただきたいと思います。また、これについては今年からの立ち上げですので、今後周知のほうをなお一層図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（中村 正君）

それでは、ごみを減らす対策、どういうのを取っているかというご質問でございます。

まず、リサイクル率の向上とかごみの減量化に関しましては、今年度特に行ってききました事業といたしましては、小学校の4年生を対象に出前授業をしまして、ごみの現状と効果について、ごみを減らす効果というものの出前授業を開催しております。

あとは、コロナの影響によりまして、ちょっと回収はできませんでしたが、考えていることとすれば、古着の回収のほうを行いたいなど。これは、前の議会でもお答えしておりましたが、回収業者のほうから、そこから先に売り渡す海外の取引のほうに止まっているということで、回収を今していないというところがありましたので、再開された際には、ぜひとも呼びかけをいたしまして、古着の回収で、今まで燃えるごみに捨てられていた衣服のほうのリサイクルなり、有効活用というものができればいいかなというふうに考えてございます。

あとは、広報のほうに、先ほど委員もおっしゃってございましたごみのダイエット大作戦として、1、2のさんのへ！でごみを減量しましょうねという呼びかけのほうを毎月掲載してございました。

あと、今年度の新規事業といたしましては、集団回収の実施団体のほうを3団体増やして、何とかリサイクル向上のほうにつなげていきたいなということで、新規事業として実施するところでございます。

以上でございます。

○柳 隼 圭太委員

まず、両方の内容はおおむね承知いたしました。母子包括支援センター等については、一応町民から公募した愛着ある組織として、今後も事業展開であったり、まず手厚く切れ目のない支援のほうを引き続き継続していただきますようお願いを申し上げます。

また、リサイクル率の向上の事業につきましては、いろいろ検討しているということですので、まず一人一人のリサイクルの関心であったりとか、意識を向上していただくために、何か考えていないでしょうかという意味でのご質問であったので、引き続きそういった事業の展開であったりとか、古着の回収というの、小規模であっても開催できればなどは考えております。

以上で終わります。

○佐々木 和志委員

75ページの環境衛生費の浄化槽の件で、先ほど建設課長のほうから午前中の回答をいただいたのですけれども、確認ですけれども、課長のほうから報告があった数字というのは、下水道の計画区域内の数ということによろしいですか。

○建設課長（極 檀 浩君）

ただいま町単独として報告した数、これが下水道区域内でまだ下水管が来ていないとか、そういうところにつけた数になります。下水道区域外は、先ほどの合計から引いた数になりますので、読み上げますが、元年度は5人槽が1基、7人槽8基、2年度が5人槽3基、7人槽7基となります。こちらは下水道が来ていない区域に対して、浄化槽をつけた場合の補助が出たものとなります。

○佐々木 和志委員

また確認になるのですけれども、であれば区域内であっても区域外であっても、年度中に申請があったものに関しては、みんな対応しているということでは理解してよろしいですか。

○建設課長（極 檀 浩君）

区域内、外であっても、浄化槽をつけて汚水処理をしていただくという場合には、補助をしております。ただ、区域外については国、県の補助制度の中で、区域外については国、県のほうの補助金を使っていいですよという形になっておりますので、補助の形は町単独と国、県違いますけれども、申請があったもの、これに対しては補助しているということになります。

○澤田 道憲委員

私は、74ページの5目の環境衛生費の18節負担金補助及び交付金のところの葬祭場負担金4,594万8,000円、これについては先ほど説明では、令和3年4月1日から供用開始ということで、負担金の中にペット炉も含まれておりますということですが、ペット炉はいつ供用開始になるのか。ペット炉となれば小動物、その料金等は知っている範囲内で説明できればと思いますが、いかがなものですか。要するに、ペット炉の開所はいつになるのか。ペット炉の場合は、一般的には小動物になると思いますので、

その料金等はどういうふうになるのか、その辺を聞きたい。

○住民福祉課長（中村 正君）

葬祭場負担金のところでのペット炉ということですが、私もそちらのほうの建設検討委員として、3町で集まっている一部事務組合の委員として検討しておりましたので、お答えできる範囲内でお答えをさせていただきますが、まずペット炉の開設でよろしかったでしょうか。今4月1日に新しい葬祭場ができて、現在使われている葬祭場のほうは解体をします。解体をして、舗装をするのが大体夏ぐらいに終わるとい見込みでございます。それから入札等の手続を経て、年度内にはペット炉のほう完成する見込みということでございます。

あと、料金につきましては、重さによって料金のほうが区分されてございまして、その料金等につきましては、組合議会のほうで金額の決定がなされるものと考えてございましたので、ここで詳細についてはちょっと把握してございませぬので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳出、5款労働費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

5款労働費について補足説明申し上げます。

77ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム費の予算総額は、50万1,000円であります。予算の内訳は、勤労青少年ホームの施設の運営、維持管理に要する経費として、需用費、役務費及び委託料を計上しております。勤労青少年ホームの利用は、音楽室でのバンドや軽音楽サークルの利用が主なものです。また、体育室や調理室、図書室等については、障害者の小規模作業施設、憩いの森あすもこっの活動場所として、年間を通じて使用していただいております。さらに、1階ロビーの談話室については、社会福祉協議会が高齢者を対象として運営する地域ふれあい交流サロンの活動場所として使用していただいております。

以上で5款労働費の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

款項目、ここは1ページですので、10節の修繕費4万円とありますが、現場を見ると相当傷んでいるように見えます。トイレとかそれら、非常に傷みがあると思います

が、修繕費4万円で十分だとお考えですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

修繕費4万円のところということでございますけれども、4万円というのは、何か修繕するものが緊急に出てきた、その際の4万円ということでございます。確かにこの施設については、昭和53年の建設ということで、42年たっているような建物ということで、老朽化も見られているということで、これまでも修繕等を行ってまいりましたけれども、今後につきましても、緊急性が高いもの、また快適に使用していただけるように修繕等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹原 義人委員

あそこは警察も今建設されるわけですので、ちょっと狭くなって、イメージとしては暗くなると思いますので、中だけでも快適にということと、11ぴきのねこのバスもあそこの前に設置されましたので、たまに見にいっている方もいるみたいです。そういうことでも環境整備ということで、しっかりとやっていただきたいと思いますし、緊急時の4万円だと、現在の修理ということでは賄えないと思いますので、応急の修繕費だと思いますので、現場の確認をよろしくお願いします。オーケーです。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳出、6款農林水産業費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（貝守 世光君）

6款農林水産業費の令和3年度当初予算案につきまして補足説明を申し上げます。

79ページをお開き願います。6款1項1目農業委員会費は、農業委員会の活動に要する経費と事務局職員の人件費が主なものであります。1節報酬、委員報酬367万6,000円は、農業委員14名と農地利用最適化推進委員12名の活動費であります。8節旅費、研修旅費222万円のうち194万5,000円は、令和元年9月に改選されました農業委員と農地利用最適化推進委員の視察研修に要する経費であり、視察先につきましては今後検討してまいります。

80ページ、81ページをお開き願います。2目農業総務費は、農林課職員の人件費、各集会施設の維持管理費が主なものであります。10節需用費から13節使用料及び賃借料は、各地域にあります9つの集会施設のほか、SAN・SUN産直ひろば研修館及び農産物加工センターの維持管理に要する経費であります。10節需用費では、各集会施設の光熱水費、修繕費等に703万8,000円を計上しております。

3目農業振興費は、当町の農業振興に要する経費であります。12節委託料、農作物活性化検証委託料30万円は、農作物の病害予防や成長促進効果などが見込まれるあおもり藍の活性化効果を検証するための経費であります。17節備品購入費、貸出用農作

業アシスト機購入費75万9,000円は、農作業の負担や疲労を軽減する上腕アシスト装置6台を購入して一定期間貸し出すことで、それぞれの営農に適したスマート農業の取組を推進するものであります。

82、83ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の中段以降になりますが、補助金について主な事業の説明をさせていただきます。葉たばこ生産環境改善事業費補助金700万円は、病虫害の防除薬剤の購入費と、省力化のための生分解マルチの購入費の一部を補助するものであり、補助対象経費約4,800万円を見込んでおります。農業レベルアップ事業費補助金100万円は、農業者の創意工夫による自発的な提案や取組を支援し、農業経営に意欲的に取り組む農業者を育成するための補助金であり、高品質化、生産コストの低減に向けた取組に要する経費の一部を補助するものであります。鳥獣対策総合事業費補助金295万8,000円は、鳥獣被害対策実施隊員が行う追い払いや捕獲活動に対して、1人1日当たり7,000円を上限に支給する手当や、実施隊員の増員を図るために行う狩猟免許の取得費用に対する補助、農業者の自衛対策を促すために行う捕獲わなの購入費や、防護柵の設置経費の一部を補助するものであります。農業次世代人材投資事業費補助金525万円は、交付要件を満たす50歳未満の新規就農希望者に対し、経営が安定するまでの5年間について、1年目から3年目までは年間最大150万円を、4年目から5年目までは年間最大120万円を交付する事業であり、新規見込み分として個人2名と夫婦1組分の補助金を計上しております。

83ページに入りまして、農業経営発展支援事業費補助金370万円は、新規就農者の定着促進と経営の発展のための取組に対する補助であり、1人当たり10万円を交付する就農準備資金、家賃の一部を補助する農業従事者家賃補助、農地賃借料の一部を補助する農地賃借料補助、認定新規就農者になった者に対する就農支援金、青年就農計画の達成のための取組に要する経費の一部を補助する新規就農者定着化支援事業費補助金で構成されております。中山間地域直接支払交付金1億948万5,000円と、多面的機能支払交付金891万7,000円は、耕作放棄地の発生防止のために行う農地や農道の管理などの営農活動や、国土保全機能、水源涵養機能など、多面的な機能を持つ農業を将来にわたって維持していくために行うのり面の草刈りや水路の泥上げなどの地域活動に対する交付金であります。交付金の負担割合は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4の1となっております。

4目果樹生産振興対策費は、果樹の生産振興に要する経費であり、負担金補助及び交付金が主なものであります。果樹生産省力化設備整備事業費補助金250万円は、果樹生産の省力化を推進するために共同防除組合が導入するスピードスプレーヤー1台の購入に対する補助であります。

5目畜産費は、畜産振興に要する経費が主なものであります。10節需用費、肥料代250万円は、町が管理する町営牧野において、優良な牧草を安定的に供給する生産力を維持するために散布する草地用複合肥料と苦土石灰の購入費であります。

84、85ページを御覧ください。6目土地改良総務費は、農道及び水路の維持管理に要する経費であり、13節使用料及び賃借料、重機借上料100万円が主なものであります。

7目県営土地改良事業費は、青森県が実施する土地改良事業に要する経費であり、18節負担金補助及び交付金が主なものであります。初めに、中山間地域総合整備事業であります。平成26年度から令和5年度までを計画期間とし、農業用排水路や農道などの農村地域の基盤整備や、農業集落道や営農飲雑用水など、生活環境を整備するものであります。次に、ため池等整備事業であります。令和元年度から令和4年度を計画期間とし、三戸土地改良区の管理施設である同心町地区の用水路を改修するもの

であります。13節使用料及び賃借料の238万3,000円は、中山間地域総合整備事業で使用する標準積算システム使用料38万3,000円と、大平地区、杉沢地区ほかの農業用排水整備等に係る土地借上料200万円であります。16節公有財産購入費470万円は、清座久保、荒田地区ほか4地区の集落道整備等に係る用地購入費であります。18節負担金補助及び交付金3,180万円のうち、中山間地域総合整備事業負担金2,850万円は、留ヶ崎地区ほか6地区の集落道整備等に要する負担金であります。ため池等整備事業負担金330万円は、同心町地区の用水路改修工事等に要する負担金であります。21節補償補填及び賠償金の農道等改良舗装工事支障物件補償費1,430万円は、清座久保、荒田地区、梅内地区ほか4地区の農道整備に係る用地補償費であります。

8目農村環境改善センター費と、86ページの9目基幹集落センターは、両施設の維持管理に要する経費が主なものであります。8目14節工事請負費、空調設備設置工事請負費70万1,000円は、施設内の和室に換気機能つきエアコン1台を設置するものであります。

87ページを御覧ください。2項林業費は、森林の有する機能を持続的に発揮できるよう、適切な森林整備と森林資源の維持造成に要する経費であります。

1目林業総務費は、農林課職員の人件費と町有林の整備及び維持管理に要する経費が主なものであります。12節委託料、町有林整備事業委託料761万3,000円は、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間とした町有林整備事業計画に基づき、伐採に適した時期を超えた町有林について、健全で管理コストの低い森林に誘導するために行う伐採、下刈り等に要する経費であります。

88、89ページをお願いいたします。2目林業振興費は、民有林の整備を推進するための経費であります。13節使用料及び賃借料、重機借上料200万円は、民有林の森林整備を効率的かつ効果的に推進するために必要な林道の維持管理に要する経費であります。18節負担金補助及び交付金、森林整備事業費補助金200万円は、優良な木材の生産と健全な森林の維持造成を図るために行う間伐、造林、枝払い等の経費に対して補助するものであります。木の駅プロジェクト事業費補助金30万円は、民有林の整備と地域経済の活性化を目的として、木の駅プロジェクト実行委員会が実施する事業に対する補助であります。

3項水産業費は、熊原川等の適正な漁場管理と資源増強を図るために要する経費であります。

1目水産業振興費は、水産振興に要する経費であり、18節負担金補助及び交付金の稚魚放流事業費補助金30万円は、河川の資源増強を図るために行う稚魚放流事業に対する補助金であります。

以上で6款農林水産業費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

柳零委員。

○柳零 圭太委員

81ページをお願いいたします。6款1項3目17節備品購入費、貸出し用農作業アシスト機購入費についてお尋ねをいたします。

まず、こちらを購入する、ないしは借りるに当たってですが、一定期間というのがどれくらいの期間なのか。それを相談するに当たっての窓口であったりとか手続の方法、また今後それを貸し出すというふうな形なのですけれども、それを町民に周知す

る方法について、教えていただきたいと思っております。

そして、83ページをお願いいたします。6款1項3目18節負担金補助及び交付金から、農業経営発展支援事業費補助金についてをお尋ねいたします。先ほどのご説明では、5つの就農支援について、具体的にこちらの金額をもう一度ご説明をお願いいたします。また、支援事業を最大限に活用した際に受けられる補助金というのが幾らになるか、教えていただけないでしょうか。

以上です。

○農林課長（貝守 世光君）

81ページの貸出し用農作業アシスト機購入費についてであります。

こちらの申込み窓口は、農林課となります。事務手続等につきましては、これからルール等決めていくこととなりますが、農林課のほうに申請書を提出いただくと。そして、貸出しを行い、返却時には使用した実感であるとか、使ってみてこの辺をもっと改良したほうが良いというような意見を記載する報告書の提出をお願いしたいと考えてございます。あと、レンタル期間につきましては、1週間になるか、10日程度になるか、アシスト装置の効果を体感できる期間を確保するような期間で設定したいと思っております。

また、周知方法につきましては、チラシによる周知を中心に、町のホームページ等にも掲載して周知を図りたいと考えております。

あと、83ページの農業経営発展支援事業費補助金370万円についてでございますが、こちら令和3年度新規事業でございます。新規就農者の定着促進と経営の発展のための活動に対する補助であります。5つの施策で構成されております。まず一つは、就農準備資金、こちらは新規就農者に対して就農準備資金として交付するもので、1人10万円を計上し、5人で50万円を予算化しております。

2つ目、農業従事者家賃補助、こちらは新規就農から5年以内の者に対して、家賃補助を行います。補助率は2分の1以内、上限は月2万円、最長3年間補助する計画でございます。上限額2万円掛ける12か月掛ける3人分、72万円を計上しております。

次に、農地賃借料補助、こちらも新規就農から5年以内の者に対しまして、新たに借り入れる農地の賃借料実費、または三戸町の農地賃借料情報の平均額のいずれか低い額の2分の1を3年間補助する予定でございます。平均額10アール当たり8,700円を引用しまして、30アールを借りるということで、こちらの2分の1を5人の方に補助するというふうに考えておまして、6万5,000円ほどになります。

4つ目として、就農支援金、こちらは青年就農計画を作成し、認定新規就農者になった者に対する支援金で、就農1年目は50万円、2年目は30万円、3年目は10万円を交付する事業であります。今年度は50万円を3人想定しておまして、150万円を計上しております。

5つ目として、新規就農者定着化支援事業費補助金、こちらは青年就農計画を作成し、その達成のために行う取組に対する補助であります。補助率は3分の2以内、上限を30万円に設定しており、令和3年度は3人を予定し、90万円を予算計上しております。これが370万円の内訳となります。

そして、最大幾ら交付されるかということでございますが、1年目でありますと、まず就農準備金10万円、農業従事者家賃補助上限の24万円、農地賃借料補助、30アールを借りたと想定し1万3,000円、就農支援金50万円、そして新規就農者定着化支援事業費補助金を上限30万円の交付を受けたとして、1年目は最大約115万円となります。

○柳 隼 圭太委員

承知をいたしました。新規就農者というのは、初期投資が非常にかかったりするので、そういった部分では背中を押す一歩にもなるのかなとは思っております。

先ほどのアシスト機について、もう一点だけ伺いたいと思っております。まず、機械ということでございますので、万が一ということもございます。要は作業中に故障であったりとか、壊れたということ想定した際の手続きに保険であったりとか、保証という手続があるのかどうか、それも検討しているのかということが1点。

農業支援事業の補助金については、これは長期的支援ということで考えているので、こちらは引き続き移住、定住も含めているので、これは事業継続をお願いしたいと思っておりますので、では保証について検討しているのか、こちらを1点お伺いいたします。

○農林課長（貝守 世光君）

貸出し用農作業アシスト機購入費につきまして、答弁をいたします。

まず、利用者の責任によりまして紛失したり、壊してしまったりという場合には、利用者が責任を負う方向で検討していきたいと考えてございます。ただ、突発的な事故というか、利用者の責任によらない故障も発生する可能性がございますので、そうした事故に対する保険がないか情報を収集しまして、保険加入を条件として貸し出す方向で検討していきたいと考えてございます。

○柳 隼 圭太委員

当然農家の作業というのは、私も全て知っているわけではないのですが、いろいろな作業というのが想定されると思います。そうした作業を想定しつつ、ただ当然高齢化であったり、人材不足、人手不足というものもあるので、そうした問題を解決するための一つの策であったりとか、新規就農につなげるためにも、こうした策というのをぜひ成功させていただきたいと思っております。ぜひよろしくお伺いいたします。

以上になります。

○竹原 義人委員

87ページの6款2項1目12節委託料であります。森林は町の約7割を占め、水源の涵養機能をはじめとして、防災機能、様々な役目を果たしているわけでありまして、山が荒れるということは非常に大変なことで、貝守の町有林の整備を委託したということで、761万3,000円、10年間ということで、2年目ですか。伐採した木は1,218万円に、これは収入として入るわけですので、非常にあれですが、管理委託料ですよ。全部木を切るということではないと思いますが、その辺も少し詳しく聞きたいのと、それから81ページの1項3目12節、これも委託料ですが、農産物活性化検証委託料、さっき説明を聞くときに、あおもり藍のことであると聞きましたけれども、あおもり藍についてはもう検証が済んでいると私は認識しています。わざわざここで委託料を払ってまで検証する必要があるのか。さきほどの説明では、三戸のものというニュアンスがありましたけれども、例えば三戸の農作物への農薬等での検証なのか、その辺の説明がなかったので、一応あおもり藍はコロナにも大変有効だというような実績が発表になっていきますので、三戸独特の使い方を検証するのであろうと思っておりますけれども、その辺もお聞きします。

それから、85ページの7目13節、16節のところで大平地区の水路というような説明

でありましたが、防災ダムの下の河川のことなのか、あそこは大きな被害を受けたわけですけれども、そのことなのか、別なところなのか、確認をここはさせてもらいたいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

まず、81ページの農作物活性化検証委託料30万円でございます。こちらは委員おっしゃったとおり、あおもり藍を活用した検証であります。現在様々研究が進んでいるところでもありますけれども、病害予防の分野であるとか、作物の成長促進効果があるかといったものが、まだデータが少ないということで伺っております。また県南地方ではどこでも検証を行っていないという話もありましたので、ぜひ県南地方でもそういった検証を行って、農薬に代わる可能性を秘めておりますので、ぜひとも進めていきたいというふうに考えてございます。また、30万円の委託料でございますが、業者等に支払うのではなく、様々な作物を生産している農家の方に、こちらの指定した希釈で散布していただきます。もしかすると生産量が減るとかということもあるかもしれないので、そういったことも含めて、農家の方に試験的にまいてもらうということを委託する、そちらに対する委託料でございます。5万円で6品目を現時点では想定してございます。

次に、87ページの町有林整備事業委託料761万3,000円でございます。こちらは、42ヘクタールの作業を想定してございます。まず、42ヘクタールの伐採を行います。それに対する経費が3,000万円で、その木を売ることによる収入が5,000万円。その5,000万円から3,000万円を差し引いた経費を使いまして、造林、植林を行います。また、管理経費等もかかりまして、5,000万円の立木を売りますが、支出としましては4,500万円を想定しているということでございます。基本的には、町の持ち出しがなく、伐採した立木を売った収入を原資として植林、間伐、下刈り等を実施していくと。10年間計画を進めていくというものでございます。10年間の総体として、立木の売払収入2,400万円を見込んでおりまして、先ほど言いました伐採経費、植林経費、管理経費等で支出が1,400万円を想定してございます。

○建設課長（極檀 浩君）

ただいまの竹原委員の経営土地改良事業費の土地借上料、こちらについてお答えします。

これは、大平地区、杉沢地区の農業用排水、こちらを整備するときに、工事用の土地ということもありまして、借上料が200万円ということになります。防災ダムとかとは関係ないという、用排水路の整備に係るものでございます。

以上です。

○竹原 義人委員

県南地方では、まだ検証がされていないということで、津軽地方ではもう既に相当効果があるというふうな検証がされていますので、まさか津軽地方で効いたのが県南では駄目だというふうな、ないと思います。ただ、農業製品の場合は食べ物ですので、その辺をしっかりと検証してからという、使ってもらうということに関しては、害がないということで、これを使った作物であるというようなことで付加価値がつくと思っておりますので、6品目、増やしていければと思っております。

それから私は、町有林のほうは間伐整備だと思って今質問しましたけれども、間伐でなく植林もするのだということで、ご苦労さまです。大変10年間をかけて、三戸の

町有林は一応有名ですので、しっかりと完了してもらいたいと思います。

それから、防災ダムのほうは、では別な災害のほうで聞けばよかったと思いますので、オーケーです。

○澤田 道憲委員

私は、82ページの3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金のところの鳥獣対策総合事業補助金295万8,000円とあるのですが、これは幾らの団体があるのか、人数は、それと事業の補助金を出すのに当たっては、いわゆる事業計画、安全に鳥獣を駆除するためには、事故のないようにしていただきたいわけなのです。というのは、狩猟とかわなでもけがしたりとか、そういった講習会などがそれに含まれているのかどうか、その辺の内容を把握しているのかどうか、その辺を聞きたいのですが、どんなものですか。

○農林課長（貝守 世光君）

82ページの鳥獣対策総合事業費補助金についてでございます。

こちらの事業は、町の鳥獣被害防止計画に基づきまして活動する取組に補助するもので、交付先は有害鳥獣被害対策協議会に交付いたします。こちらには、狩猟免許、わな免許等を持った方が23名登録されておりますので、その方々の巡回であったり追い払い、捕獲活動に対して払う事業と、あとこの方々の負担を少しでも減らしたいということで、新たな免許を持った方の掘り起こしをしたいということで、狩猟免許の取得経費を補助すると。そしてもう一つは、農業者の方々にも自らの農作物を守るという意識を持ってもらうために、農家の方が設置する電気柵であったりとか、捕獲わなの購入費の補助をするという3本立てで鳥獣被害対策を講じてまいりたいと考えてございます。

先日もニュースで流れておりましたが、鉄砲も使いますし、熊等の捕獲、わなも使いますし、そういった安全講習につきましては、隊員の方々も定期的に研修等受けておりますので、何とか事故がないような形で鳥獣被害対策を進めてまいりたいと考えてございます。

○澤田 道憲委員

先ほども聞きましたけれども、事業の内容とか、1年終わった後の報告はなされているものかどうか、その辺はどうなのですか。

○農林課長（貝守 世光君）

まず、年度初めに補助金の交付申請ということで、年間の計画を出していただきます。また、3月末で年度が切れるわけですが、それ以降その年度に、例えば有害鳥獣、熊を何頭捕獲しましたとかというものを報告していただいております。

○澤田 道憲委員

くれぐれも事故のないように、農林課のほうからも23名の方々にご指導くださるようお願いして終わります。了解しました。

○藤原 文雄委員

88ページ、6款2項2目農林振興費についてですが、先ほどの説明では、ここの部分は主に民有林に対する振興費ということでお聞きしましたけれども、18節の負担金

補助及び交付金のところで、森林整備事業費の補助金が200万円、さらには林業作業道整備事業費の補助で200万円ということで、ざくっとした金額が取られていますけれども、令和2年度たしか山林の所有者に対してアンケートが取られたかと思えます。自力で管理できない方のために、将来的にどうするかというようなアンケートを取ったかと思えますけれども、それに対する事業ということで、森林整備事業費ということなのかというのが第1点。もしそうであれば、具体的に何名の方が委託という申込みがあったのかということについて伺います。

○農林課長（貝守 世光君）

まず、88ページの森林整備事業費補助金であります。これはこれまでも何年間か継続して実施しているものでありまして、令和2年度は150万円を予算化してございました。今回50万円アップして200万円としているものであります。これは民有林の造林であるとか下刈り、あと保育間伐など、県の事業であります民有林野造林事業、こちらに取り組む事業について、町がかさ上げ補助をするというものでございます。補助対象は、県知事が定める標準経費の3分の1以内ということで、県の補助事業に上乘せする形で三八地方森林組合に補助いたします。来年度は、60ヘクタールについて森林整備を進めるということで、要望をいただいております。こちらを予算化させていただきました。

そして、同じく88ページの林業作業道整備事業費補助金でございます。これは令和3年度の新規事業でございます。先ほどあったように、令和2年度に森林の所有者にアンケートを行いました。現在どれぐらい、どこに自分の山があるのか分かっているかとか、手入れをしていますかとか、様々アンケートさせてもらったのですが、木材の価格が低迷しているということもあって、作業はどうしても入っていけないと。経費を少しでも減らすために、作業道の整備、例えば掘れているとか、枝が出てきていて通れないといったものを、町がその部分を解消すると。そうすると、林業事業者はそこに事業展開しても、ある程度の利益が上がるということになれば、事業者も入りやすいですし、所有者も経費を抑えた形で発注できるのではないかとということで、町としては道路を整備して、民間の事業者が作業しやすいような環境をつくっていきたいということで、令和3年度新規事業として立ち上げてございます。ですので、アンケートと全くリンクしていないわけでもないのですが、そういった所有者の方の森林整備が進むように環境整備をしていきたいというふうに計上したものでございます。

（「分かりました」と言う者あり）

○越後 貞男委員

83ページの1項4目の12節委託料のりんご産業基幹青年養成委託料37万4,000円とありますが、これは何名分ですか。そしてまた、同じところの18節の果樹生産省力化設備整備事業費補助金250万円、これは先ほどの説明にもありましたように、防除組合で買うスプレイヤーの補助金ということですが、これは前から本体の、スプレイヤーの3分1もしくは250万円を超えない範囲という規定があるわけですが、これはいつから3分の1の250万円というのはできたのですか。そこを聞かせていただきたい。

○農林課長（貝守 世光君）

まず、83ページのりんご産業基幹青年養成委託料でございます。これはリンゴの

生産技術であるとか一般教養について学んでもらって、地域の中核的な担い手として役割を果たしていただく青年を養成する事業でございまして、県のりんご協会に委託をしております。委託をお願いしている人員ですが、2名になっております。養成期間は2年間を要しまして、1年で25日程度青森のほうに行って、座学であったりとか、現場で研修を行うという制度になってございますので、現在2名となっております。

あともう一点が、同じ83ページの果樹生産省力化設備整備事業費補助金250万円でございますが、こちらは果樹栽培の省力化を図るために導入するスピードスプレイヤーの導入ということで説明をさせていただきまして、3分の1以内、上限250万円、いつからかということですが、私の記憶ではずっと3分の1のような気がするのですが、今調べて報告をさせていただきたいと思っております。

○番屋 博光委員

82ページの1項3目の、先ほどの澤田委員と同じことにちょっと付け加えて、補助金の上のところの捕獲わな監視システム、これ多分カメラのことだと思いますけれども、カメラが今何台あるのか、それと補助金の下のほうの鳥獣対策総合事業補助金、これ熊のわな何個あるのか。それと加えて、去年の捕獲頭数が幾つあるのか。それと、ニホンジカ、イノシシの被害状況、どれぐらいのあれが役場に届けているのか、その辺教えていただきたいと思っております。

○農林課長（貝守 世光君）

まず、82ページの捕獲わな監視システム管理費負担金でございますが、これは捕獲わなを設置した後、作動状況を監視するシステムの管理費でございます。親機1台を田子町に設置しておりまして、子機30台ございます。半分ずつ管理してございまして、管理費は田子町と折半ということになってございます。

あと、熊のわなの台数、令和2年度の捕獲状況につきましては、確認しまして後で報告をさせていただきたいと思っております。また、ニホンジカ、イノシシ等の被害につきましては、ニホンジカについては確かに写真等に写っておりまして、リンゴの花芽を食べたりという被害が報告されてございます。また、イノシシについても、田子町で相当数の頭数が捕獲されていることを考えますと、三戸町にも入ってきているというふうに考えておりますが、まだイノシシによる被害というのは特に報告されてはいないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○番屋 博光委員

ニホンジカに関しては、令和元年のあたりは町営牧場、うちのほうの三戸牧野組合、物すごく頭数が多くて、6つの群れが存在していました。それがそこから今新郷のほうに移ってしまっていて、木の皮、木の芽、結構やられています。その捕獲に関しては、見つけた場合はすぐ駆除できるというふうに私は認識しておりますけれども、その辺もう一度確認したいと思っております。

それと、イノシシに関しては、田子町の川代、あの辺付近がものすごく多くて、そこから三戸、秋田のほうに今流れています。昨年もイノシシのほうが老久保、それから杉沢地区で発見されています。今のところは大きく被害は出ていませんけれども、そういう発見したときの駆除方法、すぐ猟友会を頼んで駆除できるのか、その辺。たしか前回のお話では、町長の許可があればいつでも駆除できる話をしたような、私も

聞いたような気がしましたがけれども、そこを確認したいと思います。

○農林課長（貝守 世光君）

牧野組合の管理する牧場にニホンジカが出ているということで、牧草に被害があれば捕獲するという形になってございます。まず、農作物に被害を与える有害鳥獣を駆除するというのが私どもの仕事でございますので、町営牧野に出没するニホンジカが牧草を食べて困るというのであれば、実施隊の方々と相談をして、時期であるとか、場所であるとか、どういった時期にわなをかけるのがいいのかというのを相談しながら、対応させていただきたいと思います。

また、イノシシの捕獲につきましても、委員おっしゃるとおり、三戸町のほうにも恐らく出てくると。また、農作物の被害も心配されます。そういったところは、実施隊員の方々、猟友会の方々と認識を共有してございます。ただ、イノシシの捕獲の経験が少ないというのもございまして、様々研修を受けながら、どういった捕獲方法がいいものなのか、そういったものを関係機関と協議して、被害の防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

3時半再開予定をもって休憩いたします。

（午後 3時18分）

休 憩

（午後 3時30分）

○委員長（久慈 聡君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林課長（貝守 世光君）

先ほどのご質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、83ページの果樹生産省力化設備整備事業費補助金、スピードスプレーヤーの導入に関してでございます。調べた範囲でお答えをさせていただきたいと思いますが、平成25年、この年度には補助率が2分の1、上限が230万円、平成26年度、こちら補助率は2分の1で上限が200万円、平成28年から現在と同じような3分の1以内になりまして、上限を250万円に設定させていただいております。

あと、熊の箱わなの個数でございますが、現在町で所有しているツキノワグマ用の箱わなは5基ございます。また、令和2年度現時点での捕獲数でございますが、ツキノワグマを6頭捕獲してございます。あと、カラスが47羽、カワウが3羽、ニホンジカが1頭、本年度捕獲してございます。

以上でございます。

○委員長（久慈 聡君）

両委員、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

次に、歳出、7款商工費について説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

7款商工費について補足説明申し上げます。

91ページをお願いいたします。1項1目商工業振興費は、商工業の振興に要する経費でございます。12節委託料の買物弱者対策支援事業委託料130万円は、買物弱者を支援するための商品宅配事業の委託に要する経費でございます。宅配を希望するお宅を月2回程度訪問し、希望商品を伺い後日配達するもので、40人程度の利用を見込んでおります。次の飲食店ポータルサイト保守業務委託料24万5,000円は、新型コロナウイルスの影響を受けて利用が低迷している町内飲食店の利用の促進を図るため、昨年11月に開設した三戸町飲食店ポータルサイト、さんのへごはんの保守に係る経費でございます。

次のページをお願いいたします。三戸町商工振興事業費補助金450万円は、商工会が行う小規模事業者の経営改善等支援事業及び商工業振興事業に係る経費に対する補助金で、前年度と同額でございます。次の商店街にぎわいづくり事業費補助金130万円は、まちの楽校が行う中心市街地活性化及び高齢者支援等のための達人工房事業、100縁勝店街事業、高齢者支援事業、休憩場所提供事業の実施に対する補助金でございます。次の中小企業特別保証融資制度保証料補助金320万円は、県との連携で実施する特別保証融資制度に基づく融資の信用保証料の補助に係る経費でございます。令和3年度は、新型コロナウイルス関連の災害枠としての経営安定化サポート資金についての保証を行うため、前年度比300万円増としております。次のプレミアム商品券発行事業費補助金500万円は、三戸町商工会が発行するプレミアム商品券のプレミアム分に対する補助に係る経費でございます。プレミアム分1,000円を含んだ6,000円分の商品券を5,000円で5,000セット発行する予定で、経済効果は3,000万円を見込んでおります。補助金欄下から4行目の三町食べ歩きスタンプラリー事業費補助金108万1,000円は、新型コロナウイルスの影響を受けて利用が低迷している当町、田子町及び南部町の3町の飲食店の利用の促進を図るため、3町及び3町商工会で組織する実行委員会が実施するスタンプラリー事業に対する補助金でございます。500円以上の利用で各町2店舗、3町合計6店舗分のスタンプで1,000円分のクーポン券となるもので、2,000枚の交付を見込んでおります。なお、今年度10月から同様の事業を実施しており、本事業においては814枚の交付実績がございました。次の商工業パワーアップ事業費補助金100万円は、商工事業者の皆様から自らの事業をパワーアップしていただくための補助に係る経費でございます。令和2年度の地域産業担い手キャリアアップ事業費補助金、商店街元気事業費補助金を廃止し、新たに創設する補助率3分の2の補助金で、店舗改修、販路開拓など、事業者自らが取り組む事業に幅広く活用されるよう制度運営してまいります。

2目観光費は、町の観光振興に要する経費でございます。城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園、おまつり広場、藤子ふれあい公園の整備や管理運営に要する経費

が主なるものでございます。

93ページをお願いいたします。12節委託料の業務委託料975万5,000円は、城山公園はじめ当課で所管しております5つの公園の管理について、三戸町社会福祉協議会への委託によって行うための経費でございます。2行下の設計委託料171万6,000円は、関根ふれあい公園トイレの新設のための設計監理に係る経費でございます。同じく委託料の城山公園清掃委託料105万5,000円は、三戸町春まつり開催前の城山公園の清掃について、シルバー人材センターへの委託によって行うための経費でございます。14節工事請負費のおまつり広場改修工事請負費1,000万円は、おまつり広場の舗装の張り替え、ステージの修繕に要する経費でございます。次のふれあい公園トイレ整備工事請負費1,828万4,000円は、関根ふれあい公園内の既設トイレを撤去し、新設するための経費でございます。公園利用者の皆様に安全安心かつ快適にご利用いただけるよう進めてまいります。

次のページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の三町観光推進事業負担金13万1,000円は、当町、田子町及び南部町の3町合同で設置している観光案内看板の情報更新に係る経費でございます。次の補助金の観光推進事業費補助金780万円は、三戸町観光協会が事業推進体制の強化を図るとともに、春まつり、秋まつりの開催等に要する経費に対する補助金で、前年度と同額でございます。

3目道の駅管理費は、道の駅さんのへの管理運営に要する経費でございます。12節道の駅さんのへ指定管理料666万8,000円は、指定管理者である道の駅さんのへ共同事業体に対する管理委託料でございます。なお、指定管理期間は2024年3月31日までとなっております。

以上で7款商工費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

栗谷川委員。

○栗谷川 柳子委員

先日議員全員で当初予算案に関する議員間討議を行ったところ、第5次三戸町総合振興計画にある観光の振興の主要施策に充当させるような予算を探すことができませんでした。城山公園を含む観光産業化については、議員全員から成る三戸町活性化対策特別委員会でも、令和2年度の重点テーマとして調査研究をしていることもあり、代表して確認させていただきます。

主に93ページ、1項2目観光費について確認いたします。まず、第5次三戸町総合振興計画、この46ページ、47ページにあります観光の振興の主要施策についてですが、以下の5点が掲げられています。この5点についての項目を確認したいということです。1番目の施策で、三戸城跡城山公園の整備を核にした通年観光の開発と推進を図るとおっしゃっています。

2番目に、奥州街道をコースの軸とし、町内をゆっくりと散策できる観光モデルコースを開発すると示しています。

3つ目、インバウンド観光やユニバーサルデザインに配慮しながら、観光案内標識やパンフレットなどの整備、Wi-Fi環境の充実を図るとなっています。

4つ目、グリーンツーリズムを一般の観光客にも対象とすることで、交流人口を増やし、農業と観光の振興を図ると。

5つ目、八戸地域連携中枢都市圏構成市町村と連携することで、市町村の枠にとら

われない広い地域を周遊する観光ルートを開発し、観光のより一層の推進を図るというすばらしい計画が、きちんと目標数値入りで立てられているのを確認しております。

これを踏まえて、これら5点の施策の充当させると思われる予算について確認します。93ページ、7款1項2目観光費、12節の委託料ですが、令和2年度予算では1,150万円、決算は分かりませんが、令和3年度案では975万円と減っているということは、やはり通年観光の開発と推進を図るということは、令和3年度中にはまだ難しいということでしょうか。

2点目です。同じく14節の工事請負費、観光看板等整備工事請負費43万7,000円、令和2年度の予算は調べたところ21万7,000円、22万円増なのは、例えば第5次計画の主要施策3のインバウンド観光やユニバーサルデザインに配慮しながら、観光案内標識を整備するための22万円増なのでしょうか。もしそうではない場合は、どれがこのユニバーサルデザインやインバウンドに対応した観光案内標識を整備するものに用意している予算なのでしょうか。

3点目、18節負担金の三町観光推進事業費13万1,000円ですが、これは先ほど観光案内看板の設置事業というふうにお聞きしましたが、同じく第5次総合振興計画、観光の振興の主要施策2の奥州街道のコースの看板を一緒に作るだけではなく、一緒にコースを開発したりとか、一緒にグリーンツーリズムの開発をしようだとか、あとはインバウンドの看板を一緒に作ろうだとか、パンフレットも一緒に作ろうだとか、そういったことをしている事業なのでしょうか。もしそうではない場合は、これらに充てる予算というのはどこにあるのでしょうか。

次の質問です。18節負担金、V I S I Tはちのへ圏域町村負担金43万円ですが、これは先ほどの説明で、有楽町にできた8 b a s eに関しては、非常にプロモーション事業ですとか、ファンミーティングですとか、そういったことに実際に活用されている様子が伺えました。ユートリーのほうでも、恐らく出品等活用していると思うのですが、同じく第5次総合振興計画観光振興の中のグリーンツーリズムを一般の観光客も対象にするということのための仕掛けは、何かこの施設、ユートリーや8 b a s eを使って仕掛けをしているのでしょうか。

次です。18節負担金、県観光連盟負担金18万円ですが、これは負担金の中でどういった事業がなされているのでしょうか。これも第5次総合振興計画、観光の振興の中のインバウンド観光やユニバーサルデザインに配慮した圏内共有のパンフレット等制作などもしている事業なのでしょうか。もしこの県観光連盟負担金で、こういったパンフレット等の制作もしているのではない場合は、このインバウンド観光やユニバーサルデザインに配慮したパンフレット等の制作に充てる予算はどちらにあるのでしょうか。

質問多くなりましたが、よろしく申し上げます。

○委員長（久慈 聡君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時47分）

休 憩

（午後 3時57分）

○委員長（久慈 聡君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまの栗谷川委員の5点のご質問にお答えいたします。

まず、第5次三戸町総合振興計画の47ページに観光の振興の主要施策ということで、5本掲げてございます。こちら主要施策につきましては、基本計画ということで、5年間をかけて順次進めていくということで、総合振興計画内のいずれの施策も、そういった5年間という実施計画を掲げて進めていくものとなっております。その上で、今回の観光につきましては、実際に5本の主要施策にどういった予算が張りつけられているのかというご質問だと思います。順次1点目からお答えしてまいります。

まず、7款1項2目観光費の12節委託料975万5,000円でございます。令和2年度予算では1,150万円ということであったが、この差は何かというご質問でございます。まず、委託料でございますが、先ほど説明で申し上げましたとおり、社会福祉協議会への委託によって、当課で管理しております5つの施設の管理を実施しております。その1,150万2,000円の予算でございましたけれども、令和2年度の実績は997万円という見込みとなっております。これで実績に基づきまして、令和3年度975万5,000円というふうな予算をお願いするものでございます。これは、四季を通した観光の開発と推進というところにもつながってくる部分でございます。

次に、2点目の14節工事請負費、観光看板等整備工事請負費43万7,000円という部分でございます。令和2年度は21万7,000円ということでした。令和2年度におきましては、城山公園の案内表示の看板を設置するというので、今月看板の設置を旧マルキンのところに考えてございます。これを完了して、城山公園までスムーズにたどり着けるようにということで進めてまいります。令和3年度につきましては、城山公園内の駐車場に大型看板がございますが、これが大分情報が古くなっておりまして、老朽化もしておりますので、この看板の更新ということで、これにつきましても四季を通した観光の開発というか、推進ということで、該当してくるのではないかと考えておりました。

3点目でございます。18節負担金、三戸町観光推進事業費13万1,000円についてのご質問でございます。こちらの看板ですが、説明で申し上げましたとおり、田子町、南部町と同じ記載の内容の看板を作って、三戸町では道の駅さんのへに設置しております。この記載内容の情報が古くなっている部分があるということで、更新をするというものでございまして、この看板の中に奥州街道の表示だとか、そういった部分ができるかどうかにつきましては、やはり田子町とか入ってございますので、奥州街道であれば南部町、五戸町とか、そういった町との連携であれば調うのかなと思っておりましたが、いろいろせっかく情報更新しますので、なるべくいいものにできればいいなというふうに考えておりました。

4つ目、18節負担金のV I S I Tはちのへ圏域町村負担金43万円ということでございます。この予算がグリーンツーリズムを進めることによって交流人口を増やして、農業と観光の振興を図るための仕掛けになっているかというお尋ねでございました。V I S I Tはちのへにつきましては、これまでV I S I Tはちのへ設立前までにユートリーと、あと八戸広域観光推進協議会、そういったものがございまして、それらを統合して新しくできた組織でございます。この中で、観光DMOという形で進めているところでございます。V I S I Tの中で、グリーンツーリズムという直接的な事業は今示されておられませんけれども、こういった分野の事業にもV I S I T自体が取り組んでいくということは確認しておりますので、今後そういった形で三戸町で提供で

きるメニューとか、そういったものを示して取り入れていただくということになってございます。総合振興計画の中にグリーンツーリズムのさらなる振興ということで、これは広域連携しなくても当町だけで、例えば今ふるさと納税のお礼品として、ニンニクの収穫体験のお礼品というのを今月募集開始することとなっておりますので、これもグリーンツーリズムにつながってくるものだと考えております。こういった取組がまた果樹とか、そういった部分の収穫体験につながるということで、現在はグリーンツーリズムといえば、修学旅行生が農家民泊してということとやっておりますけれども、一般の方々も対象とすることで、交流人口につなげていくという事業になっていくのではないかなと思っておりました。

5点目の県観光連盟負担金18万円ということで、こちらがインバウンド観光とか、そういった関連につながってくるのかということとでございます。県観光連盟につきましては、通年使えるパンフレット、膨大な情報量のパンフレットを年2回発行しております。この中で、三戸町も取り上げていただいて、そういった形で町の観光推進に寄与しているということとございまして、これも広域観光の推進という部分につながってくるのではないかなと思っておりました。

直接的に今回総合振興計画の5つの柱に予算が具体的に張りついていないというご指摘だと思いますけれども、それぞれ予算をかけないで、例えば奥州街道を生かした観光ルートづくりであれば、今は予算を投じておりませんが、将来的に南部町、五戸町と連携するですとか、あとは広域観光の推進であれば、三八地域県民局と連携して、今三八地域の歴史観光モニターツアーの実施をしたり、現在歴史を紡ぐ三八地域広域観光パンフレット、こちらも作成しております。こういった形で進めていけるということになってございました。いずれにいたしましても、様々観光にもっと力を入れてほしいという激励だと思いますので、そういうお声を受け止めまして、皆様とともに事業化できるものは事業化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

私どものほうでも、やはり課長おっしゃられたように、振興計画がきちんと用意されていて、予算委員会ですので、それにきちんと十分な予算が取られているかということは確認しなければいけないと思って確認しました。何でかというのと、やはり予定どおりいけば、城山公園が今年度中に国の指定史跡になるという希望の光だと思って、私どもは城山を捉えております。それに対して、こうやってしっかりとした総合振興計画の観光の部分を計画立てられているのに、もしまだ特に手がけていることがないのであれば、それは非常に残念なことだと思いますし、どれくらい取組を始められているのかというのを確認したかったという意味合いがあります。やはり城山公園は、歴史的価値とレジャー的な価値と混在している場所になりますので、当然私どもとしても、国指定史跡の保存や調査に関する部分は、正式に登録が完了してからでないと言計画を進めることはできないというのは承知しています。

しかし、レジャー、観光振興に関するソフト的な準備、お客様をおもてなしするだとか、当町に来たお客さんが城山史跡を見に来ただけけれども、商店街にも寄ってみたら、お店がいっぱい活気づいていてすごく楽しかった、道の駅に行き、パークゴルフもやって、お土産買って帰った、また三戸に行きたいなというルートをつくりたいと振興計画にも書いてありますので、本当に実現していただきたいという思いを持っています。ですので、できれば、先ほどのお話では、お金をかけなくても、お金をかけないやり方で、将来的に三戸、五戸、南部、田子と連携して、奥州街道のルート

もつくれるよというふうにおっしゃっていたのですけれども、パンフレットも歴史に関して共有するパンフレットを作る計画はあるよとおっしゃっていたのですけれども、なるべく早くしっかりしたものを作って、史跡登録に合わせて、たくさんのお客さんを満足して帰せるようにやっていってほしいなど。それには、やはり担当課、教育委員会とまち課と、あと関連する団体だとか、しっかりとグランドデザインをつかってやっていただきたいなというふうに、総意で思った次第であります。ですので、予算がもし足りなくて進められない施策があるのであれば、きちっとそれは補正を組んででも、攻めの姿勢で取り組んでいただきたいというのを申し上げたかったということです。よろしくをお願いします。

○千葉 有子委員

91ページ、7款1項1目12節委託料の買物弱者対策支援事業について伺います。

委託先を打診していると聞いていますが、委託先は決定されたのでしょうか。そこ1点と、93ページ、7款1項2目14節ふれあい公園トイレ整備工事請負費について伺います。トイレ整備について、この請負費での現段階での構想、概要についてお知らせください。あともう一つです。今後トイレ整備に関して、もちろん費用の中で可能なことですが、提案や要望など、聞き合わせがあれば伝えることができるのか、可能ならいつまでか。

以上、お知らせください。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

千葉委員の2点のご質問にお答え申し上げます。

まず、買物弱者支援事業について、委託先は決定しているのかということでございます。現在予算を審議していただいている最中でございます。決定しているということはございません。こういった事業をどういったところが受けていただけるのかという話は、対象となるような事業者とはしております。現在は、まちの楽校でやっていただいているという部分でございますが、例えばこの事業については買物弱者ということで、お車がないとか、そういった方々が多かったりします。あとは、お体の不自由な方が利用者でございます。そういった意味から言えば、やっぱり見守りという視点も加えて事業を実施できれば、またさらにいい事業になるのではないかと考えておりまして、そういった意味で三戸町社会福祉協議会と意見交換をしたということではございますけれども、現段階において決めて予算をお願いしているということではございませんので、改めて4月に可能性のある事業者とお話をした上で、決定してまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の関根ふれあい公園のトイレの件でございますが、面積的には8坪程度で考えております。冬場も使用できるタイプで、もちろん男女別々、中央にはバリアフリートイレのようなものを設置できればというふうに考えております。ご意見等、案、もし何かあれば、いつでもお聞かせいただければと思いますけれども、事業の着手の関係から、いつまでということは今お示しはできませんけれども、後でご提案があればお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○千葉 有子委員

91ページの買物弱者対策支援事業のことについて、もう一点。

先ほど課長の答弁にもありましたように、今まではまちの楽校で行っていたのです

が、お話にあったように、ただ配達だけではなくて、これまでまちの楽校では1週間に2回御用聞きに行って、1週間に2回の配達をしていたように聞いています。もちろん買物に支障を来している方はもちろんですが、商店街の方々の売上げにも効果があったものと考えます。何よりも、御用聞きと配達により、週4回安否確認ができていました。商店街の中にあるまちの楽校は、利用する方が時折寄ったりと、どこでやってもやっているうちに信頼関係が構築されると思うのですが、社協に打診していて、まだはっきりもらえていないということですが、今後これまでのまちの楽校の事業内容と同等か、それ以上のサービスを期待できるのか、これからの交渉だということで、この質問はちょっと難しいのかもしれませんが、4月からの事業になると思うので、待っている方もいらっしゃるし、安否確認という要素も含んでいるので、そこについてもう一度お聞きしたいと思います。

それから、ふれあい公園ですが、概要はお聞きしましたが、前回防犯カメラとかという提案も出ていたのですが、そういうことも含まれていたのでしょうか。可能であれば、手洗い器具もしっかり整備してもらいたいと思うのですが、そこもお考えでしょうか。

この2点、お願いいたします。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

買物弱者支援事業につきましては、現段階におきましては、三戸町社会福祉協議会様のほうでも、今現在行われている事業の内容であれば、十分できる見込みはあるというお返事はいただいておりますが、これは現在まちの楽校で行っておりますので、現在の段階でその話をもって社会福祉協議会に決定したということとはございませんので、それは4月のスタートに向けていろいろ話を進めていくということでございます。

また、関根ふれあい公園のトイレにつきましては、防犯カメラの設置をするのかどうかということで、これは前にもご質問いただいたと思っております、そのような防犯対策は必要だと認識しておりますので、設置の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

手洗いの関係でございましたが、当然ながら設置するという事で考えております。以上でございます。

○佐々木 和志委員

93ページ、観光費について、私も先ほどの栗谷川委員と同じ趣旨の質問でございます。先ほどのやり取りを聞いておりましたが、かなり苦しい答弁であったなというふうに感じております。今の段階では、精いっぱい答弁だったのだろうなというふうに思いますけれども、どうしても1点確認というか、言っておきたいのは、これからの三戸町の城山公園の在り方、捉え方として、やはり観光が一番のポイントになるだろうと。その中で、今年城山城趾が国の史跡認定を受けるということがどれだけ大きなきっかけになるのかということに対して、委員全員が期待を持っております。

その中で、令和3年度の当初予算の観光費の中身が前年と大して変わっていないと

ということに対して、もっと観光に力を入れるべきだということ、そういう趣旨での先ほどの質問だったと私も思います。今年度国の史跡指定があった後、町として具体的な計画の作成に取りかかるということは、以前伺っておりましたけれども、そこで議会との認識が違ふのは、やはりスピード感であろうというところで、具体的な計画はそのとおり、認定の後ということでも、これは事務的な手続上しようがないのかもしれないけれども、その前に町の基本的な考え方、方向性という部分に関しては、最低限話し合って、スムーズに史跡認定が取れた後、計画の作成に取りかかるような状態をつくるというのは、やはり必要ではないかなというふうに感じています。

本年度この予算書のとおりやって、史跡の認定が取れた後、では令和4年度は城山はじめ三戸町の観光振興に対して、期待のできる予算を組んでいただけるのかと、それを期待していいのかというところを1点お願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

観光費について、予算が前年度とあまり変わっていないというご指摘でございます。令和4年度については、充実させるのかというご質問だと思います。まず、観光費の予算につきましては、町の観光全体で見れば、観光費の予算の数字だけ見れば、予算額は前年度と変わっていないということはご指摘のとおりだと思います。ただ、11ぴきのねこのまちづくりですとか、観光に資する部分は企画費に盛っていたり、そういった全体で見れば、観光にかけているお金はもっと大きいというふうに考えておりました。観光費だけに着目するのではなくて、そちらのほうも勘案していただければというふうに思っております。

今年度も昨年度の当初予算でなかった部分に関して、補正予算で対応して、かなり公園内の整備にお金をかけているところでもございます。今しっかりと園内のベンチ等の修繕だとか、あとはトイレの改修も行いますし、ステージの改修も行うということで、皆さん来ていただけるときの準備は進めているというふうに思っております。

役場内での教育委員会あるいは建設課等と連携した意見交換も、史跡の指定に向けて、できる事業の可能性調査とか意見交換をしております。これは今後も密接に連携を図りながら話をして、令和4年度以降、予算でお願いできる部分があれば、お願いする方向で取り組んでいきたいと思っております。現段階では、何かハード的なものを整備するとか、そういった段階ではございませんので、大きな予算はお願いしてございませんけれども、細かいところの整備は史跡指定を視野に入れて、様々考えていくということでございますので、令和4年度につきましては、どういった部分ができるか、事業で予算をお願いできるかどうかは、またしっかりと今年度内部で話を整えて、予算で必要なものはお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

繰り返しになるかもしれないですけども、遅くとも来年の当初予算には、城山公園を中心とした観光振興に大々的に取り組めるように、今年度中に関係部署とも連携を取って、最終的には町が城山公園をどのように活用していくのだというような明確な方向性を示すべきだと私は思います。今の課長の答弁は、それを受けて了解してくれたのだと思っておりますので、それに関しては答弁はもうもらいません。

ただ、今回この質問、町の観光振興、将来の観光振興に対しての質問に関しては、先ほど栗谷川委員が申し上げたとおり、議員間討議の中で議員全員の同意を得られ、

これを質問するべきだということでもありますので、その点に関しては重く受け止めていただきたいというふうに思います。まず、将来のまちづくりに対して、城山をどのように活用していけるかというところを真剣に考えていただいて、今生きている我々だけではなくて、我々の次の子供、孫の世代のことも考えて、今取りかかるということを考えていただきたいと思います。答弁いいです。

○竹原 義人委員

他の委員からも出尽くしたような感じもありますけれども、私も似たような質問になりますけれども、やっぱり三戸町総合振興計画、これにのっとって我々が予算書を見るのは当たり前だと思います。例えば観光でいきますと、四季を通した観光の開発、推進、通年観光の開発をしますよとうたっていますが、城山公園、どこかといえば93ページになりますけれども、12節の委託料、業務委託料と城山公園清掃委託料ございます。これは、いつからいつまでなのかというふうなこと。先般3月11日に糠部神社で東日本大震災の復活祈願祭というふうなのが執り行われて、私も登りました。ちょっと回って見たのですが、トイレが全部閉まっているというような状況です。よその既に、観光というべきかどうなのかは分かりませんが、ちらほら登っているわけです。3月になってから相当、少人数ではありますけれども、人は見えている。そういう状況のときに、通年観光をうたっている城山公園のトイレが開いていないというような、どこかが、温故館のところ、資料館のところだけでも、やはり開けておくべきでないのかなという感じを持ちました。ですから、この業務委託料はいつからいつまでやっているのか。

それから、92ページの空き店舗活用補助であります。これも要するに総合振興計画のほうでいけば、新規就業者を23年までに5人とあるわけです。そうなりますと、1年に1人の割合でやっていくと、目標達成だなど単純に割るわけですが、ところがやめる店もあるわけです。もう既に同心町の1件閉めました。それから、二日町のほうでも閉める予定があると、そういうふう閉める、空き店舗になる、そういうふうな状況にある中で、では1人ずつでも確実に見つけているのかというところが、見つけるというか、努力をしているのか、その努力が予算に反映されているのかどうかというのを先ほど来聞いていますと私は思います。

精神論だけではとても進めないわけでもありますので、現場のトイレの件と空き店舗の件、あと93ページの日本さくらの会賛助会費、この賛助会費というのはどういう会費になっているのか、説明願います。

○財政指導監（下村 太平君）

竹原委員の1点目の質問にお答えいたします。

城山公園、金洗沢公園の整備業務等仕様書によりますと、城山公園の管理は2期に分かれておまして、4月から11月までは毎月25日以内で、管理する者が城山のほうで公園の美観整備、動物への餌やり等を行ってございます。2期目の12月から翌年1月までは、毎月15日整備を行っているということになります。期間におきましては、通年ということになっておりますが、2月、3月については、ちょっと手元に記載がございませんので、後で調べてお知らせいたします。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

竹原委員の2点目の空き店舗活用の事業費の件について、お答えいたします。

空き店舗の活用によって新規創業したという実績は、2019年度に1件ございませ

た。2020年度については、今補正予算もお願いしましたので、今年度は2件という実績が出ます。2021年度、今回新年度予算でお願いしている分は1件分ということで、総合振興計画に目標値として掲げた5人を着実に達成できるような見込みとなってございますので、引き続き活用をしていただけるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、日本さくらの会賛助会費ということで、この会がどういった会なのかということでございます。これは、桜の植樹、愛護、あとは名所の保全、名木・巨木の保存、また桜を通じた国際親善活動を行っている会でございます。さくらの日の制定ですとか、さくら功労者の表彰、そういったものの開催をしております、町にもこういった情報を毎年お寄せくださるといことで、引き続き入会しているものでございます。以上でございます。

○竹原 義人委員

さくらの会の会費、三戸町のPRになっているというのであれば、大いに結構であろうと思っております。こういうのにどんどん入って、三戸町のPR、青森県南随一のというふうな、青森県内では随一でありますので、どんどんPRしてきてもらうというふうをお願いをしたいと思います。

トイレの件ですが、2月から3月は今分からないということですが、月何回かの管理というふうな感じだと、行く方はその日に行くというわけではありませんので、雪があっても登る方もいますので、やはり町民であれば、まだその情報を分かって登りますので、まずそれはいいかも分かりませんが、そうでない方、通りすがりの観光客、寄ってみようかという方々は、情報を持たないで登りますから、何だこれとは。そういう風評被害というか、そういうふうに言われると、私たちもがっかりなわけです。三戸町民としてがっかりしますので、やはり通年、通して観光を目指すのだというふうなことであれば、そういう配慮というものをしっかりとさせていただきたい、そう思います。

新規就業者、あるのだということで安心しますが、とにかく増やさなければなりませんので、現状維持も大変ですけれども、よく言えば連携をしている、私たちは連携をしているという答弁をもらおうと、思いというものは言っているほう以上に強く感じるわけです。もう一回、どのような連携なのか答えていただきたいと思います。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

創業の件に関する事で、商工会と連携しているかどうかというお尋ねで答えいたします。

創業に関するご相談があれば、町にあったもののみならず、商工会にあった場合でも、そういった事業、制度をその方にご紹介できるのかという部分で、お互いにやり取りはしてございます。個別に町に相談があつて、町の事業の制度では、よりよいものが受けられないというときには、商工会だけではなくて、県の創業支援事業だとか、そういったものも活用できるのかどうかも調べて、県とも情報交換しながらという形で進めているところでございます。いずれにいたしましても、創業のご相談に来られた方にとって一番いい方向になるように、ご案内できるように、常日頃取り組んでいるところでございます。

また、先ほど城山公園のトイレについてのお尋ねがありました。現在11月からは、トイレのほう凍結問題がございますので、なかなかご利用いただけないという形になっておりますけれども、3月に入りまして使えるのかどうか、その辺もしっかりと

確認しながら、ご利用いただけるようなことがあれば、管理人も毎日はおりませんが、しっかりと山で待機しております日もございますので、開けられるのかどうか、その辺の可能性も探ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹原 義人委員

ありがとうございます。

最後に、94ページの観光費の18節補助金、観光推進事業補助金780万円、これ先ほど説明はいただきましたが、去年は春まつり中止になりました。今年度はどうなるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年の春まつりということになろうかと思えます。令和3年につきましては、観光協会ともしっかりと話をしております。町のほうも町長、副町長、私、担当者でしっかりと話をし、観光協会と連携して春まつりは開催しようということ、今考えております。

ただ、イベントにつきましては、人を呼び寄せるということにもなりますので、次の春まつりにつきましては、サイレントなお花見ということで、人を集めてその方々が交流、あまり密にならないような形でという意味で、イベントの開催はしない方向でというふうな形になりますけれども、しっかりとお花を楽しんでいただくということで、園内での感染対策とか、そういったものを十分に取ながら、今シーズンは見ていただきますということで、話は調べておりますので、近々観光協会のほうからも開催のご案内ということで、4月20日からということで、今ポスター等も作るようございますので、皆さんも山に上がって見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

特別委員会では、会議時間の延長を諮る必要はありませんが、三戸町議会では慣例で特別委員会に諮り時間延長し、予算議案の審査をしております。委員各位のご理解の上、延長をお諮りいたします。

お諮りします。本日の会議時間は、予算審査の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に、歳出、8款土木費について説明を求めます。
建設課長。

○建設課長（極 檀 浩君）

8款土木費につきまして補足説明申し上げます。

本予算は、町民の皆様の生活基盤に密着している予算であります。町で管理する町道、農道、林道等の道路施設のほか、公園施設などの公共施設のインフラ整備並びにその維持管理についての経費、そして町内に12団地あります町営住宅の維持管理に要する経費等を計上しております。

土木費の令和3年度予算総額は、歳出4億4,980万5,000円であります。

95ページをお開き願います。歳出、8款1項1目道路河川総務費の2節から4節は、職員の人件費を計上しております。12節委託料、システム保守委託料52万6,000円と13節使用料及び賃借料、土木積算システム借上料45万3,000円は、土木工事の設計、積算に伴う電算システム等保守に要する委託料と借上料であります。18節負担金補助及び交付金では、道路整備並びに河川整備に係る県、市町村関係の期成同盟会等に対する負担金であります。町内を含め、県内の国道、県道等の整備促進に係る要望活動への負担金であり、また馬淵川水系の馬淵川や熊原川の河川整備に関わる馬淵川とともに生きる期成同盟会への負担金などがあります。急傾斜地崩落対策事業費負担金は、現在県が施行しております鬻田地区における整備事業費1億円に対する町負担金500万円を計上しております。令和4年度の完成を見込んでおります。

96、97ページをお開き願います。防災ダム整備事業負担金は、築造後53年が経過し、ゲート設備の動作不良や水管理制御装置の老朽化により、防災機能の低下した夏坂ダムの整備に係る負担金であり、総事業費1億5,400万円に対する町の負担金84万3,000円を計上しております。令和8年度の完成を見込んでおります。

次に、2目道路維持費についてであります。この目では、道路施設等の主に道路、防犯灯、橋梁施設の維持管理に要する経費について計上しております。町道等では393路線、総延長約340キロメートルある町道をはじめとして、農道、林道、公衆用道路の道路維持補修や防犯灯の維持管理に要する経費、橋梁の長寿命化修繕事業による橋梁補修に係る経費、そして道路舗装補修事業、除雪作業、車両管理等に要する経費となっております。10節需用費、消耗品費223万6,000円は、融雪剤購入及び除雪機や公用車の維持管理に必要な消耗品の購入に係る経費であります。電気料862万9,000円は、町内約2,900灯の防犯灯の電気料であります。また、修繕費97万円は、公用車等の車検整備費用並びに防犯灯修理に要する経費を計上しております。12節委託料、樹木伐採委託料268万4,000円は、県が実施する関根川原地区の熊原川沿いの堤防かさ上げ工事に際し、桜を伐採する委託料、道路維持作業委託料100万円は、町道の除草作業及び支障木伐採等に係る委託料、道路台帳等電子化業務委託料3,960万円は、現在紙ベースで管理している道路台帳の電子化を図るための委託料であります。13節使用料及び賃借料の重機借上料700万円は、道路補修等に要する重機借上料であります。LED街路灯借上料は、平成29年度から10年間でのリース契約による返済額、年額1,019万2,000円を計上しております。除雪機械借上料は4,500万円を計上しております。業者13社、除雪機28台による除雪作業委託を行い、町道等延長約340キロメートルのうち約227キロメートル、393路線のうち330路線の除雪作業を行っております。14節工事請負費9,981万1,000円は、町内における道路等の維持補修工事分の1,650万円と、防犯灯設置工事費30万円、久保1号橋、杉東橋、貝守北向橋の橋梁補修工事請負費8,301万1,000円を計上しております。15節原材料費200万円は、道路補修用採

石等の購入費であります。17節備品300万円2,000円は、道路巡回用自動車1台の購入費230万2,000円と、電動式チェーンソー1台、遠赤外線融雪装置1台等の購入費70万円を計上しております。負担金補助及び交付金では、研修受講負担金9万円と、町道等の道路について冬期間の交通の安全を図るため、自主的に除雪活動に取り組む団体等に報償金を支払う道路除雪活動保証金50万円を計上しております。

次に、3目道路新設改良費についてであります。この目では町の過疎地域自立促進計画に基づく整備計画の中で、交通通信体系、地域間交流の促進に計画づけられる道路整備について計画し、改良舗装等工事を実施して整備するものであります。これまで計画箇所について、緊急度、住居数、地域性、整備効果等を考慮して、順次計画して進めてきております。令和3年度は、関根1号線の拡幅工事と用地確保を実施予定であります。14節工事請負費の2,200万円は、関根1号線の拡幅工事を実施するものであります。21節金補償補てん及び賠償金の600万円は、関根1号線の拡幅に係る土地購入費と支障物件補償費であります。

8款2項1目都市計画総務費では、三戸都市計画1,779ヘクタール、用途区域220ヘクタールの都市計画施設についての維持管理に要する経費を計上しております。

98、99ページをお開き願います。10節需用費、修繕費では、ラジコン公園の操作台、沖中児童公園遊具等の修繕で33万9,000円を計上しております。12節委託料では、沖中児童公園の管理委託料5万円を計上しており、管理は地元元木平町内会へお願いしております。14節工事請負費82万5,000円は、袴田農村公園の遊具撤去工事費として計上しております。27節繰出金は、下水道特別会計予算への繰出金といたしまして、1億2,325万円を計上しております。

8款3項1目住宅管理費では、12団地203戸の町営住宅の維持管理に要する経費を計上しております。2節から4節までは、職員の人件費を計上しております。10節需用費、修繕費240万円は、住宅修理に係る経費を計上しております。11節役務費、火災保険料では22万3,000円を計上しております。町営住宅12団地203戸分の公営住宅火災共済機構への保険金であります。12節委託料では、建築物耐震診断業務委託料13万6,000円を計上しております。令和3年度は、1件分の診断に対する業務委託料として計上するものであります。この制度は、昭和56年度以前に建築された民間木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を国、県、町で補助をしていくものであります。建築物の耐震性の確認と耐震改修の意識開発を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的としている事業であります。13節使用料及び賃借料では、町営住宅内の道路補修等重機借上料15万円を計上しております。14節工事請負費は、老朽化した町営住宅の解体工事費120万円を計上しております。負担金補助及び交付金では、木造住宅耐震改修事業1件分の補助金100万4,000円と、ブロック塀等耐震改修促進推進事業5件分の補助金60万円を計上しております。木造住宅耐震改修事業は、建築物耐震診断を実施した住宅の改修工事に対する補助金、ブロック塀耐震改修事業は避難路等の沿道にあるブロック塀の耐震工事または建て替え工事に対する補助金であります。

以上で8款土木費予算の補足説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

99ページ、住宅管理費、14節工事請負費であります。町営住宅解体工事請負費120

万円ですが、これどんどん増えると思いますが、今回は何棟解体するのか。それから、この質問が外れるかも分かりませんが、空き家バンクの空き家がどんどん出ている。建築のほうはなかったか、住宅建築は……なかった。では、建築のほうは後で。では、解体のだけ詳しく聞きます、どこの住宅なのか。

○建設課長（極壇 浩君）

ただいまの竹原委員のご質問です。

住宅解体ですが、もちろんこれからどんどん増えてはいきますが、順次できる範囲ということで、来年度は一応2棟を考えております。場所としては、老朽化の激しいところを見ていますけれども、東松原もしくは遙迎寺長根とか箸木山、そちらのほうでもう建っているのもつらいというような建物、こちらのほうを選定していきたいと思っています。2棟です。

○委員長（久慈 聡君）

よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳出、9款消防費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

9款消防費につきまして補足説明申し上げます。

101ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費であります。18節負担金補助及び交付金の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金1億7,020万8,000円は、八戸広域消防事務組合の職員人件費と消防施設の維持管理に対する負担金であります。職員数は、広域全体で427名、三戸消防署は30名が配属されております。令和2年の三戸消防署の町内出動件数は、火災が前年から1件増の4件、救急395件、うちドクターヘリは13件でありました。

2目非常備消防費であります。三戸町消防団の団員報酬、出動手当、消防施設の維持管理等に要する経費であります。8節旅費の費用弁償650万円は、火災、風水害、警戒、訓練などの出動に要する手当であります。令和3年度の団員数は、前年から9名減の418人となる予定であります。令和2年度上半期の出動回数は、火災4回、警戒204回、予防広報9回、訓練15回、その他27回の合計259回で、延べ1,788人が出動しております。10節需用費の電気料110万円は、消防団屯所19か所の電気料であります。修繕費217万5,000円は、消防団車両、屯所、防火水槽などの修繕に係る経費であります。

102、103ページをお願いいたします。17節備品購入費の消防資機材購入費の187万円は、団員被服費、ヘルメット、防火衣、消防ホースなどの購入費であります。

3目災害対策費は、災害時に備えた総合防災訓練の経費や避難所用備蓄品等購入に要する経費であります。17節備品購入費の無人航空機購入費151万1,000円は、カメラつきのドローン3機の購入費であり、18節負担金の研修受講負担金36万7,000円は、無人航空機操作の認定に要する経費であります。

4目消防施設費は、第14分団屯所について、既存の車庫部分を残し、詰所部分を改築するための費用であります。12節設計監理委託料165万円、14節工事請負費1,540万円が主なものであります。

以上で9款消防費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

101ページの2目、今消防団員数の説明418人と伺いましたが、これも総合計画では現状が、この計画ではですよ、437人、これは2019年4月です。目標値の2023年4月が470人となっております。現在418人と、ぐっと下がっていますが、この前条例の一部改正をして、定年を延ばすというふうなことで、団員を少しでも減らないようにするというような説明で、条例改正しましたが、それ以外で団員数を目標値に近づけるような案というか、どのような施策を持っているのか伺いたいと思います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまの竹原委員のご質問についてお答えを申し上げます。

まず、消防団の団員を増やすためにはどのような活動をしているか、またそのほかに案があるのかということでございますけれども、まず一つといたしましては、今年度八戸の圏域8市町村で取り組んでおります国土強靱化計画の中にもあるのですが、圏域で消防団応援の店というものを募集というか、そういった形で店のほうを募集させていただいて、それをPRして団員のほうの増員を目指すということも一つの案の中にはなっております。

そのほかといたしましては、やはり地元であります各分団の皆さんに若い方に声をかけていただいて、地道に歩いていただくとか、あと町のほうでは広報紙、またホームページを使って、引き続き団員の募集のほうを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

団員報酬の値上げ等は考えていないわけですね。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

現在のところ、値上げ等は考えてはございません。

以上でございます。

○柳 圭太委員

102ページ、9款1項3目17節備品購入費、無人航空機購入費についてお尋ねをいたします。

こちらドローンの購入ということで、カメラつきドローンということで、先ほどご説明をいただきましたが、このカメラつきドローンというのは、それぞれ同じ性能を持ったものなのか、前回のご答弁ですと、1機は夜間でも対応できるような性能だというふうなご説明だったのですが、となればそれぞれ金額に差が生じてくると思いま

す。その点について1点。

そして、次のページ、103ページ、9款1項3目18節の負担金、研修受講負担金について、まずドローンの資格取得についての費用だというふうに思いますが、ではカメラつきドローン3機について、3人分の負担というのが果たして適正なのか、そして資格内容であったり、スケジュールというものが現在どのように進んでいるのか、お答えをいただければと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、ドローンについては同じ性能のものなのかということでございます。現段階では、まだ予定の段階でございますけれども、前回の全員協議会でご説明したのが夜間使えるやつが1台、通常の赤外線がついていないものが2台ということでご説明いたしました。一応その程度の性能の違いという状態でございます。まだ予定の段階でございますので、今後詰めて検討はしたいと思っております。

また、研修受講負担金について、3人分は適正かということでございますが、まずはドローンを購入するのが3機でございますので、基本的に最大で1人1台ということと考えておまして、使用する際も3台が全部出払うということはそうそう今のところ想定しておりません。一斉に何かのイベントでやるかとかという案があれば、使うかも分かりませんが、現在のところはそういう想定はしておりません。ということで、それでは5人がいいのか、10人がいいのかということになりますけれども、機械の台数と同じ人数で現在は考えているということでございます。

以上でございます。

（「スケジュール」と言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

スケジュールについても、ドローンの納入時期が7月中盤から末ぐらいを現在のところ予定しております。資格認定のスケジュールについても、大体同様の7月中旬から末ぐらいであればいいのかなというところで、現在そういった計画をしております。

以上でございます。

○柳 圭太委員

承知をいたしました。

まず、前回の説明では、様々なイベントであったりとか、有事の際に使うというのが大前提ではあったので、3人が適切かというふうにお伺いしたのは、有事の際というのは何があるか分からないので、それに柔軟に対応していくために、3人が適切かというふうにご質問した部分ではあります。

あと一点お伺いしたいのですが、7月に納入した際にドローンの管理体制、管理するのはどの課、一つの課に、総務課であれば総務課で3機をまとめて管理するような体制を取るのか、1台ずつ別々の課で管理するのか、この1点をちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○総務課長（武士沢 忠正君）

お役所的な答弁になるかも知れませんが、9款ということで、予算の管理

は総務課でございます。ということで、総務課で考えております。

以上でございます。

○番屋 博光委員

102ページの1款2目の17節備品購入費、消防機材費購入費187万円とありますけれども、これちょっと足りないのではないかなと思います。というのは、現在消防団たちが現場で着ている刺し子というのがあるのですけれども、刺し子そのものがもう古くなって、ほとんど着ている方はおりません。ぼろぼろになって、現場で使用することもないし、機能性としても火の粉に対しては十分な機能は持っているのですけれども、作業したり活動するのに大変重い。それに古くなって、着ている人はほとんどいない。その分各分団で現場で一番使う部分というのは、火事場の一番前にいる筒先にいる人が3名いれば、防寒着のあれが通用すると思うので、ぜひ各分団3着希望したいと思います。その1着が大体4万円ぐらいなのです。各分団で3着、その後に關しては消防の予算の中で1着ずつ確保していきたいなというふうには思っていますけれども、取りあえず現場まで行くための3着の予算要求をお願いしたいなと思っていました。

○委員長（久慈 聡君）

暫時休憩いたします。

（午後 5時12分）

休 憩

（午後 5時13分）

○委員長（久慈 聡君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの来年度の予算要求ということで、ご意見をいただきました。ご意見は参考にさせていただきます。今後課内のほうで参考にさせていただきます。あと、消防団の関係でございますので、総務課以外の団としての考え方とかあるかと思しますので、これから団長になられる方とご相談させていただいて、予算のほうを組んでいきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○番屋 博光委員

ぜひ検討いただいて、いい方向でお願いしたいと思っております。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月17日午前10時、予算特別委員会を再開することとし、本日はこれで散会します。

(午後 5時14分)

2日目 令和3年3月17日(水)

○日程

1. 議案第21号 令和3年度三戸町一般会計予算
(歳出10款から13款まで款ごとに審議)
 2. 議案第22号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
 3. 議案第23号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
 4. 議案第24号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
 5. 議案第25号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
 6. 議案第26号 令和3年度三戸町介護保険特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
 7. 議案第27号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
 8. 議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診三戸中央病院事業特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員(14人)

柳 零 圭 太 君
小笠原 君 男 君
和 田 誠 君
越 後 貞 男 君
乗 上 健 夫 君
山 田 将 之 君
栗谷川 柳 子 君
藤 原 文 雄 君
番 屋 博 光 君
千 葉 有 子 君
久 慈 聡 君
澤 田 道 憲 君
佐々木 和 志 君
竹 原 義 人 君

○欠席委員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三戸町長	松 尾 和 彦 君
副町長	馬 場 浩 治 君

会計管理者（会計課長）	山	下	猛	君
税務課長	遠	山	潤	造
三戸中央病院事務長	馬	場	均	君
農林課長	貝	守	世	光
総務課長	武	士	沢	忠
まちづくり推進課長	沼	澤	修	二
健康推進課長	井	畑	淳	一
健康推進課高齢者福祉支援推進監	太	田	明	雄
建設課長	極	檀	浩	君
住民福祉課長	中	村	正	君
住民福祉課福祉施策推進監	齋	藤	優	君
総務課財政指導監	下	村	太	平
三戸中央病院経営改善推進監	松	崎	達	雄
総務課防災危機管理室長	多	賀	昭	宏
農業委員会会長	梅	田	晃	君
事務局長	貝	守	世	光
教育長	友	田	博	文
事務局長	櫻	井	学	君
史跡対策室長	奥	山	昇	吾

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	寺	牛	正	幸	君
主 幹	櫻	井	優	子	君

(午前10時00分)

○委員長（久慈 聡君）

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第21号を議題として、前日の議事を続行します。

委員長から申し上げます。質疑を行う際には予算書のページを述べてから関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。なお、議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭にお願いします。

初めに、昨日の竹原委員の質問の件に対する答弁について、財政指導監並びにまちづくり推進課から訂正の申出がありましたので、発言を許します。

財政指導監。

○財政指導監（下村 太平君）

昨日の竹原委員の城山公園の業務委託期間に関する質問について、発言を訂正いたします。

城山公園の業務委託期間について、手元資料により1期目は4月から11月まで毎月25日間、2期目は12月から1月まで毎月15日間、2月と3月については手元にないと発言いたしました。業務仕様書を確認しましたところ、2期目は12月から3月までの契約でありましたので、発言を訂正いたします。また、担当課でありますまちづくり推進課からも補足説明がございます。

○まちづくり推進課長（沼澤 修二君）

昨日竹原委員の城山公園のトイレに関するご質問に関し、利用できない期間について、今後の利用の可能性を探る旨お答え申し上げましたが、確認いたしましたところ、売店跡地付近、標準木側の中央トイレにつきましては、冬期も凍結防止措置を取りながら、ご利用いただいているということを確認いたしました。業務仕様書上では、12月から3月までは、先ほど財政指導監がお答え申し上げましたとおり、業務日を月に15日以内としておりますが、飼育動物への給餌業務は毎日行うこととなっておりますので、これに合わせて中央トイレの管理も毎日行っているものでございます。令和3年度の業務仕様書の内容を見直しますとともに、中央トイレが使用できる旨を園内の閉鎖中のトイレに掲示するなど、来園者への便宜向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹原 義人委員

訂正承りました。

それから私から、昨日空き店舗活用事業のところ、店を閉めたところがあるという発言をいたしました。中には死んだと受け取った方もいるようでございますが、マスクの関係かも分かりませんが、真意は店を閉めたところもあるということでありますので、訂正はしませんけれども、確認をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（久慈 聡君）

次に、歳出、10款教育費について説明を求めます。
教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

10款教育費について補足説明申し上げます。

三戸町教育委員会では、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育を推進してまいります。そして、学校教育と社会教育とが一体となり、誰でも生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯教育の推進を図ってまいります。また、文化財保護については、三戸城跡の国指定史跡に向け、取り組んでまいります。

105ページをお願いいたします。10款1項1目教育委員会費は、教育委員4名の会議や各種行事等への出席に係る1節報酬、8節旅費が主なものであります。

2目事務局費ですが、1節報酬の委員報酬28万8,000円は、学校評議員、奨学生選考委員等の報酬であります。会計年度任用職員報酬635万8,000円は、三戸中学校に配置する英語、数学、生徒指導の特別講師3名の報酬であります。7節報酬費の謝金63万2,000円は、外部評価委員、特別支援教育コーディネーター事業におけるコーディネーター、小中一貫教育推進委員会委員、不登校対策事業における面談医師等への謝金であります。106、107ページをお願いします。12節委託料の業務委託料221万8,000円は、部活動の遠征等に使用する部活動バスの運行に係るものです。芸術鑑賞会公演業務委託料40万7,000円は、三戸小学校において音楽鑑賞会を行うものです。学習コーチ事業委託料80万円は、三戸町ふるさと応援大使であります株式会社プラスティの清水章弘氏による勉強のやり方や学習計画の立て方等、学習習慣形成のための講演会4回の実施に要するものです。13節使用料及び賃借料の自動車借上料200万円は、休日などに大会が集中し、部活動バス1台で対応できない部分を補うため、民間バスを活用する部活動支援バスの運行に要する借上料であります。18節負担金補助及び交付金のうち負担金の主なものは、三戸地方教育研究所の運営に要する経費の負担金1,120万1,000円であります。三戸地方教育研究所では、三戸町、田子町、両町の学力テストの調査分析、教員研修、学校訪問、特別支援学級に在籍すべきかどうかを判定する教育支援委員会、教育相談などの業務を行っております。補助金の三戸地方未来塾事業費補助金50万円は、小学生を対象にプログラミングの学習等を行う三戸ICTクラブの実施に対して補助するものです。三戸高等学校支援事業費補助金300万円は、三戸高校が今後も地域と歩む高校として存続していくため、これまで行ってきた生徒の英語、漢字、食物調理、商業検定などの資格試験の受験料の補助に加えて、田子町、南部町、新郷村、八戸市、二戸市などの近隣の市町村から通学する生徒の通学費の2分の1の補助と、高総体等主要4大会の部活動遠征費への補助を行うものです。海外研修事業費補助金232万3,000円は、小学校5、6年生と中学校8年生を対象に、フィリピンとのオンラインによる英語レッスンを行うものです。対象学年児童生徒全員を対象とした体験会を開催し、オンライン研修への参加は児童生徒数の2分の1の98名程度と見込んでおります。小学校給食費・教材費支援金224万円は、子育てサポート祝金として、3人目の子供からの養育者に対して支給するものです。年額1人3万5,000円で、64名を見込んでおります。同じく中学校給食費・教材費支援金99万円は、年額1人4万5,000円で22名を見込んでおります。同じく高校教材費支援金87万円は、年額1人3万円で29名を見込んでおります。杉沢小中学校閉校記念事業費補助金60万円は、来年度末をもって閉校する杉沢小中学校の閉校記念誌の作成や、閉校式の開催に要する経費について補助するものです。

108、109ページをお願いします。3目語学指導外国青年招致事業費は、外国語指導助手2名を雇用するための1節報酬の会計年度任用職員報酬776万円、11節役務費の会計年度任用職員社会保険料112万8,000円及び13節使用料及び賃借料の宿泊所借上料99万6,000円が主なものであります。

10款2項1目学校管理費ですが、この目は町内3校の小学校に係る施設管理経費が主なものであります。1節報酬の学校医等報酬128万6,000円は、小学生の耳鼻科、内科、歯科、眼科の検診及び新入学児童の就学時健診に対する学校医への報酬であります。10節需用費の中の修繕費352万5,000円は、三戸小中学校雨漏り修繕等の各種修繕に要するものです。12節業務委託料の1,389万7,000円は、小中学校用務員と日直、合計9名の委託料であります。110、111ページをお願いします。12節委託料の通学バス委託料3,080万5,000円は、三戸小中学校への目時線、貝守線、松原線と斗川小学校への豊川線、大舌線の5路線の運行委託料であります。情報通信ネットワーク環境整備支援委託料105万6,000円は、GIGAスクール構想により整備した1人1台のタブレット端末の活用促進のため、各学校の活用状況に応じた運用体制整備のための支援をお願いします。13節使用料及び賃借料の自動車借上料240万5,000円は、三戸小中学校への蛇沼地区からの通学タクシーと児童生徒健診時の医師送迎タクシーの借上料であります。14節工事請負費184万円は、三戸小学校の英語活動室へ空調設備を設置するものです。

2目教育振興費であります。1節の報酬の会計年度任用職員報酬1,076万2,000円は、特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行う小中一貫教育チューター6名の報酬であります。2節給料の会計年度任用職員給料218万7,000円は、三戸小中学校へ配置する情報教育支援員1名の給料であります。18節負担金補助及び交付金は、東北大会以上の大会に出場する際の経費を支援する全国大会等出場支援事業費補助金50万円及び各学校の実施する体験活動などを支援する立志科推進事業費補助金50万円であります。19節扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費481万3,000円は、経済的に就学困難な児童の保護者に対して学用品費や修学旅行費、給食費等を補助するものであり、56名分を予定しております。特別支援教育就学奨励費26万2,000円は、特別支援学級在籍児童6名への補助を予定しております。

10款3項1目学校管理費であります。この目は三戸中学校の維持管理に要する経費を計上しております。112、113ページをお願いします。12節委託料の通学バス委託料701万1,000円は、三戸小中学校への斗内線の運行委託料であります。13節使用料及び賃借料の自動車借上料225万9,000円は、三戸中学校の大舌、目時地区からの通学タクシー借上料であります。

2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬161万4,000円は、部活動指導員3名に要する経費であります。今年度の1名分から3名分に増額しております。17節備品購入費の教材備品購入費208万8,000円は、4年に1度の中学校の教科書改訂に伴う教師用の教科書、指導書の購入に要する経費です。18節負担金補助及び交付金の中体連等生徒派遣事業費補助金436万円は、中体連及び各種大会等へ出場する生徒の派遣費用に対する補助金であります。19節扶助費の要保護及び準要保護生徒就学援助費446万3,000円は、経済的に就学困難な生徒の保護者に対する補助であり、33名分を予定しております。特別支援教育就学奨励費13万9,000円は、特別支援学級在籍生徒2名分を予定しております。

10款4項1目社会教育総務費ですが、1節報酬の委員報酬31万円は、社会教育委員8名等に係る報酬です。7節報償費の謝金54万4,000円は、放課後子ども教室コーディネーター1名、家庭教育学級講師、わくわく城山学園講師、地域人材学校派遣事業

講師及び少年指導センター指導員35名に係る謝金であり、記念品15万円は文化賞受賞者に対するものであります。114、115ページをお願いします。12節委託料の放課後子ども教室事業委託料75万円は、三戸小学校及び杉沢小学校の児童を対象とした放課後子ども教室の運営に係る委託料であります。三戸小学校は週3回、杉沢小学校は週1回開設しております。18節負担金補助及び交付金の補助金の社会教育活動推進事業費補助金188万8,000円は、三戸町文化協会等の社会教育団体7団体と高齢者学級寿教室への補助金であります。南部俵づみ唄全国大会補助金160万円は、平成元年に始まり、第28回を迎える大会の開催に対する補助金であります。

2目公民館費ですが、この目は中央公民館、分館及びジョイワーク三戸の運営及び維持管理に要する経費を計上しております。7節報償費の謝金130万3,000円は、料理講座など9講座を開設する公民館講座の講師謝金、立春式講師謝金、11分館の分館職員33名に対する謝金が主なものであります。記念品33万6,000円は、立春式、成人式の記念品であります。1月に開催できなかった成人式については、8月の開催を予定しており、2年分の予算を計上しております。12節委託料の業務委託料713万8,000円は、中央公民館の受付、清掃、日直業務の委託に要する経費であります。分館講座委託料55万円は、泉山分館はじめ11の分館がそれぞれの地域のニーズに応じて自ら企画し実施する講座、研修会等の運営に係る委託料です。

116、117ページをお願いします。3目図書館費ですが、7節報償費の謝金11万円は、歴史講座及びおはなしのへや11回の講師謝金であります。12節委託料の中の業務委託料969万1,000円は、図書館受付業務3名の委託に要する経費であります。

4目歴史民俗資料館費は、歴史民俗資料館、郷土館、温故館の維持管理経費であります。1節報酬、会計年度任用職員報酬28万円は、日曜祝日に資料館への来館者に対して解説を行う資料解説員の報酬であります。118、119ページをお願いします。12節委託料の業務委託料518万2,000円は、資料館の受付、清掃等の業務3名に係る委託料であります。

5目文化財保護費であります。1節報酬の委員報酬10万8,000円は、文化財審議委員5名分の報酬であります。7節報償費の謝金23万6,000円は、令和元年度に開催し好評であった、三戸お城講座を再び開催するための講師謝金です。三戸お城講座は、三戸城跡の国史跡指定への町民の理解を深めるとともに、内外の歴史ファンへの周知を図るため、町が誇る歴史遺産三戸城跡の研究を進めるとともに、お城の歴史について、楽しみながら学ぶ講座として開催するものです。14節工事請負費の文化財案内板設置工事請負費70万円は、案内板2基を新設するものです。

5項1目保健体育総務費ですが、1節報酬の委員報酬106万3,000円は、スポーツ推進委員13名の報酬であります。7節報償費の謝金12万円は、町内会運動部長への謝金であります。記念品46万6,000円は、町民運動会、町内対抗スポーツ大会及びスポーツ賞の商品、記念品代であります。120、121ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金の三戸町体育協会補助金200万円は、町民の体育振興を目的に、18の競技団体やスポーツ少年団への活動費補助や、大会派遣費への支援を行っている体育協会への補助金であります。

3目体育施設費であります。この目は松原公園、サン・スポーツランド三戸、勤労者体育センター、さんのへパークゴルフ場、三戸町民プールの維持管理に要する経費であります。12節委託料の業務委託料315万4,000円は、松原公園清掃業務とサン・スポーツランドの受付業務に要する経費であります。樹木剪定委託料193万2,000円は、松原公園及びその周辺の草刈り、樹木の剪定、薬剤散布に要する経費であります。パークゴルフ場芝育成管理委託料323万9,000円は、芝育成のための薬剤散布、施肥、土

壊改良等に要する経費です。三戸パークゴルフ場指定管理料662万2,000円と、町民プール指定管理料601万3,000円は、株式会社サンアメニティに委託する両施設の管理運営に要する経費です。122、123ページをお願いします。14節工事請負費の技術棟解体工事請負費1,017万9,000円は、三戸警察署の建設工事に伴い、技術棟を解体するものです。相撲場設置工事請負費495万円は、技術棟の解体に伴い、相撲場を農業会館の建物の一部を改修し、移転するものです。

4目アップルドーム管理費の12節委託料の業務委託料1,167万7,000円は、アップルドームの受付等の管理業務に要する委託料です。14節工事請負費のアップルドーム天窓改修工事請負費267万8,000円は、天窓部分からの雨漏りが見られることから、改修工事を実施するものです。

5目学校給食費ですが、この目は学校給食を調理し、各学校に配送するための学校給食共同調理場の管理運営に要する経費であり、食材の購入に要する経費を除く全ての経費を計上しております。1節報酬の委員報酬6万5,000円は、学校給食運営委員7名分の委員報酬であります。11節役務費の手数料233万5,000円は、食器洗浄や、ばい煙濃度測定手数料、貯水槽や重油地下タンク等の各種設備の検査等に要する手数料を計上しております。124ページをお願いします。12節委託料の調理運搬業務委託料2,803万9,000円は、給食調理業務及び配送業務の外部委託に要する経費であり、11名のスタッフにより運営しております。学校給食の運営に当たっては、衛生管理及び施設設備の保守管理を徹底し、安全な給食の提供に努めてまいります。

以上で10款教育費の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

柳零委員。

○柳零 圭太委員

何点かご質問をいたします。

107ページをお願いいたします。10款1項2目18節負担金補助及び交付金から、三戸高等学校支援事業費補助金についてお尋ねをいたします。多方面にわたって支援を行っているようですが、それぞれの支援の金額の内訳を教えてくださいと思っています。

ページをめくっていただきまして、109ページをお願いいたします。10款2項1目10節の需用費、修繕費について少しお尋ねをいたします。昨年度より金額が多少増額しているようなのですが、具体的な修繕箇所を教えてくださいと思っています。また、詳細が分かりましたら内訳等お願いいたします。

112ページ、お願いいたします。10款3項2目1節報酬につきまして、会計年度任用職員についてお聞きいたします。昨年度は1名だった部活動指導員、3名に増員ということでしたが、増員になった経緯、また今後の事業の取組等方向性についてお尋ねをいたします。

最後になります。121ページをお願いします。こちら2つ目のご質問と同じようになります。10款5項3目10節需用費の修繕費についてです。こちら昨年より大幅な増額となっておりますので、こちらの修繕の具体的な内訳についてお尋ねをいたします。

以上、4点お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

柳零委員の4点のご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の107ページの三戸高等学校支援事業補助金の内訳ということでございますが、まず1つ目はこれまで行ってまいりました資格取得費の部分ですが、今年度80万円という予算を持っていますが、こちらは継続して80万円というふうに見込んでおります。また、先ほど補足でも申し上げました通学費に係る補助金については、町外から通学している生徒の通学費の2分の1を補助するというところで、65名程度を見込んでおまして、金額にすると170万円を見込んでおります。また、部活動の遠征費の補助というところですが、こちらについては春季大会、それから高総体、それから新人戦、それから県の高校の総合文化祭、その4つが高校のほうでは主要4大会と呼んでいるようでございますけれども、そちらのほうの部活動遠征費のほうの補助をするもので、現在生徒会費のほうからも一部補助しているようですが、全額になっていないということですので、町のほうからこちらに50万円補助して、4大会については全額遠征費を支援するといったようなことになっております。三戸高等学校支援事業費補助金の内訳については以上となります。

それから2点目は、109ページの10款2項1目学校管理費のところの修繕費ですが、こちらにつきましては352万5,000円という金額になっておりますけれども、まず1つ目は三戸小学校の特別支援と、それから図書ラウンジというところがあるのですが、そこの近くのところから雨漏りがございます。そちらのほうの雨漏りの修繕が179万1,000円、それから三戸小学校のほうですが、こちらは高圧開閉器の交換というものが59万4,000円となっております。高圧開閉器というものは何かということですが、電気保安協会のほうに保守点検をお願いしてやっているのですが、高圧電力をシャットアウトするような区分開閉器というものになるのですが、もしこちらの方の劣化が進んで正常に作動しないと、周辺一帯を停電させるような波及事故につながるおそれがあるということで、更新の推奨時期を越えているということで、こちらの方の交換するものになっております。それからあとは、教育委員会のほうで想定していないもの、緊急対応分ということで30万円、それからあとは学校のほうに配分しております小破修繕費というもので、例えば学校のほうでドアの閉まりが悪くなったとか、様々細かいものが出てきますので、そちらのほうへの対応ということで、各学校に84万円配分しているということになっております。

それから、112ページの部活動指導員の3名分の経緯ということでございますけれども、こちらにつきましては、中学校の部活動の顧問をしている教員が全国におりますけれども、現在部活動の競技経験がなくて技術指導ができないという方が、全国の調査ですと46%ぐらいはそういう先生がいるというようなものも出ています。あとは、中学校の先生の勤務時間については、OECDに参加している国の中では最長であるといったような報告もあるというような状況で、国のほうでは平成29年の4月から部活動指導員というものを技術指導だけではなくて、今までの外部指導者であれば技術指導というところだけだったのですが、それに加えて大会の引率とか、さらには顧問にできるというような制度として、部活動指導員というのを設けたということです。当町のほうでも、本年度から1名を配置してございますけれども、生徒数が減少している、それに伴って先生方の数も減少している中で、やはり教員の働き方改革、それからあとは現状の部活動を維持していくという観点から見て、部活動指導員を今後も継続していくという意味から、1名から3名に増員したということでもあります。

それから、今後の取組ということでありますけれども、新聞報道でありましたが、文科省では2023年度から休日の部活動については、外部指導のほうに段階的に移行し

ていくというような流れというのがございます。その中で、三戸町教育委員会のほうでは、部活動のあり方検討委員会というのを立ち上げました、今年度関係者で。その中では、様々な協議を行っているのですが、小中一貫教育を生かして、小学校と一緒に活動するようなことはできないとか、様々な意見が出ておりますので、今後も生徒の選択肢を狭めることなく、スポーツや文化活動に取り組んでいけるように、対応していきたいというふうに考えております。

続いて4点目、121ページですけれども、10款5項3目体育施設費の修繕費187万5,000円についてですけれども、こちらの内訳ですが、サン・スポーツランドの、先ほど三戸小学校でもありました高圧開閉器の交換が132万5,000円、それからパークゴルフ場の外壁の修繕ということで、こちらデッキの部分ですが、冬囲いを毎年しているのですが、上部のほうの冬囲いが非常に大変だということで、上部の一部に外壁を設けるものになっております。それから、町民プール、それから体育センター、松原公園等の修繕費として25万円を見込んでいるということになっております。

以上でございます。

○柳 隼 圭太委員

修繕費の内訳については、おおむね了解いたしました。

部活動指導員等については、まず働き方改革ということもありますので、今後も引き続き子供たちの運動できる環境の取組にご尽力いただければと思います。

1点目の高校支援事業の補助金について、もう一つだけ伺いたいと思います。まず、今後の方向性という意味でございますが、補助金というのは継続的に支援していく意向というのがあるのか、これを担当課、そして政策的な、先ほど答弁にもありましたとおり、地域と歩む高校として存続していくために、こういった事業を行っていくというようなお答えがありましたので、これを担当課として、また町長として、両者の考えを伺いたいと思っております。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸高校の存続に対する今後ということですが、一般質問のほうで町長が答弁申し上げました部分もありますが、三戸高校では学校魅力化委員会というのを今年度立ち上げたということで、そこと町職員のほうで今年度2回ほど協議する場を設けて、相談してまいりました。その結果が今回の補助金の増額といったことでもありますけれども、今後についてですけれども、また今後も三戸高校との協議を継続しまして、今回の取組を継続するばかりではなくて、新たな取組等も模索してまいりたいというふうに考えております。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、柳委員の質問にお答えを申し上げます。

三戸町は、小中高と連携をするということを長年うたってきております。そういった流れの中で、最初に資格取得の部分、町のほうから支援をするということを行いました。そしてまた、先般署名活動も行ったように、町議会の方々と一緒に応援する会を設置するなど、高校教育についての理解、また支援体制というのはいってきたのだと思っています。そういった関係性の中で、三戸高校というか、魅力化推進委員会を通じて、学校側の考え方、そしてまた町の考え方というところのすり合わせをしながら、その中で出てきたものについて、実施できるかどうかを判断し、予算化をしていくということでございます。今後高校の入学者、またそういった状況が今年度以

降はまず1クラスということで進むわけなのですが、できるだけこれが持続、継続して、また新たな町が関わった中での三戸高校、三戸町にある高校の文化が形成されるように、町としてはしっかり応援をしていきたいというふうに考えてございます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

1点訂正がございます。部活動指導員のお話をしましたけれども、今年度から1名と申し上げましたが、昨年度から1名配置しているということで、訂正をお願いいたします。

○柳 隼 圭太委員

小中が一貫となって、どうしても、個人的な見解で非常に、高校が一步出遅れているような気がするように思っております。署名活動等もさることながら、今魅力化推進委員とすり合わせをしながら、高校の魅力化であったりとか、生徒の獲得につなげていくような取組をしていくというような前向きな答弁もいただきましたので、今後我々、私自身も卒業生ということもありますので、できることを精いっぱいやっていければと思いますし、担当課でありますし、町長もご尽力していただければと思います。ぜひよろしくをお願いいたします。

○千葉 有子委員

107ページ、10款1項2目18節の負担金のところで、三戸地方未来塾事業補助金50万円のところについて伺います。

先日新聞折り込みチラシで、未来塾の募集案内が入っていました。この事業のことかと思いますが、町の事業として授業が無料で受講できるとありました。講師は、現在配属のICT支援の方でしょうか。この予算で間に合うのでしょうかが1点と、それから遠方の地域の児童も利用できるような時間設定かとは思いますが、そのあたりの配慮がなされているのか、2点目。

3点目、現時点で利用人数など分かりましたらお知らせください。

以上、お願いいたします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸地方未来塾事業補助金50万円でございますが、こちらにつきましては、まず一つが三戸小学校のほうでICTクラブといったものをやっております。今年度については、9月23日から3月10日まで20回ということで、3年生から6年生までを対象に、放課後開催しております。定員は20名ということでしたけれども、26名の応募がありまして、26名で今年度20回開催しております。また、杉沢小学校のほうについては、12月18日に児童4名と教員3名、計7名での講習を行っております。こちらの事業につきましては、外部の専門の業者のほうに委託しながら行っております。現状については、この予算の中で間に合っているということでございます。

また、遠方ということですが、時間的にはバス、例えば貝守方面等から来る時間についても、十分対応できるような時間設定となっております。

以上でございます。

○千葉 有子委員

説明よく分かりました。この未来塾での学習は、数年後の大学入試にも備えてのという文言をちょっと見ましたので、いち早い事業の取組で、これからも様々よろしく

お願いいたします。

以上です。

○佐々木 和志委員

4点伺います。

最初に、107ページ、10款1項2目18節の三戸高校学校支援事業、先ほどの質問で内容は承知しました。私が伺いたいのは、町長から今あったように、町の支援体制ももうできているということでありますけれども、一番考えなければいけないのは、最終的な目標としては、三戸高校が三戸町で存続していけるということだと思います。ただ、その観点から見れば、考えるべきは地域の子供たちが入りたい学校にしなければいけないということで、今やっている事業が無駄だとは言いません。それにまた輪をかけて、もっと特色のある学校づくりに対しての事業を展開すべきではないかなということであります。魅力化委員会等々に参加して、結果今回の予算にのった事業が実現化したわけですが、もっと見方を変えて、子供の目線になって、例えばこの学校に入ったら何々になれるとか、どこどここの学校に行けると、そういう特色のある学校づくりというのを目指すべきだなというふうに思っています。

以前全協の場で、三戸高校の件が出たときに、進学者の数とか進学率、国公立大学への進学率というような、具体的なテーマを持って取り組んで、逆に町のほうから学校側にそういうことを提言してもいいのではないかなということを進言させていただきました。今後県教委のほうの県立高校の統廃合プランが出るまで、もう時間がないわけであります。町の支援体制は、こういうものをやっているというアピールはできているにしても、実際入学する子供がいなくて、結果的に県としても三戸高校を廃校にするという手段を取らざるを得ないと思いますので、今やっている支援と併せて、そういう学校の特色を出す、発信していくというような事業も展開していくべきだと思います。それに関して、今後どのように考えるかが1点。

2点目が108ページ、10款2項1目7節の学校医等報酬、これ関連になるかもしれないですけれども、児童生徒が歯科検診等を行っている中で、これは実際現場の方から聞いた話なので、歯の状況がかなり悪い児童が見受けられると。当然そういう児童の保護者には、学校のほうから連絡しているはずだとは思いますが、ではそれを実際に保護者が責任を持って治療させているかどうかというような、そういう追跡までやっているのかどうかというのが2点目。

あと、121ページの10款5項3目12節パークゴルフ場の芝の件だったので、すみません、これ以前同じようなことを聞いたので、ちょっと確認でまたもう一回聞くのですが、芝育成管理委託料、これ何年まででしたか。恒久的にずっと、この先ずっとパークゴルフ場を運営していく上で係る経費なのか、それをもう一回お願いしたいと思います。

4点目が123ページの10款5項5目の調理場施設に関してなのですが、今回この予算書には載っていないのですが、調理場施設の外壁の塗装がかなり剥がれてきているようです。塗装が剥がれているだけであればいいですが、それによって時間を置くと外装自体が悪くなって、後には大規模な改修ということにつながりかねないと思うのですが、現場のほうから何も話がなかったかどうか。

以上、4点お願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

佐々木委員の4点の質問にお答えいたします。

まず、三戸高校支援事業費ですが、今回の事業の内容ということを見ますと、佐々木委員のおっしゃるとおり、特色ある学校の中でも、特に保護者への支援というのがメインになっているといったところはあると思います。本質的に子供たちが行きたい学校ということであれば、何かしら学校のほうに特色といったものが必要だという認識については同じでございます。今回我々、三戸高校と協議の中で、進学率の向上というところで、例えば応援大使のプラスティーの清水さんを活用した授業とか、あと直接特色あるかどうかですけれども、給食のほうを提供しているとかというのも提案はしていただきました。また、案で出てきたのは、例えばeスポーツ部をつくるとか、そういった魅力ある取組というのものもあるのかなといった話も出ておりましたが、協議の結果、来年度についてはお話ししたメニューでいこうということになりました。

ただ、今後この事業を計画していくためには、やはり保護者のほうから選ばれるようなメニューというのを考えていかなければならないなということは、こちらでも思っているところでありますので、三戸高校のほうにこれからも継続的に話ししていきたいというふうに考えております。

それから、次の2点目の学校医等の報酬のところ、歯科検診のほうで歯が悪い児童については指摘を受けると。学校のほうから保護者のほうには連絡が行ってということになるわけですが、その後の追跡ということではありますが、今まで教育委員会のほうでは、そこまでの追跡というのには行っておりません。今のところは行っていないというような現状でございます。

次に、パークの芝管理ということですが、これは恒久的に続くのかということですが、こちらのほうは金額を下げながら、作業内容を少なくしながらこれまでやってまいりましたが、なかなかここからさらにお願する作業を削るというのは、かなり難しくなっているという状況に今なっておりますので、この委託というのは今後も続くというふうにこちらとしては考えております。ただ、作業内容等、金額等については、今後も節減できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

4点目、学校給食調理場の外壁塗装ということではありますが、こちらとしてもそれは認識しております。かなり壁のほう剥がれているということで、予算要求段階でも、そのところを議論させていただきました。金額的に試算してもらったところ、2,500万円ぐらいかかるというような試算も出まして、少し財源的なところとか検討しながら、またやり方、どういったやり方でやっていけば、少ない経費でもって効果的な改修ができるのかといったのも研究する必要があるなということで、来年度の当初予算には計上しておりませんが、今後こちらの外壁についても対策をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

まず、3点目、4点目を先に。芝に関しては、素人考えで、以前からの説明を聞くと、1回根づいてしまえば、そこからの管理というのはさほど大したことないみたいなことの説明をずっと受けていたので、もうちょっと安くなるのかなというふうに思っていました。おっしゃったように、内容等、金額等を抑えながら、お願いしたいなというふうに思います。

あと、調理場の塗装に関しても、ちょっと桁が違うなと私も聞いてびっくりしましたけれども、これも時間を置けば置くほど壁自体のほうに影響が及ぶと思いますので、まずは安く……金額を抑えた方法で何とか考えていただきたいということです。

1点目の三高に関しては、これが県教委のほうで5年後、10年後に考えますよとい

うのであれば、時間をかけてもいいのですけれども、今年中に方向性が出るかもしれないというような状況で、保護者目線での事業を展開しても、今は親がここに行きなさいというような時代ではなく、子供が行きたいところに親が行かせるということになっています。ほかの父兄から聞いた話なのですけれども、あまり成績がよくない子なのだけれども、三者面談したら三高はどうかというような話になったらしいのですけれども、三高だけは行きたくないということで、私立高校なりを目指すのかなという話です。

繰り返しになりますけれども、特色のある、魅力のある学校、将来可能性のある高校であれば、子供自らが行ってみたいということになると思います。その上で時間がないのであれば、もっと予算をつけて、学校側と協議するというのは分かりますけれども、学校側の先生たちも、言い方難しいですけれども、ほかから来ている、何年かたつといなくなってしまう。でも、私たちは地元の人間で、地元に残したいというのであれば、私たちの価値観で事業展開というのを強く働きかけてもいいのではないかなというふうに思います。まず、そこをお願いしたいということであります。

あと、歯科医に関しては、これも偏見と言われればそうかもしれないですけれども、どうしても歯の状態がよくないということであれば、やっぱり何かしらその家庭環境に問題がある子が多いのかなというふうに思います。家庭教育にどこまで入り込めるかという問題はありますけれども、やっぱりそこは適切に町のほうで指導して、きちんとした治療をさせるということもやってもいいのではないかなというふうに思います。

1点目と2点目に関して、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（友田 博文君）

1点目の三戸高校についてですけれども、三戸高校は今2学級ですけれども、この4月からすぐに1学級になります。そしてさらに、高校教育改革を開いて、この後三戸高校が残るか、名久井農業が残るか議論して、県から答申することになっています。

現在の状況は、残念ながら今年も1学級に満たない、40人に満たない数ですので、当面一番力を入れたいのは、やっぱり40人を上回る子供たちに来てもらいたいということで、今回300万円の中でいろいろ手だて、交通費とかあります。現在三戸高校には、三戸からはもちろんですけれども、南部町、田子町、二戸市、それから新郷、それから五戸からも数は多くないのですけれども、来ております。そういう生徒をいろいろ支援して、三戸町からはもちろんですけれども、周辺からも少しでも増やしたいという思いがあります。

そして、学校は今まで2学級でしたけれども、1学級になりますけれども、県にお願いして2つのコースを設けています。それは、今までの三戸高校の伝統の商業科を学べる、あるいはICTとか、そういうコースになっております。考えてみますと、八戸商業もだんだん小さくなって、商業を学ぶのはこちら辺では三戸高校もコースなので、子供たちにこれからICTに使えるような学びができるということを学校でコースとして設けますので、そういうので、県はもちろんですけれども、町も支援できることは支援して、そういう特色ある、子供たちが行ってみたい、三戸高校で商業系とか、そういうICTを学べるというような学校をPRすれば、40人以上は確保できると思います。

それから、三戸高校は商業科は有名でしたけれども、ほかに高文連で、今もそうですけれども、放送部門で絶えず上位です。それも大きな特色ですので、そういうこと

も富田校長先生とお話しして、みんなお話しすれば、そういうところに行って放送やってみたくとか、ICTの勉強、商業の勉強したいという子供が出てくれば、これから40人以上の確保は可能かなということで、町がその部分で支援できることをこれから考えていきたいなど。

ただ、当面300万円はほとんど交通費とかなので、これから学校の要望を聞きながら、町と一緒に小中高の学校になるように、連携協力しながら、話し合いをしながら、協力していきたいなと思っていますけれども。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

もう一点の歯科医のところですけども、歯の治療になりますけれども、これまで教育委員会のほうでも追跡まではしてきておりませんでしたけれども、各家庭のほうへの指導というものをこれまで以上に強く行っていくようにしてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木 和志委員

歯科医のほうは了解です。

三高に関してなのですけども、ちょっとすれ違いがあるような感じがしたので、念のためもう一度申し上げますけれども、学校と協議するのは、もちろんそれはやるべきだし、ただ学校側の考え方がそのまま三高存続に反映されるだけの内容、説得力があるかといえば、そこはやはり町のほうで強く提案なり、予算が必要であれば予算をつけるなりというのを働きかけるべきだというふうな趣旨でありますので、そういう考えに沿って取り組んでいただければと思います。

○教育長（友田 博文君）

学校側のほうが自ら魅力とか、地域に来ていただきたいという気持ちを持っていただきたいということですので、委員会としては、小中の先生方と高校の先生方の交流の機会を設けるとか、話し合いを設ける、今校長会では月1回来ていただいておりますけれども、そういう機会を設けて、高校と一緒に小中もそういう機運を盛り上げるような取組を考えてやっていきたいなと思います。

○竹原 義人委員

今の佐々木委員とかぶりますけれども、121ページ、体育施設費のところのパークゴルフ場芝管理委託料、パークゴルフ場指定管理料、町民プール指定管理料、この部分でちょっとお尋ねしますが、今佐々木委員が聞いたパークゴルフ場芝管理委託料、続くのだというような回答でありました。そうであれば、パークゴルフ場指定管理は受付業務だけで、芝の管理は町ですとやっていくというふうに受けるわけですが、前には、ある程度たった場合は、この予算はなくなる。ただし、パークゴルフ場管理委託料で全部管理をするのだというようなことで指定管理するというような理解を私はしていましたが、今日のお答えだと、パークゴルフの管理委託者がリラックスして管理をできるというような感じを受けました。誰でもできるのではないかと、まずそこです。

それと、芝管理者1名募集している、この前の一般質問では答弁をいただきましたけれども、従前からいる3名の方、3人はいなくなって、芝管理者1名を募集しているのだと。どうもその辺はつきり理解し難いなと思って、質問聞いてからちょっとな

と思って今質問しているのですが、ややもすればそうなりと、一般質問でも言いましたが、利益が第一になってしまっただけは困るのだと。やっぱり町民、利用者の方々の健康増進のために、それから三戸町のアピールのため、そのような大きな目的があるわけで、芝管理は非常に難しいと一般質問でも私言っていますので。ただ、先ほど言ったように、もう張りついてしまえば、そんなに特別に芝の委託をして、何百万円もかけてやるのではない管理の仕方というのがあると思うのですが、もう一回そのところ。

それから、町民プール指定管理もごさいますけれども、利用状況の報告書を見ますと、小中学生がほとんどであります、利用者が。一般町民、高齢者等ほとんどない。たしか高校生もほとんどないと思われました。6月から9月までですので、これもプールはやっぱり小中学生に大いに利用していただいて、教育のためにも使っていただきたいと思いますが、一般町民、高齢者の方々、泳ぐのではなく、例えばプールの中を歩くとか、そういうふうな利用の仕方でも教育委員会、また町当局で大いに利用を促進するような何かイベント、昔はプールを使った町内運動会、運動会と言わないのかな、プールの競技大会があったように思います。そういうふうな、泳げないとプールに行って恥かきますので、そうではなく、歩くのとか水になじむとか、健康のための使い方等も、せっかくあの立派なプールがあるわけですので、考えていただきたい、そう思います。

それから、プールは自家水、井戸を使っているわけですか。水道料がやけに、14万4,000円しかこのところがないのですが、井戸水使っているのかなと思いましたが、併せて答弁願います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目のパークゴルフ場の芝管理の部分でございしますが、先ほど佐々木委員のご質問にもお答えさせていただきましたけれども、この部分を全てカットして管理していくというのは、また厳しいというふうなことをお伺いしております。やはりそういう経験の少ない方がやると、一気に枯れてしまったりとか、そういった状況も起こる可能性があるということで、芝管理のところについては、今年度非常に芝のほうに定着してきました、よくはなってきましたので、できる限り専門業者に頼む部分を削減するという事は考えております。ただ、ここを全くゼロにするというのは、なかなか現状としては厳しいのかなというふうに考えておるところでございします。

それから2点目、町民プールの部分でございしますけれども、町民プールにつきましては、委員ご指摘のとおり、小中学生の利用がほぼほぼということで、90%以上小中学生の利用となっております。今年度3,809人ということですが、ほとんどが小中学生といったような状況で、これまでもできる限り大人の方、また小中学生以外の方に利用していただけるようにということで、夏休みの期間については時間を延長して、7時ぐらいまでやるといったような取組もしてまいりましたけれども、なかなか小中学生以外の来場者が少ないといったような現状にあります。

また、例えば高齢者の健康、予防の事業をやるとかといったことも必要かと思えます。これまで指定管理者のほうで、自主事業ということで、生活習慣病予防の水中のインターバル速歩の体験会といったようなものを30年度、令和元年度は開催しております。こういったものを継続して行うことで、小中学生だけではなくて、大人また高齢者のほうに利用していただけるような施設としていきたいというふうに考えております。

また、水道料については、こちら井戸ではなくて上水道ということでございします。

○竹原 義人委員

水道料14万4,000円で済んでいるわけだ。

これと、芝生の管理をゼロにしなさいとは言っていない。かかる分はかかります。パークゴルフ場は芝生が命ですので、それさえ上手に管理すれば、コースが非常にいいコースになって、お客さんもいっぱい来るという相乗効果、これがあります。その逆に、枯れてしまって土が見えるような、石が見えるような状況になるとお客さんが来なくなるという単純なわけでありまして。ですから、指定管理者、業者が芝の管理にもしっかり目を配らなければ、今のようにならずずっと町で芝管理の委託料を払い続ける、別な業者に頼むということになるわけですね。そうでなく、指定管理者が自分たちで、芝生の管理も入っているのだということだと、それもしっかり定期的に管理をしながら、予算を出せばいいわけですね。管理料として、別個ではなく、指定管理料の中に部門で出せば、別に指定管理者の責任、このままずっと町が責任を負って芝生の管理をしていくのだという。5年なら5年といえば分かりましたけれども、ずっと続けていくと言ったから、それだと私でも指定管理やれるよと思ったわけですね。何を聞いているのだったか。今の答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

パークゴルフ場の芝管理というところですが、今現在は専門的な知識を有するところは、業者のほうに頼んでいるということでありましてけれども、委員のほうからもありましたように、今後もし指定管理者のほうで全ての業務をできるということであれば、指定管理料の中に入れるとか、または別枠で設けるとか、そういったことが可能なのであれば、そういったことも考えていきたいというふうに考えております。

また、先ほど町民プール水道料というお話がありましたけれども、そちらにつきましては指定管理料の中でお支払いしているということで、30万円弱、28万円とか、年度によって違いますけれども、28万円とか25万円程度とか、そういった水道料になっております。

以上でございます。

○竹原 義人委員

そうですね。プールは、町民プール指定管理料の中に水が入っている。これの指定管理料は受付だけで、水とか電気とか、それらは別個に町で払うのではないわけでしょう。指定管理の中にあるのだ。パークゴルフ場も行く行くは、その業者が見とどりするのだと。まずくなった場合は、それは指定管理者が保険を掛けておいて、その保険でもって手入れを大々的に行うというような感じができるわけですので、あくまでも立派なプールと立派なパークゴルフ場でもって、町民の健康と福祉向上、これに貢献できるような運営をしていただきたいということで、びっくりして質問をしたので、さっぱり支離滅裂かも分かりませんが、しっかりお願いします。いいです、オーケー。

○番屋 博光委員

122ページの3目の14節工事請負費の相撲場の設置工事、ありがとうございます。これ完成予定はいつ頃になっていますか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

今現在の予定としましては、今年の8月の完成を予定しております。今現在の予定ということでは、8月でございます。

以上でございます。

○番屋 博光委員

ちょっと実際に稽古に行っている人たちから、今隣で工事やっていて、その間を歩いているのですけれども、非常に狭いということで、できれば何ほでも早く完成していただきたいなど、そういう感じしております。こうやってつけてもらったことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

○栗谷川 柳子委員

3点です。

107ページ、1項2目18節海外研修事業費補助金232万3,000円のところで、今年コロナで海外研修に行けないことを見越して、オンラインでの留学体験を98名程度見込んでいるとのこと。反応ですとか効果がよさそうであれば、もしも今年コロナが落ち着いて、海外に行けることになったとしても、オンライン留学も計画どおり開催していただけるのかという質問。

そして2点目、116ページ、4項3目7節図書館の歴史講座の講習だと思のですが、令和3年度、城山が史跡として国の指定を受ける予定ですので、図書館の歴史講座においても、南部氏の歴史に力を入れて、町民の盛り上がりをつくれるような内容にする計画は、この中に入っていますでしょうか。

3点目、117ページ、4項4目1節会計年度任用職員報酬28万円のところですが、歴史民俗にお詳しい方なのでしょうかということ、この額ですと常勤ではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。そして、国の史跡に登録された後は、また何か別のお考えがあるのでしょうかという3点お伺いします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

栗谷川委員の3点のご質問にお答えいたします。

まず、海外研修のところではありますが、来年度については、やはりコロナの状況で、これまでタムワースに行っていたものができないということで、現地のほうとも連絡を取りまして、来年度については無理だということになっております。それを受けまして、こちらのほうとしてはフィリピンへのオンラインの研修ということにしております。こちら今年度も急遽行いました。5、6年生、それから8年生を対象にして、今回は5、6年生が6名と8年生が7名ということで、今年度1回目ということで少なかつたのですけれども、来年度については、先ほど申し上げましたけれども、ぜひ半分ぐらい参加してもらおうような形で進めていきたいというふうに考えております。

今後もしタムワースのほうで復活した後、この事業を継続していくのかということですが、これまでタムワース派遣については、申込みがあっても全員が行けないといったところで、できる限り全員行かせられないかということがこれまでもありました。この点については、どうしても現地のほうの受入れ側のほうで、人数をある程度制限してくるといったこともあってできなかったのですけれども、その対策としてということもあるのですが、こういうオンラインを使ってといったものは、好評であればぜひ継続していきたいというふうに考えております。

また、2点目の歴史講座になりますけれども、国指定史跡を捉えてということで、もちろん歴史講座の内容についても、やはりそれに即したものを多く取り上げるよう

にしてまいりたいと思います。今年度ちょっと開催回数がコロナもあって少なかったのですけれども、来年度はできる限り多くやりたいというふうに考えております。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

栗谷川柳子委員のご質問にお答えいたします。

歴史民俗資料館費の報酬、会計年度任用職員報酬28万円に関してでございます。年間日曜日及び祝日のみの9時から16時までの6時間勤務として、城山歴史民俗資料館の資料解説員、解説する方ということで、木村明彦先生を来年度資料解説員として任用することになってございます。木村明彦先生に関しては、さきの議会の活性化委員会で講師をやられた方でありまして、学識経験者であるとみなしております。「N o b u と T o s h i」といった南部氏に関わる歴史小説化した方でございます。その方を来年度置くということで、史跡になる1年前というか、史跡になる年ということで、まずは状況把握のために解説員としてお迎えしたいと思っております。

また、その後に関しては、木村先生に関しては大変貴重な方でございますので、指定後何らか常勤していただくかとか、今後検討してまいりたいと、こう考えております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

海外研修事業費の件なのですが、お話は理解できました。やはり小中学生の頃に英語に触れるですとか、海外の方に触れるというのは、直接にしる、オンラインにしる、やはり今多くの大人が抱えている英語、外国人へのコンプレックスを解消できるたくましい人材づくりというのにつながると思いますし、またこちら事業運営されているフィリピンのCNE1、こちらは美しい英国英語、ブリティッシュイングリッシュの訓練を受けた先生方というのが売りとなっていると聞いております。ですので、教育のまち三戸ですので、海外に行けない子供たちもオンラインでの留学ができるですとか、小学生のときにオンライン留学が体験できて、中学生になると海外研修にも行けるとか、常に英語、海外の方とコミュニケーションを取り続けられる町、それを強みにできる町になっていただきたいということで、来年度の反応、効果がよさそうであれば、その次の年度以降もオンライン留学体験を継続して取り入れていただくようなお考えは、今のところありますでしょうか。

というのと、2点目です。図書館の歴史講座についてですが、やはり盛り上がりをつくるという意味でも、ちょっと力を入れて企画をしていただきたいのと、私も参加しているのですが、もう少し幅広い年齢層の方に来ていただけるような工夫を何か盛り込んでいただきたいなと希望します。

もう一点ですが、歴史民俗資料館の資料解説員ということについては、承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長（友田 博文君）

1点目の英語についてお答えします。

三戸町小中一貫で、小学校1年生から教科としての英語をやっています。国では今年から、教科としては5年生、6年生になりましたので、それでも町は先行しているわけですね。今小学校5年生とかも英検3級、中学校レベルの、そういう合格者も出ていますので、委員おっしゃったように、ぜひネイティブの英語で話すとか聞くとか、そういう機会をやっていきたいなと思います。フィリピンは英語が国語なので、ちゃ

んとした英語ですので、子供たちは非常に喜んで今回もやっていたので、やっていきたいなど。できれば、将来的にコロナが収まれば、またインバウンドで海外から来たときに、小中学生が英語で案内したり、そういうことができたなら、夢として楽しいなと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

もう一点の歴史講座の件ですけれども、年齢層の工夫ということで、どうしても歴史が好きな方というのは、年齢層が高いような傾向があるということだと思います。私も行きますと、かなり高齢な方が多いなということは認識しております。ただ、その点今後については周知の方法、例えばSNS使うとか、そういった形で、できる限り広い年齢層の方に参加していただくような方策を考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（貝守 世光君）

125ページをお開き願ひします。11款災害復旧費の令和3年度当初予算案につきまして、補足説明を申し上げます。

11款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、令和3年度に災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐために早急な対応が必要となる復旧作業に要する経費であり、重機借上料100万円、工事請負費50万円、原材料費30万円を計上しております。

以上で11款災害復旧費の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

次に、歳出、12款公債費及び13款予備費について説明を求めます。

財政指導監。

○財政指導監（下村 太平君）

12款公債費につきまして補足説明申し上げます。

127ページをお願ひいたします。12款1項公債費であります、令和2年度末の起

債件数は137件、残高は62億9,076万円と見込んでおります。令和3年度当初予算における償還金として、1目元金では7億6,195万3,000円、2目利子では890万9,000円、合計で7億7,086万2,000円を計上しております。

次に、13款予備費につきまして補足説明いたします。129ページをお願いいたします。13款1項1目予備費であります。前年度と同額の1,000万円を計上しております。

以上で12款公債費及び13款予備費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

これで一般会計全ての質疑が終わりました。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第22号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について補足説明いたします。

145ページをお開きください。この会計の歳入歳出予算の総額は、第1条にあるとおり、それぞれ3,642万7,000円であります。

150ページをお願いします。歳入、1款1項1目事業収入3,639万7,000円は、保護者負担金現年度分3,634万7,000円と滞納繰越分5万円であります。学校給食1食当たりの金額は、小学生は280円、中学生及び教職員は300円であり、児童生徒565名と教職員等92名、合計657名の年間約190食分の負担金であります。

151ページをお願いします。歳出、1款1項1目学校給食費、15節原材料費3,639万7,000円は、青森県学校給食会をはじめとする食材納入業者14者へ支払う食材購入

代金であります。

学校給食共同調理場では、今後とも学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に基づき、安全でおいしく、児童生徒の健康増進に資する給食の提供に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（極壇 浩君）

議案第23号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算について補足説明申し上げます。

153ページをお開き願います。本特別会計は、町の簡易水道施設、杉沢、蛇沼、貝守、大舌、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区の水道事業の特別会計であります。加入世帯数387世帯への給水事業に要する経費等を計上しております。

簡易水道に係る業務は、建設課上下水道班が担当し、水道技術管理者職員を配置し、水道施設等の維持管理を行っております。また、八戸圏域水道企業団の構成市町として、企業団が開催する水道協力員の講習会や職員が広域化への勉強会等へ参加したり、施設で異常が発生した場合の対応に努めているところであります。

本特別会計の令和3年度の歳入歳出予算総額は、前年度当初予算と比較しまして4.8%増となります。5,079万2,000円となっております。

歳入についてご説明申し上げます。159ページをお開き願います。歳入、1款1項1目水道使用料は、加入世帯からの現年度水道使用料及び過年度分水道使用料、計1,340万円を見込んでおります。前年度と同額としております。

2款1項1目繰入金は、一般会計からの繰入金1,970万7,000円であります。

3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金100万円であります。

4款1項1目雑入は、消費税還付金の見込額として38万5,000円を計上したものであります。

5款1項1目簡易水道費債は、杉沢地区簡易水道整備事業債1,630万円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。161ページをお開き願います。1款簡易水道施設費は、町内7地区の簡易水道施設の管理運営に要する予算でありまして、担当者による定期の巡回や異常発報情報の連絡による定期出動による対処のほか、業者委託による水質検査委託業務やメーター検針業務を行い、施設の管理運営を行っております。

1項1目一般管理費では、2節から4節までは職員1名分の人件費であります。12節委託料では、水質検査委託料411万円は7地区の上水について51項目の内容で水質検査を実施するもので、毎月実施するものであります。施設台帳整備委託料360万8,000円は、現在紙ベースで管理している簡易水道施設台帳の電子化を図るための委託料であります。ほかに水道施設の点検業務委託17万6,000円と水道メーター検針業務委託料93万3,000円を計上しております。17節備品購入費では、水道メーターを購入するもので、貝守、沼ノ久保地区66個の購入費として27万9,000円を計上しております。18節負担金補助及び交付金では、退職手当組合負担金として39万7,000円を計上しております。

162、163ページをお開き願います。2項簡易水道施設管理費では、杉沢33世帯、蛇沼78世帯、大舌61世帯、貝守115世帯、袴田68世帯、横沢12世帯、沼ノ久保20世帯の計387世帯の簡易水道事業に要する維持管理費を計上しております。

2目の蛇沼地区給水費では、12節委託料82万6,000円では、蛇沼地区配水池の清掃に係る業務委託料50万円と、電気施設制御の施設点検委託料32万6,000円を計上しております。14節工事請負費200万円では、浄化施設内のろ過膜交換工事費200万円を計上しております。

164、165ページをお開き願います。2款1項1目杉沢地区簡易水道整備費では、県営中山間地域総合整備事業により整備中の杉沢地区営農飲雑用水施設に係る予算であります。3年度は、管路引き込み工事が予定されております。14節工事請負費1,496万円は、杉沢、本村地区の給水引込み管設置工事請負費であります。18節負担金補助及び交付金では、県の整備事業費1,000万円に係る事業費負担金でありまして、町負担分15%の150万円を計上しております。

3款1項公債費では、これまでに整備されました蛇沼地区簡易水道施設の改修工事及び袴田地区簡易水道施設の整備に要した町債の元金、利子の償還金であります。1目元金では、長期債元金償還金915万6,000円、2目利子では長期債利子償還金137万7,000円を計上しております。

以上で簡易水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

簡易水道には、町から繰入金ということで1,900万円入っているわけですが、

この目に井戸を掘る目をつくれぬのか伺います。

○建設課長（極壇 浩君）

ただいまのご質問でございます。

井戸に関する経費ということで、井戸を掘るものに関しての補助とか、そういうものの検討というか、についてだと思われませんが、今現在はまだ井戸を掘るというものは、自己負担でお願いしているというものでございます。新しく井戸を掘るにしても、浅い井戸であったり、深い井戸であったりで、その辺によって経費もかなり違いがございますし、簡易水道を引いたときにも利用者の方々には、各集落等で違いますけれども、自己負担していただいているというところもございますので、今現在ではまだ井戸のほうへの補助というのは、ちょっと考えてはございません。

○竹原 義人委員

将来的によろしく願います。オーケー。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（極壇 浩君）

議案第24号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計予算について補足説明申し上げます。

179ページをお開き願います。本特別会計は、三戸町の都市計画区域内の下水道事業整備により町民の生活環境の改善を図るとともに、公共用水域内の水質汚濁の防止をすることにより、豊かな自然環境の保全を図ることを目的とした特別会計であります。

す。

平成17年度に事業着手しております公共下水道事業は、平成22年4月1日から一部供用を開始しております。令和3年1月末では、下水道加入世帯521世帯、加入率では42.74%、利用可能面積は123.7ヘクタールとなっております。

本特別会計の令和3年度の歳入歳出予算総額は、前年度当初予算2億2,159万4,000円と比較しまして、割合では0.2%、金額では51万3,000円の増となります2億2,210万7,000円となっております。

歳入についてご説明申し上げます。187ページをお開き願います。1款1項1目下水道事業受益者負担金では、供用開始された区域内賦課対象世帯からの負担金239万7,000円を計上しております。

2款1項1目下水道使用料は、現年度分及び過年度使用料を合わせまして2,446万7,000円を計上しております。

2款2項1目総務手数料は、排水設備指定工務店申請手数料として22件分、44万円を計上しております。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金では、浄化センターの監視制御装置更新工事に係る国からの交付金322万4,000円を計上しております。

188、189ページをお開き願います。4款1項1目下水道事業費県補助金では、青森県町村下水道緊急対策事業費補助金11万7,000円を計上しております。

6款1項1目繰入金では、一般会計等からの繰入金として1億2,325万円を見込んでおります。

7款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金300万円を計上しております。

9款1項1目下水道費債は、資本費平準化債5,110万円と公共下水道整備事業債1,410万円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。190、191ページをお開き願います。1款1項総務管理費では、主に職員の人件費に係る経費と消費税について計上しております。

1目一般管理費では、2節から4節までは職員人件費1名分を計上しております。18節負担金補助及び交付金では、退職手当負担金48万6,000円を計上しております。26節公課費では、消費税及び地方消費税として278万9,000円を計上しております。

1款2項1目維持管理費では、浄化センターやマンホールポンプ15基の維持管理の経費について計上しております。10節需用費の主なるものは電気料の540万円であり、浄化センター、マンホールポンプ運転に要する経費であります。12節委託料では、処理場施設の運転管理業務委託料2,090万9,000円は、処理場施設の運転管理業務を委託するものとして、委託先としては三戸地区下水道管理事業共同体にお願いするものであります。そのほかに汚泥等処分委託料367万4,000円、水質等検査委託料242万2,000円、使用料等徴収業務委託料134万3,000円を計上しております。14節工事請負費では、浄化センターの監視制御装置更新工事請負費586万3,000円と、公共ます設置工事60万円を計上しております。15節原材料費は、施設補修に要する材料費購入代10万円を計上しております。

192、193ページをお開き願います。2款1項1目函渠施設整備費では、三戸警察署建設に伴う下水道接続のための函渠工事に係る予算を計上しております。12節委託料では、施工管理委託料534万6,000円を、14節工事請負費では函渠工事請負費890万円を計上しております。

3款1項公債費では、これまでに整備した下水道施設の整備に要した町債の残金、利子の償還金であり、1目元金は長期債元金償還金1億2,470万8,000円、2目利子は

長期債利子償還金2,608万円を計上しております。

以上で下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木 和志委員

3点伺います。

192ページ、2款1項1目函渠施設整備費、補足説明では三戸警察署新築に当たっての函渠整備ということがありましたけれども、確認なのですけれども、警察署施設だけを対象にした函渠の整備でいいのですか。ほかの地域とかは入っていないのか。

2点目、警察署だけだとすると、警察署以外の計画区域内の函渠の新設の今後の見通しはどうなっているのか。

3点目が供用開始地域内の加入率が現在何%になっているのか、その3点お願ひしたいと思います。

○建設課長（極檀 浩君）

ただいまのご質問でございます。

まず最初の警察署のためのものであるかというようなことでございます。今現在警察署前の町民グラウンドのほうに建設しております。その上の通り、消防署がある通りありますが、そちらのほうにまだ本管が入っていませんでした。ということで、警察署からまずつなげるための本管を入れるということになります。ただ、その本管を布設することによって、そのまた上の部分の、まだ設備が接続していない住居等もそこにつなげていただければ、活用していただけるということになります。今特に警察署ができたことで、そこに本管をつなげるわけですけれども、その他の住居の方も活用していただければと思います。

あともう一つ、そのほかの見通しということでございました。確かに区域内でまだ整備していない部分あります。例えば桐蔭地区とか、そういうふうなところもございます。これからは、国の交付金の活用も視野に入れまして、そちらのほう使いながら、整備していければなと考えてございます。

あと、加入率についてでございますけれども、最初に申し上げましたが、1月末現在で供用区域内で加入世帯が521世帯、加入率は42.74%となっております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

1点目に関してなのですけれども、消防署の前の通り、起点、終点というのは、あそこの町道の部分が全部ということでよろしいのですか。ちょっとそこ確認お願ひしたいと思います。

あと、今後交付金活用しながら、ほかの地域もという話がありましたけれども、よく相談を受けるのは、うちの地域はいつになったら下水道が通るのだというような相談を受けるわけですけれども、担当課のほうにも聞いたりして、はっきりした答えが得られないまま住宅を改修する、もしくは新築する際に、そのタイミングが迷うというような話も聞かれます。恐らく桐蔭地区は、まだまだ相当かかるのではないかなと

いうふうに私も感じていますので、先日の浄化槽の話もありました。そういう制度もあるのですが、どんどん活用して、どんどんリフォーム、新築等やってくださいというようなアナウンスも必要なのではないかなというふうに思いますので、そこをお願いしたいと思います。

加入率に関しては、まずここが基本ですから、とにかくこの数字を上げるように頑張ってくださいしか言えないのですけれども、取り組んでいってください。

1点目、2点目に関してお願いします。

○建設課長（極壇 浩君）

先ほどのご質問で、区域ということだと思います。まず、今現在あの通り、消防署から同心町に向かうカーブがありますけれども、そちらのほうには入ってございました。入っていなかったのは今あるゲートボール場がありますけれども、その前のところから川代商店前、旧川代商店というのですか、あの辺のところに入っていなかったものです。というのは、あの辺にはまだ宅地がなかったもので、そこは入れていなかったということで、今回警察署ができることで浄化槽につなげるといったときに、どちらにつなげようかということで考えたときに、新しい管を入れて、ゲートボール場側から旧川代商店のほうに入れたほうが効果もあると。また、消防署のほうにつなげる場合でも、まだ吸い上げ装置とか、そういうものも必要になってくる。あとは、救急車両とかが出入りすることもあり、工事期間も設けるのがなかなか難しいということで、新しい管を入れるというふうに考えたところでございます。

あと2点目、その他の見通しということでございます。確かに問合せ来たときに、いつになるのだということもございます。それもはっきりと言えない状況でして、住民の方には不便をかけているところでございます。ただ、先日の質問にもありましたが、浄化槽の汚水処理ということで、浄化槽での対応というものもお願いしているところでございます。また、補助も出してございます。これのほうの進め方というのは、まず浄化槽を入れるときに業者のほうからも問合せがあります。三戸町は補助ありますかということであるのがほとんどです。そのときには補助がありますよということで、契約であったりとか、ほかの町では浄化槽区域内の補助はないのですけれども、というところもございますけれども、三戸町はやっていますので、安心してつけていただければということで、PR等はしております。また、この制度についてはホームページとか、町の広報とかでも載せてございますので、そちらを見ていただければと思っております。

以上です。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

午後1時30分再開予定をもって休憩いたします。

（午後 零時03分）

休 憩

（午後 1時30分）

○委員長（久慈 聡君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

議案第25号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害を有すると認められる方を対象とした医療保険制度であります。制度の運営は、県内全市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、資格管理、医療給付、保険料の賦課などを行い、市町村は保険料の徴収、各種申請等の窓口事務を行うものであります。三戸町の被保険者数は、令和3年2月1日現在2,167人となっております。

令和3年度の歳入歳出予算総額は1億4,002万1,000円であり、前年度より442万4,000円の減となっております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。214ページをお開き願います。1款1項1目後期高齢者医療保険料は、特別徴収及び普通徴収の保険料並びに滞納繰越分普通徴収保険料で、被保険者2,256人分を見込んでおり、前年度より566万5,000円の減となっております。

3款1項1目繰入金は、事務費繰入金475万4,000円と保険基盤安定繰入金4,328万5,000円でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減に対する公費負担分として一般会計から繰り入れるもので、県が4分の3、町が4分の1を負担するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。216ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、特別会計の事務に要する経費と負担金でございます。18節広域連合共通経費負担金574万8,000円は、広域連合の組織運営に係る負担金であります。後期高齢者医療保険料負担金9,037万2,000円は、町が徴収した保険料を広域連合へ納付するものであります。保険基盤安定負担金4,328万6,000円は、低所得者等の保険料軽減に係る負担金であります。

2項1目徴収費は、保険料徴収等に要する経費と保険料還付金でございます。
以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 令和3年度三戸町介護保険特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（井畑 淳一君）

議案第26号 令和3年度三戸町介護保険特別会計予算について補足説明申し上げます。

本会計は、40歳以上の皆さんが加入者となり保険料を納めるとともに、万一介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで自立した日常生活を送ることができるよう、社会全体で支え合う介護保険制度の事業を運営するための特別会計であります。

65歳以上の第1号被保険者数は、令和3年1月末現在で4,035人となっております。また、要支援、要介護認定者数は合計782人で、このうち40歳から64歳までの要支援、要介護認定者数は18人となっており、要介護認定者数は前年から15人ほど増加しております。

介護保険事業の運営に当たりましては、引き続き制度の信頼度を高め、将来にわたり持続可能となるよう必要なサービスを提供するとともに、介護予防の取組を推進し、保険給付費の適正化に努めてまいります。

それでは、歳入歳出予算についてご説明いたします。予算総額は17億8,897万3,000円となり、前年度から3,682万5,000円の増となっております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。226、227ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分の保険料と滞納繰越分の保険料で、

前年度から1,590万円の減で、4,153人分を見込んでおります。

3款1項1目介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する費用の額に応じて国から交付されるもので、施設給付費の15%、その他の給付費の20%を見込んでおります。

2項1目調整交付金は、75歳以上の高齢者の割合や所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の調整のために交付されるもので、保険給付費の7.66%を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）は、介護予防・日常生活総合支援事業に対する補助金として事業費の20%、3目の地域支援事業交付金（地域支援）は、介護予防ケアマネジメント事業などに対する補助金として38.5%を見込んでおります。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金4億5,582万4,000円は、保険給付費の27%、2目地域支援事業支援交付金688万4,000円は、地域支援事業費、日常生活支援総合事業を含みます、27%を見込んでおります。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金は、介護給付費及び予防給付に要する費用の額に応じて県から交付されるもので、施設給付費17.5%、その他の給付費については12.5%を見込んでおります。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）は、国庫補助金と同様、介護予防・日常生活支援総合事業に対する補助金として事業費の12.5%、2目の地域支援事業交付金（地域支援）は、介護予防ケアマネジメント事業などに対する補助金として19.25%を見込んでおります。

228、229ページをお開き願います。7款1項1目繰入金は、一般会計からの繰入金で、説明欄1行目の介護給付費繰入金は介護給付費の12.5%、2行目の地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、同じく3行目の地域支援事業繰入金は包括的支援事業、任意事業費の19.25%、4行目の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者層第1段階から第3段階の保険料軽減に係る負担として1,627人分を見込んだものであり、職員給与費繰入金、事務費等繰入金については、それぞれの費用に応じた額を計上しております。

8款1項1目繰越金は、前年度と同額を計上しております。

9款2項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者のケアプラン290件分を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。230、231ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、職員人件費等の事務的経費であります。2項1目賦課徴収費は、保険料徴収等に要する経費と保険料還付金であります。

3項1目介護認定費は、介護認定手続に要する経費で、11節手数料は介護認定等に要する主治医意見書作成手数料802件分、12節委託料は介護認定更新に伴う訪問調査委託料として502件分を見込んでおります。18節負担金は、八戸地域広域市町村圏事務組合の介護認定審査会に係る負担金であります。

232、233ページをお開き願います。4項1目計画策定委員会費は、介護保険事業計画等推進協議会の会議2回分の委員報酬を計上しております。この233ページから235ページまでの2款保険給付費が各種保険サービスの給付費に関わるものであり、合計で16億8,824万円、歳出全体に占める割合は94.4%となっております。

初めに、233ページの1項介護サービス費については、要介護に認定された方々への各種介護サービスに係る給付費で、合計で15億5,220万円を計上しております。

2項介護予防サービス費は、要支援に認定された方々への介護予防サービスに係る

経費であり、合計で1,201万円を計上しております。

234、235ページをお開き願います。3項1目高額介護サービス費4,500万円は、介護サービス利用者の負担額が一定額を超えた分について支給するものであり、3目高額医療合算介護サービス費550万円は、介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、限度額を超えた分の利用者負担分を支給するものであります。いずれも実績額を基に計上しております。

4項1目特定入所者介護サービス費7,200万円は、住民税非課税などの低所得の方が施設を利用した場合、施設利用が困難とならないよう、居住費と食費の利用者負担限度額を超えた分を給付するものであります。

236、237ページをお開き願います。この236ページから239ページまでが3款地域支援事業費となります。地域支援事業費は、地域で生活する高齢者が要介護状態、要支援状態にならないよう、また要介護状態になった場合であっても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業に要する経費で、前年度より695万2,000円減の6,994万4,000円を計上しております。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問介護並びに通所介護サービスに係る事業費を見込んでおります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターの事業運営に係る経費で、主なものは職員人件費のほか、12節の介護予防サービス計画作成委託料361件分で、160万1,000円であります。

2項一般介護予防事業費は、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場や通所型介護予防事業いきいき教室などの事業運営に係る経費を計上しております。12節委託料では、通所型介護予防事業いきいき教室の事業委託料として870万円、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場の支援として、理学、作業療法士等の運動指導委託料18万4,000円を計上しております。いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場は、現在町内22地区が取組を行っております。介護予防活動は、健康寿命の延伸や介護給付費の適正化に資することから、今後も活動支援を継続し、積極的に推進してまいります。

237ページから239ページの3項包括的支援事業、任意事業費は、認知症施策、生活支援体制整備事業、在宅医療、介護連携、地域ケア会議、家族介護支援事業等に要する経費でございます。

237ページの1目1節報酬は、認知症対策として認知症の早期診断、早期相談対応などのため設置しております認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援検討委員会委員の報酬を計上しております。また、238ページの12節委託料の各事業につきましては、高齢者の日常生活を支援するため、引き続き実施してまいります。19節扶助費は、高齢者を介護している家族を支援するための給付事業で、紙おむつ等の介護用品給付費は60人分、介護支援金は20人分を見込んでおります。最後に、成年後見制度利用支援事業扶助費につきましては、3人分を見込んでおります。

以上で介護保険特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(久慈 聡君)

討論を終結します。
これより議案第26号を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(久慈 聡君)

異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第27号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。説明を求めます。
住民福祉課長。

○住民福祉課長(中村 正君)

議案第27号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について補足説明申し上げます。

本会計は、国の制度に基づき加入する被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関し、必要な保険給付や生活習慣病予防に向けた健康づくり事業を行うための特別会計でございます。

国民健康保険税率は、被保険者や所得額の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による景気への影響を考慮し、基金の全額と剰余金の一部を活用して、現行のまま据え置くこととした税率で算定したものでございます。これまで同様、予算を適正に執行し、健全な制度運営に努めてまいります。

今年2月末の国保加入状況でございますが、町内全世帯4,223世帯の38.6%に当たる1,628世帯で、加入者総数は2,754人となっております。昨年同時期と比べ、世帯で20世帯、人数で119人減少しております。

それでは、予算の説明に入ります。253ページをお願いいたします。令和3年度の本会計の歳入歳出予算総額は、昨年度に比べ5,844万6,000円減の12億1,407万3,000円となっております。

260ページをお願いいたします。歳入、1款1項国民健康保険税は、県に支払う事業費納付金の財源となるものです。そのうち1目一般被保険者国民健康保険税の現年課税分につきましては、調定見込額に対する収納率を94%で見込んだものでございます。収納率向上のため、督促状や催告書の発送、電話による催告のほか、青森県市町村税滞納整理機構を活用し、滞納整理を進めてまいります。

261ページ、3款1項1目保険給付費等交付金は、医療費の財源となる1節普通交付金と特定健診を含む保健事業等の財源となる2節特別交付金で、県から交付されるものでございます。県繰入金は、医療費適正化や健康づくり事業等の取組に応じて交付されるもので、これまでの実績から2,000万円を見込んだものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、国保税の2割、5割、7割軽減分を補填する保険基盤安定繰入金のほか、職員人件費等の繰入金や出産育児一時金等繰入金は出産育児

一時金の3分の2を、財政安定化支援事業繰入金は地方交付税に算入されている国保分の繰入金でございます。

2項1目国保財政調整基金繰入金は、275万2,000円を基金から取り崩して繰入れるものでございます。

262ページをお願いいたします。6款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金1,000万円を見込んでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。264ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、職員人件費及び12節の国保関連システムの保守、改修委託料が主なものでございます。

265ページ、1款2項1目賦課徴収費は、国保税の徴収に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金396万円は、65団体ある納税貯蓄組合に対する補助金が主なものでございます。

266ページをお願いいたします。1款3項1目運営協議会費34万3,000円は、委員12名分の委員報酬が主なものでございます。

267ページ、2款保険給付費、1項療養諸費は、国保加入者の医療費であり、一般被保険者及び退職被保険者等の療養費の支払いに要する経費でございます。全額普通交付金として、県から交付されるものでございます。

268ページをお願いいたします。2款3項1目出産育児一時金は10件分を、4項1目葬祭費は25件の支払いを見込んだものでございます。269ページ、傷病手当金は、3人分の92万6,000円を見込んだものでございます。現在傷病手当金の支給対象期間は、令和2年1月から令和3年6月30日までとなっており、順次延長されております。

270ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金は、県が国保事業の運営に必要な経費を見込み、本町の負担分を算出したもので、1項医療給付分と2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分とに分かれ、3つの納付金の合計額は3億5,482万9,000円となり、前年度より2,999万8,000円の減額となっております。

272ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費は、国保連に委託し、年6回行っております被保険者への医療費通知が主なものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、生活習慣病の予防や健康寿命延伸を目的とした予算でございます。12節委託料では、831人分の特定健康診査委託料や、208人分の人間ドック、脳ドック健康診査委託料、特定健診受診率向上事業委託料が主なものでございます。特定健診受診率向上事業は、未受診者への受診勧奨について、人工知能による解析技術を用いることにより実施するものでございます。

273ページの3項1目健康づくり費は、健康づくり推進協議会、保健協力員、食生活改善推進員の活動に要する経費を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(久慈 聡君)

討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(久慈 聡君)

異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長(馬場 均君)

議案第28号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について補足説明いたします。

本会計は、三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。地域住民の健康を守るため、地域医療の確保に努めてまいります。また、本会計は公営企業会計であり、地方公営企業法の規定により収益的収支と資本的収支に区分されております。

287ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量では、許可病床数を一般病床57床、療養病床39床、合計96床としております。うち稼働病床は、一般病床49床、療養病床39床で、合計88床となっております。

患者数につきましては、入院の一般病床では1日平均31.6人、年間1万1,534人、療養病床では1日平均29.6人、年間1万804人、外来では1日平均192.5人、年間4万6,585人を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の収入では、第1款病院事業収益として15億5,501万8,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、第1項医業収益12億1,415万8,000円、第2項医業外収益3億1,632万7,000円、第3項特別利益2,453万3,000円と見込んでおります。

288ページ、289ページをお願いいたします。支出では、第1款病院事業費用として19億1,431万1,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、第1項医業費用18億5,519万5,000円、第2項医業外費用5,711万6,000円、第3項特別損失100万円、第4項予備費100万円と見込んでおります。

第4条、資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入として3億6,925万6,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、第1項企業債1億6,690万円、第2項負担金2億115万6,000円、第3項貸付金返還金120万円と見込んでおります。

支出では、第1款資本的支出として3億6,282万3,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、第1項建設改良費1億3,161万6,000円、第2項企業債償還金2億2,900万7,000円、第3項貸付金120万円、第4項予備費100万円と見込んでおります。

第5条は、起債の目的及び限度額等となっております。医療器械整備事業債については、限度額を7,310万円、特別減収対策企業債については限度額を9,380万円としております。いずれも利率を5%以内、融資先の貸付条件による償還としております。

第6条では、一時借入金の限度額を25億円としております。

第7条では、予定支出の各項の経費を流用することができる場合として、医業費用と医業外費用間の流用としております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費12億378万3,000円、公債費60万円としております。

第9条では、企業債元利償還等のため、一般会計から病院事業特別会計に繰り入れる額を5億2,069万8,000円としております。

第10条では、棚卸資産購入限度額を10億円としております。

290ページをお願いいたします。第11条では、令和3年度に取得予定の主な資産であります。ナースコールシステム、一般撮影装置などの取得を予定しております。カセットFPDシステムは、エックス線一般撮影で放射線を受け画像化するパネルであります。

318ページ、319ページをお願いいたします。予算の主なるものについてご説明いたします。収益的収入、1款1項1目入院収益6億6,090万9,000円は、一般病床49床、療養病床39床の入院診療に係る収益であり、1日当たりの入院患者数を一般病床31.6人、療養病床29.6人として収入を見込んだものであります。

2目外来収益3億9,385万5,000円は、1日当たり平均患者数186人として収入を見込んだものであります。

4目その他医業収益では、個室を利用した場合の室料差額収益1,210万円、集団健診や予防接種等の公衆衛生活動費2,060万円、救急医療の確保に要する負担金などの一般会計繰入金1億1,035万4,000円を計上しております。

5目介護に係る収益519万円は、在宅患者に係る訪問診察、訪問看護等の収益であり、年間患者数1,573人として収入を見込んだものであります。

2項2目他会計補助金は、企業債償還利子等に要する経費負担金として、4目負担金交付金は僻地巡回診療に係る経費負担金として一般会計から繰入れするものであります。

3目補助金は、蛇沼地区、大平地区、大舌地区で実施する僻地巡回診療に係る県からの補助金であります。僻地巡回診療は、各地区合計で年間32日間を予定しております。

6目長期前受金戻入は、長期前受金勘定に繰入れされた医療機器の購入や建設改良の際の補助金を当該医療機器等の減価償却に合わせ、長期前受金勘定から収益化するものであります。

7目その他医業外収益は、医業に直接要しないおむつ使用料等の収入であります。

3項1目他会計繰入金は、収支差額の補填のための一般会計からの繰入金であります。

次に、収益的支出を御覧ください。1款1項1目給与費は、職員、会計年度任用職員の給与、手当、非常勤医師の報酬、法定福利費などであります。前年度の手当の支給状況や会計年度任用職員の雇用状況などを基に計上しております。

320ページ、321ページをお願いいたします。2目材料費は、患者に投与する薬品費及び処置のための診療材料費が主なるものであります。

3目経費は、職員の旅費や施設の維持管理等に要する経費であります。保険料などの削減に伴い減額となっております。

4目減価償却費は、病院の建物や医療機器等を耐用年数で償却するための経費であります。

5目資産減耗費は、薬品、診療材料が期限切れとなり廃棄した場合及び機器の更新に伴い、既存の機械器具を除却した場合の資産の減少分を経費として計上するもので

あります。

322ページ、323ページをお願いいたします。6目研究研修費は、職員の研修のための図書費や研修参加費であります。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債や一時借入金の利息を計上しております。

2目長期前払消費税勘定は、資産を購入した際の控除対象外消費税を償却するものであります。

4目雑損失は、医療要員奨学金を利用した看護師が三戸中央病院に勤務したことにより、奨学金の返還を免除するための費用などを計上しております。

1款3項特別損失では、保険等調整減など、過年度損益の修正分を計上しております。

1款4項予備費は、不測の支出に対応するための予算であります。

次に、資本的収入を御覧ください。1款1項は、医療機器整備事業債、こちらはカセットF P Dシステム、ナースコールシステム、透析溶解装置等の医療機器を購入するための企業債であります。

2目特別減収対策企業債は、新型コロナウイルスによる減収を補填するための企業債であります。入院、外来収益の平成30年度決算額からの減収分を計上しております。

2項他会計負担金は、医療機器の購入費及び企業債元金償還金に係る一般会計からの繰入金であります。

3項貸付金返還金は、看護学生に貸付けた奨学金の返還金であります。

資本的支出を御覧ください。1款1項建設改良費では、カセットF P Dシステム、ナースコールシステム、電話交換機などの機器の購入費1億2,909万円、リース料252万6,000円を計上しております。

2項企業債償還金は、企業債元金の償還金であります。

3項貸付金は、看護学生等に対する奨学金貸付金であります。

4項予備費は、不測の支出に対応するための予算であります。

令和3年度においては、赤字額3億5,929万3,000円、不良債務額8億5,746万1,000円を見込んだ予算となっております。厳しい経営状況となっておりますが、今後とも町民に密着した地域の中核病院としての役割を担い、地域医療を確保するため、より一層の収入の確保、経費の節減に努め、経営の健全化に取り組んでまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（久慈 聡君）

質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木 和志委員

4点ほどお伺いします。

当初予算で赤字予算を組むようになってから、もう数年たつわけですけれども、去年、今年と医業収益の部分で3億円を超える赤字が出ているということで、まず赤字予算を組まなければならなかった要因というか概要、どのように分析しているかということと、公営の病院の宿命で、赤字もしようがないという部分はあるのですけれども、やっぱり医業収益15億円強に対して3億円を超える赤字がある。しかも、その15億円の中に一般会計からの繰入金3億1,000万円強があつての赤字となると、やはり通常の企業ではあまりにも大きいようなイメージを持ててしまいます。そこで、次年

度、令和3年度、赤字の圧縮に向けた取組を何か考えているかというのが2点目。

あと、外来の患者数なのですが、昨年の予算書で1日平均192名の外来患者を見込んでいまして、昨年の方はコロナ問題が発生する前の予算ということで当初192名だったので、その後コロナ禍になって、患者数が減っていく、そこはそれで収益が下がるということは理解するのですが、今年の方は186人ですか。どういう根拠でこの人数を出したのか分かりませんが、今年コロナ禍の先が見えない状況で、この患者の数というのは確保できるのか。年度途中で、また患者数の減少の補正とかがないように頑張ってもらいたいので、その見通しをどう見ているのかというのが3点目。

あと、医師の奨学金を活用したドクターがいて、前日の補正のときでしたか、説明で、今インターンに行っているかという説明があったと記憶しているのですが、三戸町の医師奨学金を活用しているドクターというのは、三戸中央病院には来ないのか、その4点お願いしたいと思います。

○病院事務長（馬場 均君）

4点ご質問をいただきました。

初めに、なぜ赤字になっているのかというところのご質問だと思います。この部分につきましてですが、まず収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などもありまして、入院、外来収益共に減少しているということで、令和3年度予算では令和元年度の決算比、入院では患者数16.1%、収益10.5%、外来では患者数2.9%、収益4%の減少を見込んでおります。

また、会計年度任用職員制度が今年度から、令和2年度から始まったというところがございます。これに伴いまして、給与費のほうが増加したということもありまして、費用が増加したということが赤字の大きな理由になっているというふうにご考えております。

まず、この赤字予算を組むことについてですが、これにつきまして、新型コロナウイルス感染症による収入の減少ですとか、あとは会計年度任用職員制度による経費の増加ということで、非常に厳しい経営状況となっているというところで、当然赤字を計上したくてしているということではございません。もちろん予算上、こういう形での計上ということになりましたが、今後収入の確保と経費の削減に努めまして、収支の均衡を図るように努力してまいりたいというふうには考えております。

具体的にどのようにして赤字のほう解消していくかというところがございますけれども、こちらにつきましては、患者の受入れ態勢のほう、現状からさらに整備いたしまして、また連携室等を通じまして、患者のほうの確保を進めてまいりたいと。それによつての収益の改善を図っていくということと、あとはこれまで以上に経費のほうの見直しをして、経費の削減に努めてまいりたいということで考えてございます。

あと、医師の件でございます。現在インターンのほうに行っておられるということで、三戸中央病院に来る予定はないのかということですが、まず奨学金のほうを利用していただいて、医学部のほう卒業されておられます。当然三戸中央病院のほうに勤務していただければ、奨学金につきましては返還の免除等がございます。ということもございまして、将来的には三戸中央病院のほうに勤務していただけるということで、現在いるところでございます。

以上です。

○佐々木 和志委員

赤字予算を組むことに関しては、しようがないというか、空財源で予算組んでもしようがないわけですから、いいのですけれども、毎回毎回申し上げているのですけれども、赤字予算は当初予算として認めましょう、その代わり頑張って最終的には赤字の幅が少なくなるように、できるのであれば限りなく黒字に近いところに持って行ってくださいということを申し上げて、毎年通してきていました。去年はコロナ禍という特殊な事情で、この間も最終的には補正を通したわけですがけれども、厳しいのは重々承知しているのですけれども、今年度みたいに年度途中でまた一般会計の繰り出し増とか、外来患者の減収とかというのがないように、とにかく取り組んでいただきたいということでもあります。

ドクターの件に関しては、了解しました。とにかく来ていただけるような働きかけをしていただきたいというふうに思います。答弁いいです。

○委員長（久慈 聡君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（久慈 聡君）

異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本特別委員会に付託されました令和3年度予算関係議案8件の審査が終了しました。委員各位のご協力ありがとうございました。

以上をもって予算特別委員会を閉会します。

（午後 2時23分）

署名

委員会条例第27号の規定によりここに署名する。

予算特別委員会 委員長
